

令和4年9月定例会会議録（第1号）

令和4年9月9日 金曜日 午前10時00分開会
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会会長 武田清治

選挙事務局局長 岸 聡

農業委員会会長 浅沼玲子

農業事務局局長 横山 浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 小松真子

総務主査 笹原佳子
主事 秋葉佑太

議事日程（第1号）

令和4年9月9日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第7号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第8号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第9号令和3年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

（一括上程、提案説明、採決）

- 日程第 7 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（上程、提案説明、採決）

- 日程第 9 議案第49号新庄市教育委員会委員の任命について

（上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第10 議案第50号明倫学園建物周辺外構工事請負契約の締結について

（一括上程、提案説明）

- 日程第11 議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第17 議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

日程第 1 8 決算特別委員会の設置

(一括上程、提案説明、総括質疑)

日程第 1 9 議案第 5 1 号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 0 議案第 5 2 号最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について

日程第 2 1 議案第 5 3 号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 2 議案第 5 4 号市道路線の認定及び廃止について

日程第 2 3 議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

日程第 2 4 議案第 4 5 号令和 4 年度新庄市一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 2 5 議案第 4 6 号令和 4 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 2 6 議案第 4 7 号令和 4 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 7 議案第 4 8 号令和 4 年度新庄市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

高橋富美子議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
それでは、これより令和4年9月新庄市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

高橋富美子議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山科春美さん、奥山省三さんのお二人を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

高橋富美子議長 日程第2会期決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長佐藤卓也さん。
(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

佐藤卓也議会運営委員長 おはようございます。
それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。
去る9月2日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員5名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集され

ました令和4年9月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております令和4年9月定例会日程表のとおり、本日から9月26日までの18日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告3件、諮問2件、令和3年度決算の認定等7件、補正予算4件、議案6件、請願1件の計23件であります。

案件の取扱いにつきましては、本日報告3件の後、諮問第3号及び諮問第4号、議案第49号の諮問2件、議案1件につきましては、人事案件でありますので、提案説明の後、委員会の付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

また、議案第50号の議案1件につきましても、提案説明の後、委員会の付託を省略し、本日の本議会において審議をお願いいたします。

議案第38号から議案第44号までの令和3年度決算の認定等7件につきましては、本日、全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして、審査をしていただきます。

議案第45号から議案第48号までの補正予算4件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、9月26日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第51号から議案第54号までの議案4件につきましては、本日、本会議に上程し、提案説明の後、総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託をし、審査をしていただきます。

次に、一般質問であります。今期定例会の一般質問通告者は6名でありますので、1日目3名、2日目3名で行っていただきます。なお、

質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしく取り計らいくださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員

長から報告のありましたとおり、本日から9月26日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、会期は9月9日から9月26日までの18日間と決しました。

令和4年9月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	9月9日	金	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。諮問(2件)の一括上程、提案説明、採決。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。決算(7件)の一括上程、提案説明。決算特別委員会の設置。議案(4件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(4件)の一括上程、提案説明。
			決算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第2日	9月10日	土	休 会			
第3日	9月11日	日				
第4日	9月12日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 山科正仁、小嶋富弥、山科春美の各議員
第5日	9月13日	火	本会議	議場	午前10時	一般質問 佐藤悦子、庄司里香、叶内恵子の各議員
第6日	9月14日	水	常任委員会	総務文教(議員協議会室)	午前10時	付託議案、請願の審査

会期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第7日	9月15日	木	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第8日	9月16日	金	決 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和3年度一般会計及び特別会計決算の審査、水道事業会計利益の処分及び決算の審査、下水道事業会計決算の審査
第9日	9月17日	土	休 会			
第10日	9月18日	日				
第11日	9月19日	月				
第12日	9月20日	火	決 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和3年度一般会計及び特別会計決算の審査、水道事業会計利益の処分及び決算の審査、下水道事業会計決算の審査
第13日	9月21日	水	休 会			本会議準備のため
第14日	9月22日	木				
第15日	9月23日	金	休 会			
第16日	9月24日	土				
第17日	9月25日	日				
第18日	9月26日	月	本 会 議	議 場	午前10時	決算特別委員長報告、採決。各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(4件)の質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

高橋富美子議長 日程第3市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、9月定例会に先立ちまして、行政報告をさせていただきます。

新庄まつりについてであります、初めに、

今年の新庄まつりの開催に御尽力いただいた新庄まつり実行委員会、そしてコロナ禍でありながら3日間にわたるまつり催事の実施に御協力いただいた神輿渡御行列実行委員会、新庄山車連盟、新庄囃子連盟の各団体、関係各位の皆様、に心から御礼申し上げます。

今年の新庄まつりは、過去最高を記録した令和元年度の56万人を大幅に下回り、23万人少ない33万人の人出となりました。令和元年度以来、3年ぶりの通常開催を目指しましたが、新型コロナウイルス感染症対策として24日、25日もアピエス有料観覧席を設けなかったことや、26

日の飾り山車が各町内での実施となったこと、さらに、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にある中、最上郡内においても拡大傾向にあったことが影響し、人出を大きく押し下げたものと考えております。

初日24日の宵まつりは、曇り空の下、山車行列は予定どおり実施されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の方々もまつり行事への参加を控えたことに加え、平日開催となった曜日配列も影響し、令和元年度よりも8万人減の15万人の人出となりました。

25日の本まつりは、早朝は雨模様で不安定な天候でありましたが、神輿渡御、山車の両行列の頃には時折小雨がばらつく程度で、沿道での観覧に支障を来すほどでもなく、多くの市民の方々からまつりを楽しんでいただきました。しかし、平日という曜日配列に加え、コロナ禍での本まつりということと、夜には強い雨に見舞われたことにより、人出は令和元年度に比べ10万人減の12万人となりました。

26日の後まつりは、新型コロナ対策として、各町内の山車小屋前で飾り山車を行い、街中鹿子踊は中止となりました。曇天が続く中、手締式にてまつりのフィナーレを迎えましたが、新型コロナウイルス感染症対策のための催事内容の変更や曜日配列の影響は拭えず、令和元年度に比べ5万人少ない6万人の人出となりました。

今後も、世界に誇れるまつりとして、新庄まつり実行委員会への支援を通じ、取り組んでまいりますので、今後のさらなる御理解と御協力をお願いし、本年の新庄まつりの報告とさせていただきます。

日程第4報告第7号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

高橋富美子議長 日程第4報告第7号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第7号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市体育協会の経営状況の報告として、令和3年度事業決算報告書を議会に提出するものであります。

市体育協会の令和3年度事業についてであります。新型コロナウイルス感染対策を十分に図りながら、新規事業としてスポーツフォートコンテストを実施するとともに、令和2年度から実践しているこども・はばたき事業において、新庄「はばたきクラブ」を新たに立ち上げ活動するなど、各種のスポーツ振興事業を展開しております。

また、施設管理事業におきましても、感染対策に努めながら、市のスポーツ施設の管理運営などを行っております。市のスポーツ施設の利用状況につきましては、第4四半期においては、新型コロナウイルス感染症拡大による利用控えなどの影響により、屋内施設は前年を下回る利用状況でありましたが、屋外施設の市民スキー場では、利用者同士の距離を取りやすいことや、利用料金が無料となった児童生徒の保護者の利用が好調であったことにより、結果的には利用料金収入は前年度を上回り、過去10年間でも2番目に高い額となっております。

決算の状況についてであります。経常収益は報告書3ページにありますように、利用料金収入の伸びや指定管理料の増額により、1億7,269万6,680円となっております。また、経常

費用につきましては、燃料費、電気料金の上昇などにより、1億6,992万8,281円となっております。

なお、市体育協会の令和3年度事業及び決算につきましては、令和4年6月24日に開催された同協会の令和4年度定時評議員会において承認されたものであり、詳細につきましては別冊報告書のとおりであります。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告とさせていただきます。

高橋富美子議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5報告第8号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

高橋富美子議長 日程第5報告第8号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第8号新庄市土地開発公社の経営状況について御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度決算について報告するものであり、お手元の令和3年度決算書につきましては、去る5月26日に開催されました令和4年第2回新庄市土地開発公社理事会において承認されたものであります。

令和3年度の事業といたしましては、市の定住対策に向け、公社が取り組むべき宅地開発候補地調査の中で優先的に進めることといたしました小桧室地区につきまして、事業の規模や範囲などに関する調査を行い、準備を進めてきた

ところでございます。また、公社が保有していた残地的な土地につきましても、一部売却をいたしました。

令和3年度の損益につきましては、48万829円の損失となっております。

なお、詳細につきましては、配付しております決算書のとおりであります。

以上、令和3年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

高橋富美子議長 本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第6報告第9号令和3年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

高橋富美子議長 日程第6報告第9号令和3年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第9号令和3年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、昨年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので、数値はございません。

実質公債費比率につきましては7.1%となり、前年度の7.2%より0.1%減少しております。

また、将来負担比率につきましては19.3%と

なり、前年度の18%より1.3%増加しております。

次に、資金不足比率についてであります。繰り出し基準に基づき、一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての公営企業会計で不足額はございませんでした。

以上、令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

高橋富美子議長 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承願います。

諮問2件一括上程

高橋富美子議長 日程第7諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第8諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号から諮問第4号までは一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて一括して御説明申し上げます。

本案につきましては、令和4年12月31日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員の2名の方につきましては、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定

により議会の意見を求めるものであります。

今回推薦する方は、引き続き推薦する方として、押切喜美子さん、新たに推薦する方として、小国 毅さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第3号及び諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号から諮問第4号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第4号はこれに同意することに決しました。

日程第9議案第49号新庄市教育 委員会委員の任命について

高橋富美子議長 日程第9議案第49号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第49号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員4名の方のうち、1名の方が令和4年9月30日をもって任期満了となることから、新たに任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方は、斉藤浩昭氏で、任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間であります。

参考として経歴を添付しておりますが、本市の教育行政を推進していただく上で、誠にふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りします。

ただいま説明のありました議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論

を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第49号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第10議案第50号明倫学園 建物周辺外構工事請負契約の締結 について

高橋富美子議長 日程第10議案第50号明倫学園建物周辺外構工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第50号明倫学園建物周辺外構工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、条件付一般競争入札に付した明倫学園建物周辺外構工事に係る請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御

提案申し上げるものであります。

契約の内容であります。工事名は明倫学園建物周辺外構工事、工期は令和4年9月12日から令和5年7月31日まで、契約金額は2億3,485万円、契約の相手方は沼田建設株式会社であります。

工事の内容であります。通路駐車場舗装8,213平方メートル、遊びの広場整備1,493平方メートル、テニス工、その他附帯工などとなっております。

明倫学園につきましては、並行してグラウンド整備工事、旧明倫中学校解体工事も進めております。

工事に当たっては、引き続き、学校行事の日程なども考慮し、安全面に十分に配慮しながら進めてまいります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 入札の状況についてお尋ねいたします。予定価格はお幾らだったのか、また、入札参加者はどういう状況だったのか。入札の金額は、割合はどうだったのか、お願いします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 それでは、お答えします。

予定価格、税抜きでございますが、2億4,466万円でございます。入札の業者でございますけれども、実際に7者が事前に申込みがございました。入札当日に3者が辞退しておりまして、4者による応札を受けたところでございます。請負の決定額については、2億1,350万円でございます。請負率、落札率については87.26%ということになってございます。

以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 辞退をした業者の理由などはお聞きしたのか、分かればお願いします。

それから、公開された資料によりますと、低入札価格かというようなことで検討もあったようなんですが、そのことの内容についてお願いします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 3者の辞退については、当日応札のときまでに辞退ということで、当初申込みはあったわけですが、実際に工期であったりとか工種であったりとか、いろいろな中で実際にそれぞれの個々の事由により辞退されたというようなことになっておるかと思っております。

今、低入札というようなことでありますけれども、今回の入札の予定価格は2億4,466万円でございますが、低入札の基準価格を設けてございます。その価格が2億2,048万円ということで、今回請負の決定額については2億1,350万円ということで、その基準価格を下回りましたので、低入札の調査委員会を開催してございます。

この調査委員会については、実際にその工事がそれぞれの部分できちんと対応できるかということを審査するものでございますが、担当課のほうにそれぞれ工種においてきちんとそれが可能かということで確認を取ってございます。

今回、その内容の聞き取りの中身でございますが、実際に当該工事において使用機械、それから使用資材の部分については、自社及びグループ会社等で保有しているというようなことで、これらの費用については安価にできるというようなことを聞き取りしております。

また、自社と現場資材置場等が市内であり、運搬経費も抑えることができるというようなこととか、あと隣接した自社請負工事があるというようなことで、共通仮設費についても安価にできるというようなことで、諸経費についても抑えて設定することができるというようなことで、その他設計当初内容の部分についてはこれらをもって施工することが可能だというようなことで、それぞれ計画、施工の部分についてその金額でもきちんと施工が可能だということで判断したということで、その聞き取り調査の結果を低落の委員会にかけまして、最低価格であるその事業者に落札決定といたしたところでございます。

以上でございます。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 私から何点か。

学校も体育館とか明倫中学校の旧校舎も解体されて、非常に環境整備が進んでいっているなと思って、今度外構工事始まるんですけども、今までの学校の例を見ますと、非常に工期がなかなか守られていないというような事態があります。天候とかいろんな条件はあるでしょうけれども、やはり子供たちは安全・安心で、きちっとしたところで勉強なりいろんなことが求められるわけですので、まず監理者として常にやっぱり工期を守っていただくような監視とか、施工に当たってそういう密接な業者さんとの進行に努めていただきたいということと、もう一つは環境整備、地域住民の方々の声にもやはり

添っていただきたいと思います。例えばゴミステーションの置場所とか、やはりそういった地域の住民の方々をよくニーズと折り合った環境整備を求めたいと思いますので、その辺、いかがかお聞きしたいと思います。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 工期についてでございますが、今回2か年事業ということで、かなり長期にわたりまして外構工事を予定してございます。その間、冬期間も挟むわけでございますけれども、休止期間も挟みながら7月までに完成させて、2学期に間に合うような形で確実に進めてまいりたいと考えているところでございます。そのために、業者とのやり取りですとか、確実な施工監理に努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の地域住民の声をどういうふうに反映していくのかということで、小嶋議員からも御提案を受けた地域の説明会等も開催しまして、直接お話を伺う中で様々な御意見等ございますので、それを反映できるものはなるべく反映する形で考えてございます。やはり地域の皆様の御協力、御理解がないと、学校建設、その後の学校管理に関してもこれは不可欠でございますので、要望の反映に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） それを聞いてありがたいなと思っていますので、やはり地域に愛される学校というようなことは常に新庄市の教育方針の大きな柱でございますので、ぜひ業者との監理施工のやり取りを密にやっていただいて、やっぱり工期を守って、しっかり子供たちも安

全・安心で勉強、勉学、学習できるようなことで、あと、今地域住民とのコミュニケーションを取るというようなことをお聞きいたしましたので、ぜひひとつそのようなお計らいをしていただければ大変ありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） 今回の入札率が87.26%と低額で落札されて、そして委員会にかけて、いろいろな理由づけがあつて問題なかったという財政課長のお話だったんですけども、この低落の入札に関して前も私、質問したんですけども、幾ら低落すれば失格になるんですか。やはり、適正な価格で入札してもらって、そして立派なものを造ってもらって、長く安全・安心な建物で子供たちが暮らせればいいなど私は思うんですけども、新庄市で入札する場合、低落で失格になった案件ってないはずですよ。ありますか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 実際に低落になった業者は当然あります。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） ちょっと質問の仕方が間違っておりました。再度お聞きしますけれども、この低額で落札された企業に対して、次回からのそういう何ていうか、ないんですかね。誰でも、これから公共事業が少なくなってきた場合、低落ですれば取れますよと、そういう雰囲気づくりをすれば、本当に新庄市の公共事業の工事に関して、私はちょっと残念だなという思いでおるんですけども、その辺もっとしっかりやはり入札の際は、財政課長はじめ、これは恐らく副市長が取ったと思うんですけど

も、今後このような低落で落札することのないように、適正な価格で入札されることを指導してほしいと思います。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 低落の部分で少し詳しく御説明申し上げますけれども、実際に入札に関しては、当然、予定価格を設定しておる中で、それを下回る部分で最低の落札者を決めていくというようなことになってございますが、ただ基準としまして、一応それぞれ直接工事費、共通仮設経費、それから現場管理費、一般管理費と4つの区分を設けてそれぞれ基準に従って数字をはじきまして、調査基準価格を設定しているところでございます。

ただ、この際に、直接工事費であれば75%は持つておかないとできないよとか、あと共通仮設経費においても75%、現場管理費についても75%以上でなければならぬ、それから一般管理費については50%以上でなければならぬと、4つの工種においてそれぞれ審査するわけでございます。その中で、一つでもその部分が判定でアウトとなれば、その時点ではもう既に失格ですよ。

ただ、基準ではありますが、たださっき言った調査基準価格の部分で実際に引っかかっているという部分がある場合においては、先ほども言ったとおり、それぞれの工種において、どういった形でそれぞれの工種についてやれるのかということ業者に聞き取りをすると。その中で、先ほども言ったとおり、現場がほかの現場と近くあるとか、そういったもろもろの理由で可能ですよというようなことをそれぞれ聞き取り調査すると。その中で、その基準価格を下回った場合でも、それぞれの理由がきちんとなるということであれば、その工事自体も適切に工事が施工されるということが判断される場合は、一応、低入札の落札の審査会があるわけですけ

れども、その中でオーケーということで業者を選定するというようなことでございます。

あくまでも基準の部分で、先ほど言った4工種において75%とか50%とかという部分について、それを下回った場合についてはそこですなわち失格という判断もしてございますので、これからの工事施工に当たっては品質を確保しなければならないという部分は当然ありますので、そこはきちんと入札の中で判断していくというようなことでございますので、よろしくお願います。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号明倫学園建物周辺外構工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案7件一括上程

高橋富美子議長 日程第11議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17議案第44号令和3年度新庄市下水道

事業会計決算の認定についてまでの7件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5議案につきましては会計課長より、議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての2議案につきましては上下水道課長より、それぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から承りました御意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいる所存であります。

私からの説明は以上であります。御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 続いて、会計管理者兼会計課長荒田明子さんより説明願います。

会計管理者兼会計課長荒田明子さん。

(荒田明子会計管理者兼会計課長登壇)

荒田明子会計管理者兼会計課長 おはようございます。

それでは、議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第42

号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで5議案につきまして、令和3年度歳入歳出決算書を基に御説明申し上げます。

決算書は地方自治法に基づき作成しており、全体で275ページとなっております。

初めに、5ページを御覧ください。

会計別歳入歳出決算総覧でございます。

全会計の状況は、一番下の合計欄に記載しており、予算現額321億3,212万7,270円、収入済額329億2,211万6,600円、支出済額309億6,037万5,036円。

一番右側を御覧ください。予算現額に対する収入率は102.46%、執行率は96.35%でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

会計ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入につきましては、上の段の項目欄を御覧ください。

左から、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に整理しております。

初めに、一般会計の歳入でございます。

1款市税から順番に記載しており、12ページを御覧ください。

一般会計の歳入合計につきましては、予算現額244億5,143万7,270円、調定額250億7,593万4,194円、収入済額247億5,508万5,583円、不納欠損額1,899万5,108円、収入未済額3億185万3,503円でございます。

次に、14ページを御覧ください。

歳出でございます。

上の段の項目欄につきましては、左から、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に整理しております。

一般会計の歳出は、1款議会費から順番に記載しており、16ページを御覧ください。

一般会計の歳出合計につきましては、予算現額244億5,143万7,270円、支出済額235億2,662万8,875円、翌年度繰越額8,018万9,200円、不用額8億4,461万9,195円でございます。

なお、表の下には歳入歳出差引残額を記載しており、12億2,845万6,708円となっております。また、そのうち6億2,000万円を財政調整基金に繰入れしております。

次に、18ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入の1款国民健康保険税から8款国庫支出金までの歳入合計につきましては、予算現額33億7,911万8,000円、調定額40億560万9,803円、収入済額38億7,423万9,581円、不納欠損額は1款国民健康保険税2,582万4,351円、収入未済額は1款国民健康保険税、7款諸収入を合わせて1億554万5,871円でございます。

次に、20ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費から8款諸支出金までの歳出合計につきましては、予算現額33億7,911万8,000円、支出済額33億147万5,512円、翌年度繰越額はなく、不用額7,764万2,488円でございます。表の下、歳入歳出差引残額は5億7,276万4,069円となっております。

次に、22ページを御覧ください。

交通災害共済事業特別会計でございます。

歳入の1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの歳入合計につきましては、予算現額567万2,000円、調定額と収入済額は同額の613万7,729円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、24ページを御覧ください。

歳出でございます。

歳出合計につきましては、予算現額567万2,000円、支出済額452万7,837円、翌年度繰越額はなく、不用額114万4,163円でございます。歳入歳出差引残額は160万9,892円となっております。

す。

次に、26ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計でございます。

歳入の1款保険料から10款諸収入までの歳入合計につきましては、予算現額38億4,264万9,000円、調定額38億3,622万9,043円、収入済額38億2,554万5,956円、不納欠損額は1款保険料の375万2,714円、収入未済額は1款保険料、2款分担金及び負担金、10款諸収入を合わせて693万373円であります。

次に、28ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費から8款予備費までの歳出合計につきましては、予算現額38億4,264万9,000円、支出済額36億8,045万2,330円、翌年度繰越額はなく、不用額1億6,219万6,670円であります。歳入歳出差引残額は1億4,509万3,626円となっております。

次に、30ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計でございます。

歳入の1款保険料から6款国庫支出金までの歳入合計につきましては、予算現額4億5,325万1,000円、調定額4億6,263万4,861円、収入済額4億6,110万7,751円、不納欠損額は1款保険料の72万1,950円、収入未済額は同じく保険料80万5,160円であります。

次に、32ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費から4款諸支出金までの歳出合計につきましては、予算現額4億5,325万1,000円、支出済額4億4,729万482円、翌年度繰越額はなく、不用額596万518円であります。歳入歳出差引残額は1,381万7,269円となっております。

続きまして、40ページを御覧ください。

40ページからは、会計別の歳入歳出決算事項別明細書でございます。会計ごと歳入歳出の順となっており、257ページまでとなります。

次に、260ページを御覧ください。

ここからは実質収支に関する調書でございます。

260ページの一般会計におきましては、4の翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)繰越明許費繰越額が731万8,200円となっております。そのため、3の歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を差し引いた5の実質収支額は12億2,113万8,508円となります。また、6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は6億2,000万円となり、財政調整基金に繰入れしております。

令和3年度は一般会計以外に翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、次のページ、261ページからの特別会計の3の歳入歳出差引額と5の実質収支額が同額となっております。

最後に、266ページを御覧ください。

財産に関する調書でございます。公有財産、物品、債権、基金の順で記載しております。

以上、令和3年度歳入歳出決算書についての御説明といたします。よろしくお願いたします。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

次に、上下水道課長矢作宏幸さんより説明願います。

上下水道課長矢作宏幸さん。

(矢作宏幸上下水道課長登壇)

矢作宏幸上下水道課長 私からは、議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定及び議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、議案第43号令和3年度新庄市水道事

業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の令和3年度新庄市上下水道事業会計決算書の2ページ、3ページを御覧ください。

決算報告書になります。

収益的収入につきましては、決算額11億1,310万7,886円となり、予算額に対し1,932万3,886円の増になります。支出につきましては、決算額10億6,773万4,917円となり、不用額は1,293万1,083円になります。

4ページ、5ページの資本的収入につきましては、決算額5,901万6,703円となり、予算額に対し552万8,703円の増になります。支出につきましては、決算額3億7,205万7,131円となり、不用額は555万8,869円になります。

6ページ、7ページの損益計算書につきましては、当年度純利益が3,540万5,831円の黒字となり、当年度未処分利益剰余金は2億4,038万1,064円となっております。

8ページ、9ページの剰余金計算書につきましては、当年度末残高として資本金は66億9,412万8,259円、資本剰余金は484万7,943円、利益剰余金は5億4,732万9,609円となっております。

8ページ下部の剰余金処分計算書案について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の当年度末残高は2億4,038万1,064円となっておりますが、建設改良積立金に3,500万円を積立てし、処分後の残額2億538万1,064円を令和4年度へ繰り越すものでございます。

建設改良積立金に積み立てる3,500万円については、令和3年度純利益に相当する額を今後の老朽化が進む水道施設の更新財源として積み立てるものです。

地方公営企業法の規定に基づき、利益の処分につきまして議決をお願いするものでございます。

10ページからは貸借対照表及び中期決算附属書類を記載しておりますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上、議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

38、39ページを御覧ください。

決算報告書になります。

初めに、公共下水道事業について御説明申し上げます。

収益的収入につきましては、決算額9億5,343万1,320円となり、予算額に対し1,640万320円の増になります。支出につきましては、決算額9億1,024万2,551円となり、不用額は1,862万9,449円になります。

40、41ページの資本的収入につきましては、決算額4億8,836万6,500円となり、予算額に対し2,095万7,500円の減になります。支出につきましては、決算額7億6,889万2,139円で、不用額は367万5,861円になります。

42、43ページの農業集落排水事業について御説明申し上げます。

収益的収入につきましては、決算額9,428万8,582円となり、予算額に対し244万6,582円の増になります。支出につきましては、決算額8,864万6,592円となり、不用額は221万6,408円になります。

44、45ページの資本的収入につきましては、決算額1,693万8,000円となり、予算額に対し2,000円の減になります。支出につきましては、決算額3,528万9,659円となり、不用額は1,341円になります。

46、47ページの損益計算書について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、当年度純利

益が2,671万529円の黒字となり、当年度未処理欠損金は6億213万1,530円となっております。

続きまして、48、49ページの農業集落排水事業につきましては、当年度純利益が564万1,990円の黒字となり、当年度未処分利益剰余金は642万541円となっております。

50、51ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、当年度末残高として、資本金は2億8,188万2,000円、資本剰余金は6,546万7,878円、未処分利益剰余金はマイナス6億213万1,530円となっております。

50ページ下部の欠損金処分計算書につきましては、利益等の処分はございませんので、そのまま令和4年度へ繰り越すものでございます。

52、53ページの農業集落排水事業につきましては、当年度末残高として資本金は2億569万9,217円、資本剰余金は872万8,248円、未処分利益剰余金は642万541円となっております。

52ページ、下部の剰余金処分計算書につきましては、利益等の処分はございませんので、そのまま令和4年度へ繰り越すものでございます。

54ページからは貸借対照表及び中期決算附属書類を記載しておりますので、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上、議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

高橋富美子議長 ただいま説明のありました議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算並びに議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての決算について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員大場隆司さん。

(大場隆司代表監査委員登壇)

大場隆司代表監査委員 おはようございます。

それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開き願います。

地方自治法の規定により審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びその中の各基金の運用状況について、石川正志委員共々審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、新庄市監査基準に準拠し、審査に付された令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、法令その他の規定に沿って処理されているか、決算計数は正確であるかを審査の着眼点として、歳入歳出簿、その他関係帳簿、収入支出証書類を照合調査するとともに、関係職員から説明を受け、また定例監査の結果を参考にして審査を行いました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施しておりますので、省略いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれの設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確であり、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要は2ページから32ページにわたり記載してございます。その主要な点は、33ページ、34ページの第7むすびで言及してございますので、こちらで説明をいたしたいと思

ます。

33ページをお開き願います。

なお、金額につきましては1,000円単位とし、単位未満を四捨五入しました。したがって、合計金額と内訳の計が一致しない場合がございますが、御了承ください。

第7、むすびでございます。なお、むすびにつきましては、記載のとおり読ませていただきます。

第7、むすび。

令和3年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入が329億2,211万7,000円で前年度に比べ12億2,722万2,000円、3.6%減少し、歳出が309億6,037万5,000円で10億3,736万7,000円、3.2%減少している。

その結果、当年度の形式収支は、歳入歳出差引残額19億6,174万2,000円を計上している。この額から翌年度に繰り越すべき財源731万8,000円を差し引いた実質収支額は、19億5,442万3,000円の黒字となり、前年度に比べ4,605万1,000円、2.3%減少となっている。前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、一般会計では1億2,260万円の赤字、特別会計では7,654万8,000円の黒字、全会計で4,605万1,000円の赤字となっている。

一般会計の歳入は247億5,508万6,000円で、前年度に比べ13億1,503万3,000円、5.0%減少している。これは市債、地方交付税などが前年度に比べ増加したが、国庫支出金、繰入金、寄附金などが減少したことによるものである。

財源別内訳は、自主財源は前年度に比べ10億7,323万9,000円、10.7%減少し、自主財源と依存財源の構成比率は36.2%対63.8%となり、自主財源の比率は前年度より2.2ポイント低くなっている。

自主財源の根幹をなす市税収入は、前年度に比べ2,417万円、0.5%減少している。これは、法人市民税が6,986万6,000円、23.3%、たばこ

税が2,822万7,000円、8.6%増加したが、個人市民税が6,115万7,000円、3.9%、固定資産税が5,860万7,000円、2.8%減少したことによるものである。

依存財源は、前年度に比べ2億4,179万3,000円、1.5%減少している。これは、市債が14億2,109万円、84.8%、地方交付税が8億3,254万3,000円、17.4%増加したものの、国庫支出金が26億4,583万3,000円、37.4%減少したためである。

歳出は235億2,662万9,000円で、前年度に比べ10億4,863万円、4.3%減少している。これは、教育費、民生費、土木費は増加したが、総務費、商工費、災害復旧費が減少したことによるものである。

歳出の中には、他会計への繰出金8億4,259万円が含まれており、介護保険事業特別会計へ5億1,892万2,000円、国民健康保険事業特別会計へ2億339万3,000円、後期高齢者医療事業特別会計へ1億2,027万円の繰り出しとなっている。

特別会計の歳入は81億6,703万1,000円で、前年度に比べ8,781万1,000円、1.1%増加し、歳出は74億3,374万6,000円で、前年度に比べ1,126万2,000円、0.2%増加している。これは、4特別会計のほとんどの歳入歳出において増加があったためである。

不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせ4,929万4,000円で、前年度に比べ4,513万3,000円、47.8%減少している。一般会計では市税で1,415万4,000円、43.7%、分担金負担金で231万3,000円、81.3%の減少、特別会計では国民健康保険事業で2,824万4,000円、52.2%の減少があった。不納欠損処理に当たっては、滞納者の状況を十分把握し、慎重かつ厳正な取扱いを継続して行われたい。

収入未済額は、一般会計が3億185万4,000円、特別会計が1億1,328万1,000円、合わせて4億

1,513万5,000円となり、前年度に比べ4億5,451万3,000円、52.3%の減少となっている。一般会計は、諸収入が1,652万9,000円、66.8%増加したが、国庫支出金が3億9,609万9,000円、89.1%、市税が3,530万7,000円、14.9%、県支出金が577万6,000円、皆減、減少したことなどで収入未済額は4億1,922万8,000円、58.1%の減少となった。特別会計は、国民健康保険事業で3,393万4,000円、24.3%減少したことなどで、3,528万5,000円、23.8%の減少となっている。

また、税外収入の収入未済額のうち、保育所入所負担金が必要な割合を占める分担金負担金は42万1,000円、10.5%の減少、公営住宅家賃が必要な割合を占める使用料及び手数料は184万6,000円、34.0%の増加、諸収入は、生活保護費等返還金、北本町アーケードの事故防止措置に要した費用が増えたことで、1,652万9,000円、66.8%の増加となっている。

収入未済額の合計は、一般会計では、諸収入は増加したが、国庫支出金が大きく減ったことで減少となっている。特別会計では、交通災害共済事業を除く特別会計において減少となっている。負担の公平性と歳入確保のため、継続した収納対策を行い、未済額の縮減に向け、なお一層の努力を期待するものである。

市債残高は172億689万7,000円となり、前年度に比べ17億1,895万2,000円、11.1%増加している。これは、前年度に比べ、義務教育学校建設事業債の増加などで市債発行額が14億2,109万円増加したこと等によるものである。後年度の公債費を考慮しながら、市債の適正な発行に努められたい。

平成21年4月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した実質公債費比率は、令和3年度決算では7.1%となる見込みで、前年度に比べ0.1ポイント低くなっている。財政構造の弾力性を表す指標、経常収支比率は87.0%となる見込みで、前年度に比べ

7.1ポイント低くなっている。

世界的に流行している新型コロナウイルス感染症の長期化が影響し、歳入は引き続き市税等の減少が見込まれる。歳出は、人件費、社会保障費等の増加が見込まれるほか、中部保育所の新設等の投資的事業により、今後も大きな財政負担が続いていくことが見込まれる。加えて、老朽化した市庁舎建て替えのため、計画的な基金積立てを行い、将来の財政負担に向けた準備も望まれる。

また、近年頻発する豪雨等による大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症等の不測の事態に対応できるような財政運営が求められる。

財政運営に当たっては、経済情勢の急激な変化や将来の財政運営に備えるため、中期財政計画に基づき、限られた財源の中で最大限の効果が上げられるよう、事業の精査を確実にを行い、健全化に努められたい。

将来像を『「住みよさ」をかたちに 新庄市』とした第5次総合計画が令和3年度からスタートした。市民一人一人が心の豊かさを実現できるよう、各種施策に取り組んでいる。一方、新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止対策を継続して行き、市民の健康を守るとともに、地域経済の回復に努めていく必要がある。

景気の先行きは不透明な状況にあるが、職員一人一人が意欲を高め、社会情勢の変化に的確に対応した持続可能な自治体運営に努められたい。新庄市が目指す新しい時代に対応したまちづくりを推進し、安全・安心な市民生活の実現が図られることを期待するものである。

次に、別冊の令和3年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書を御覧ください。

財政健全化審査意見につきましては、実質赤字及び連結赤字は生じておらず、健全な状況であると認められます。

先ほど申し上げましたが、実質公債費比率は

7.1%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好であります。なお、前年度と比較すると0.1ポイント低くなっております。

将来負担比率は19.3%となっており、早期健全化基準である350.0%を下回り、良好であります。なお、前年度と比較すると1.3ポイント高くなっております。

以上が令和3年度一般会計、特別会計の決算審査並びに財政健全化審査の概要と意見でございます。よろしくお願いたします。

それでは、同じように、お配りしております上下水道事業会計の決算審査意見書により御報告いたします。

1ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定により審査に付されました上下水道事業会計の決算審査につきまして御報告申し上げます。

審査の方法は、新庄市監査基準に準拠し、決算書類及び決算附属書類が地方公営企業法並びにその他関係法令に準拠して作成され、財務状況及び経営成績を適正に表示しているかを検証し、併せて公共性と経済性が確保されているかを審査の着眼点とし、関係職員から説明を受け、例月出納検査の結果を参考にするなどの方法により審査を行いました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業関係法令に基づいて作成され、上下水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示しており、決算の計数は正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細につきましては、水道事業会計は2ページから11ページ、下水道事業会計は13ページから29ページに記載してござ

います。また、その主要な点につきましては、水道事業会計は12ページ、8、むすび、下水道事業会計は30ページ、むすびで言及しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

12ページをお開き願います。

なお、金額につきましては1,000円単位とし、単位未満を四捨五入しました。したがって、合計金額の内訳の計が一致しない場合がございますが、御了承ください。

8、むすびでございます。なお、むすびにつきましては、記載のとおり読ませさせていただきます。

8、むすび。

令和3年度水道事業会計の決算審査の概要は、以上のとおりである。

給水世帯は1万3,177世帯で前年度に比べ32世帯減少し、給水人口は3万2,428人で750人減少している。行政区域内人口3万3,756人に対する普及率は96.1%であり、前年度と同じである。

また、水道料金徴収の対象となる年間総有収水量は324万7,460立方メートルで、前年度に比べ9,884立方メートルの減少となっている。年間総配水量のうち年間総有収水量の占める有収率は84.3%で、継続した老朽管の更新や漏水調査による修繕工事により、前年度と同じである。しかし、全国平均と比較すると低い状況は続いており、無効無収水量の削減に向け漏水防止対策等に積極的に取り組み、さらなる改善に努められたい。

経営状況を見ると、収益的収支は前年度と比べ、給水収益などが増加したものの、他会計補助金等の減少により収益が713万6,000円、0.7%減少し、費用は、配水及び給水費、原水及び浄水費等が増加したものの、資産減耗費、業務及び総係費等の減少により1,374万円、1.4%減少している。その結果、当年度純利益は3,540万6,000円となっている。

給水人口は減少傾向が続き、また節水志向の高まりなどにより、今後も給水収益の大幅な増収が見込めない状況にある。県広域水道受水費は、平成30年度から新たな給水協定を締結し、2億9,774万9,000円の支出となり、前年度より237万6,000円減少しているが、営業費用の31.0%を占めている。今後も動向を注視し、中長期的な見通しの下、継続的な負担軽減に取り組まれない。

給水原価と供給単価を比較すると、1立方メートル当たりの給水原価は261円66銭、供給単価は260円17銭で、料金回収率は99.4%で100%を下回っている。改善は図られているが、なお効率的な運営に努力されたい。

また、営業未収金は過年度分が2,328万円で、前年度に比べ275万円少なくなっており、現年度分は2,596万4,000円で、前年度より806万5,000円多くなっている。未収金は依然として高額となっており、負担の公平性を確保するため関係機関との連携を図りながら、改善に向けて、より一層の努力を期待する。

資本的収支においては、前年度と比較すると、資本的収入は、負担金は減少したが、補助金の増加により249万7,000円増加した。資本的支出は、企業債償還金は減少したが、建設改良費の増加により1,135万2,000円増加している。その結果、資本的収支の不足額は3億1,304万円となり、前年度に比べ885万5,000円増えている。この不足額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金により補填されている。老朽化した施設・設備の計画的・効率的な維持・更新を行いながら、人口減少社会に対応した投資に努められたい。

財政状況においては、資産合計は、固定資産の減少により、前年度に比べ2億9,381万8,000円、2.6%減少している。負債合計は、企業債の減少などにより前年度に比べ3億5,902万6,000円減少し、資本合計は、自己資本金以外

の項目は減少しているものの、前年度に比べ6,520万8,000円、0.9%増加している。

水道は、常に安全で安心な水道水を安定的に継続供給することが求められる生活に重要なライフラインである。不測の事態への対策も含めた危機管理体制の確立を図りながら、効率的な事業運営を行い、健全で強固な経営基盤の確立に努められることを希望する。

以上が令和3年度上下水道事業の決算審査の概要並びに意見でございます。よろしく願いいたします。

次に、下水道事業会計の30ページをお開き願います。

なお、金額につきましては1,000円単位として説明させていただきますので、御了承ください。

むすびでございます。なお、むすびにつきましては、記載のとおり読ませさせていただきます。

むすび。

下水道事業会計は、令和2年度より公営企業会計となり、今回が2回目の決算審査となる。

下水道事業の公共下水道事業は、平成元年10月に供用開始し、供用開始から32年が経過し、令和4年3月末で、認可区域は前年度から16ヘクタール拡大し735ヘクタールとなり、整備面積は前年度より1.9ヘクタール増加し537.7ヘクタールとなっている。整備率は前年度の74.5%から認可区域を拡大したことにより73.2%となり、管理延長は10万6,140.33メートルで772.23メートル増え10万6,912.56メートルとなっている。

普及率は前年より0.9ポイント増え56.1%で、水洗化率は83.5%で2.0ポイント増えている。年間総処理水量は前年より8万3,800立方メートル減少し235万1,610立方メートルで、下水道使用料徴収の対象となる年間有収水量は175万1,283立方メートルで前年より7,857立方メートル減少している。有収率は74.5%となり、前年

より2.3ポイント増加している。

農業集落排水事業は、現在5地区において供用されており、供用開始から20年以上が経過している。処理人口は前年度より7人減少し1,848人で、水洗化率は88.2%で前年より0.5ポイント減少している。年間総処理水量は23万1,869立方メートルで前年より7万6,779立方メートル減り、年間有収水量は18万7,744立方メートルで前年より5万7,256立方メートル減少している。有収率は81.0%で前年より1.6ポイント増加している。

どちらの事業とも、有収率が低い状況にあり、不明水対策の調査や修繕工事等に取り組み、有収率の改善に努められたい。

経営状況を見てみると、公営企業会計当初の欠損金6億8,110万3,000円は、5億9,571万1,000円となった。

令和3年度は、営業収益の3億6,936万7,000円に対し、営業費用が8億8,677万3,000円となり、営業損失は前年度より101万8,000円減少し、5億1,740万6,000円となっている。

一般会計からの補助金は前年度より3,639万3,000円減少し3億1,543万6,000円となり、営業外収益は6億4,112万9,000円で、経常利益が3,240万7,000円となった。当期純利益は2,068万7,000円減少し3,235万3,000円となり、年度末処理欠損金は5億9,571万1,000円となった。

現状の経営は、一般会計からの繰入れに大きく依存している状況にある。収入確保に当たっては、新規供用開始区域や未接続世帯からの事業の理解、協力が得られるよう普及活動を促進し、接続の向上を図り普及率を改善し、使用料の確保に努められたい。また、受益者負担金等の未収金対策にも積極的に取り組まれたい。

今後の公共下水道の整備は、人口減少局面にあることを含め各種分析を慎重に行い、的確に行うべきである。

下水道は、市民の快適な生活を支え、公衆衛

生の向上や公共用水域の水質保全を行う重要なライフラインのひとつである。将来にわたり、市民に対し良質で安全・安心なサービスを提供できるよう、経営基盤の一層の健全化を行い、持続可能な下水道事業が推進されることを切望する。

以上が令和3年度上下水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。よろしくお願いいたします。

次に、別冊の令和3年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書を御覧ください。

経営健全化審査意見につきましては、水道事業、下水道事業の各会計とも資金不足は生じておらず、健全な状況にあると認められます。

以上が、令和3年度上下水道事業会計の決算審査並びに経営健全化審査の概要と意見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第18 決算特別委員会の設置

高橋富美子議長 日程第18決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第38号から議案第44号までの令和3年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算及び新庄市下水道事業会計決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

決算特別委員会委員の選任

高橋富美子議長 これより、ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願いいたします。

議案4件一括上程

高橋富美子議長 日程第19議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第22議案第54号市道路線の認定及び廃止についてまでの議案4件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第54号市道路線の認定及び廃止についてまでの議案4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和4年10月1日に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、市が講ずる措置について規定するため、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、新庄市職員の育児休業等に関する条例につきましては、職員が取得することができる育児休業の回数を、現行の1回から2回までとし、非常勤職員につきまして、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、1歳以降の子に係る育児休業の柔軟な取得が可能となるよう、必要な改正を行うものであります。

また、新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、育児参加のための休暇の対象となる期間を現行の産後8週間を経過する日までから、子が1歳に達する日までに変更するものであります。

施行日は令和4年10月1日といたします。

次に、議案第52号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、最上広域市町村圏事務組合において、組合を組織する市町村からの出資金等により設置しております最上広域ふるさと市町村圏基金

につきまして、当該市町村からの出資金に相当する額を処分することができる場合を定めるため、本組合の規約の必要な変更を行うことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

主な変更の内容といたしましては、当該基金のうち、組合を組織する市町村からの出資金に係る権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、当該市町村の議会の議決を経た場合は、当該出資金に相当する額を処分することができることとするものであります。

施行日は県知事の許可があった日からいたします。

次に、第53号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、公費負担の基準となる金額を定めた公職選挙法施行例が一部改正され、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、本市の条例において必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、選挙運動用自動車の使用のうち、一般運送契約以外の契約である場合の1日当たりの借入金額、当該車両使用に係る燃料費並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担の限度額を改めるものであります。

施行日は公布の日とし、この条例の施行の日以降、その期日に告示される選挙から適用するものであります。

次に議案第54号市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため、また施設の移管などにより、市道の認定及び廃止の必要が生じたことから、道路法第8条第2項及び

第10条第3項の規定により、8路線の認定及び6路線の廃止について提案するものであります。

初めに、横根山3号幹線についてであります。新庄横根山工業団地企業協議会の企業による工業用地の有効利用のため、起点部を変更する必要があることから、現在の市道を廃止するとともに、新たに認定するものであります。

次に、中川原線につきましては、高規格道路整備により、荒小屋野中線の一部を付け替えた部分の既存路線であり、このたび付け替え路線の事業完成に伴い、新たに認定するものであります。

鍛冶町線及び水上町1号線につきましては、指首野川の河川改修事業に伴い、既存路線が分割されたため、現在の水上町・鍛冶町線を廃止し、新たに2路線を認定するものであります。

水上町2号線及び水上町・神明町線につきましては、県道曲川新庄線の改良事業により路線の分割が生じ、起点及び終点を変更する必要があることから、現在の水上町・神明町線を廃止し、新たに2路線を認定するものであります。

沼田1号線及び神明町線につきましても、県道曲川新庄線の改良事業により路線が短縮され、起点及び終点を変更する必要があることから、現在の市道を廃止し、新たに2路線を認定するものであります。

最後に、吉川町・水上町線についてありますが、指首野川の河川改修事業の区域に含まれることとなるため、現在の路線を廃止するものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 これより、ただいま説明のありました議案第51号から議案第54号までの議案4件について、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 議案第54号についてですが、今説明にあったとおり、一般県道の曲川新庄線については、大変路線改良の工事が済んで大分時間が経過していると思っております。この路線の見直しというのが今どういったタイミングで行っているのか。そして、今回の見直しによって、その道路延長が全体でどうなるのかということと、道路の総面積がどうなるのかということを伺っておきたいと思っております。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 市道路線の認定及び廃止についての認定の時期ということと、全体の延長、また面積の増減ということで御質問いただいたところです。市道路線の認定、また廃止の時期につきましては、その認定または廃止の条件が発生したことを確認した上で、必要となった場合、認定を行うということで実施しているところです。

今回の認定につきましても、先ほど御説明申し上げました県道新庄曲川線、また河川改修事業の指首野川の改修事業、こちらの工事業に伴いまして発生した事案に伴っての認定また廃止ということで御理解いただきたいと思います。

また、認定に伴っての延長の増減、また面積の増減ということでございますけれども、大変申し訳ございませんが、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど確認をして説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） このタイミング、もちろん工事の進捗、河川、指首野川の工事も今大分、収用も何とかスムーズに進んでいるようで、県の工事のめどの方が大分立ってきたかなと思って聞いておりました。この河川の工事も係ってくるということと合わせているというタイ

ミングだなと。

もう一点ちょっと気になるのが、この道路の延長と道路の総面積によって交付税の算定が変わってきます。この算定への影響というのがどうでしょうか。財政課なり、お分かりになればお答えいただきたいと思いますが。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 交付税の影響ということでございますけれども、当然その項目の中に道路延長とそれから面積等の部分について、毎年のように基礎資料として提出しておるところでございます。ただそれがどれくらいの影響額になるかという部分については、ちょっと知り得ません。申し訳ございませんけれども、分かりません。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 基準財政需要額について下がるのかな、上がるのかなという点ではどうであるのかということ、参考として伺っておきたいと思っております。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 今現在、道路延長、増になるのか、減になるのか、その部分について分かりませんので、何とも返答のしようがございませんけれども、増になれば当然それが反映されて増になると、減になれば減になるというような部分ですけれども、ただその部分については、影響額というのはさほど、僅かな金額でしかないのかなと捉えております。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって総括質疑を終結いたします。

日程第23議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案及び請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております令和4年9月定例会付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 日程第23議案及び請願の決算特

令和4年9月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会 議案（7件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ○議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定について
総務文教常任委員会 議案（3件） 請願（1件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第52号最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について ○議案第53号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について ○請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願
産業厚生常任委員会 議案（1件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第54号市道路線の認定及び廃止について

議案4件一括上程

高橋富美子議長 日程第24議案第45号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から日程第27議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計

補正予算（第1号）までの補正予算4件について、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第45号から議案第48号までの令和4年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道及び下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第45号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億2,769万5,000円を追加し、補正後の予算総額を194億8,930万8,000円とするものであります。

5ページの第2表の債務負担行為補正につきましては、新庄ふるさと歴史センター空調設備改修事業を追加し、明倫学園建設事業を変更しております。

また、6ページ、第3表におきましては、保育所建設事業債や社会教育施設改修事業債などの起債の変更を行っております。

9ページからの歳入についてであります。15款国庫支出金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び接種体制確保事業費補助金を増額しております。

また、16款県支出金におきましては、灯油購入等助成費に充てる低所得者世帯の冬の生活応援事業費補助金などを増額しております。

さらに、18款寄附金におきましては、企業版ふるさと納税寄附金を新たに増額しております。

次に、13ページからの歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

1款から10款まで全体を通して人件費に係る予算を補正しておりますが、4月の人事異動等に伴う各款の調整によるものであります。また、各款を通して市民から寄せられました相談や要望などに対応したものをはじめ、学校や各公共施設、道路側溝などの維持補修や機能強化に係る経費をそれぞれ計上しております。

2款総務費には、企業版ふるさと納税事業費を新たに計上しております。

また、3款民生費には、県の補助を受けて実施いたします灯油購入費等に係る助成費を計上しております。

4款衛生費におきましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種に要する費用を増額補正しております。

5款労働費におきましては、金融機関と共同融資に必要な勤労者生活安定資金預託金を増額補正しております。

続いて、6款農林水産業費には、農地の売買に係る登記費用の補償金を計上しております。

8款土木費におきましては、最上川用水による流雪溝への通水時期の前倒しに必要な電気料などを増額補正しております。

10款教育費におきましては、旧八向地区公民館解体費用を新たに計上しております。

続きまして、33ページからの議案第46号介護保険事業特別会計補正予算について、また、議案第47号下水道事業会計予算及び議案第48号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては、財政課長及び上下水道課長に説明させますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

（荒澤精也財政課長登壇）

荒澤精也財政課長 それでは、議案第45号一般会

計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億2,769万5,000円を追加し、補正後の総額は194億8,930万8,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、5ページをお開きください。

第2表では、債務負担行為を補正しております。

新庄ふるさと歴史センター空調設備改修事業につきましては、改修工事が翌年度にわたることが見込まれるため新たに設定するもので、明倫学園建設事業につきましては、明倫学園外構工事に係る工事監理業務委託分を追加するための変更となっております。

次に、6ページ、第3表地方債補正でございますが、保育所建設事業債につきましては、起債対象費用の変更に伴う増額補正となっております。また、社会教育施設改修事業債につきましては、ふるさと歴史センター空調改修工事の今年度支払い予定額の減少に伴い減額するものであります。

続きまして、9ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、15款国庫支出金でございますが、1項2目の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び2項3目の接種体制確保事業費補助金を増額しております。

また、2項1目総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金につきましては、令和4年3月補正において予算化した新型コロナウイルス感染症対策関連事業の終了に伴う精算のほか、6月補正で予算化した地域経済活性化商品券事業に対

する県補助金増額に伴う財源調整として減額補正しております。

10ページからの16款県支出金でございますが、2項2目民生費県補助金におきまして、灯油購入等助成費に係る低所得者世帯の冬の生活応援事業費補助金450万円を計上しております。

また、2項5目商工費県補助金につきましては、国庫補助金の説明で触れました地域経済活性化商品券事業に対する県補助金を増額補正するものであります。

次に、11ページ、18款寄附金でございますが、企業版ふるさと納税寄附金550万円を新たに計上しております。

20款の繰越金につきましては、このたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして、前年度繰越金9,873万円を補正しております。

続きまして、13ページからの歳出について御説明申し上げます。

まず、1款から10款までを通して人件費に係る予算の補正を計上しておりますが、4月の人事異動に伴う職員給与費や会計年度任用職員報酬の各款の調整によるものでございます。また、各款を通して市民から寄せられました相談、要望などに対応したものをはじめ、学校や各種施設、道路側溝などの維持補修や機能強化に係る費用をそれぞれ計上しております。

初めに、2款総務費についてでございますが、1項6目財産管理費において、旧看護師養成所建設用地産業廃棄物の処理完了に伴い、手数料や委託料を減額しております。

14ページ、7目企画費には、歳入でも申し上げました企業版ふるさと納税事業費550万円を新たに計上しております。

なお、このたび計上いたしました予算につきましては、あらかじめ寄附者が決まっているのではなく、広く募集するために必要な費用として計上しております。

続きまして、17ページ、3款1項1目社会福

社総務費には、県の補助を受けて実施いたします低所得者世帯に対する灯油購入費等に係る助成費1,260万円を計上しております。

また、1項8目生活子育て緊急応援給付金につきましては、事業完了に伴い不用額を減額するものでございます。

19ページ下段から20ページにかけては、4款1項1目保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種に必要な費用を計上しております。

21ページの5款1項1目労働費につきましては、金融機関との協調融資であります新庄市勤労者融資制度の限度額を上げるため、勤労者生活安定資金預託金を増額補正するものでございます。

続いて、6款1項1目農業委員会費につきましては、農地利用最適化推進員が使用するタブレット端末導入に係る費用のほか、農地売買時の登記費用の補償金2,684万2,000円を計上しております。

22ページ、6款1項3目農業振興費の魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金につきましては、県の補助金を活用し、農業団体の設備導入に対して補助するものでございます。

次に、23ページ、7款1項3目観光費の国内観光活性化フォーラム in やまがた負担金20万円でございますが、令和5年3月に全国の旅行業者が参加する国内観光活性化フォーラムが本県で開催されることを受け、今回計上するものでございます。

8款土木費におきましては、全体を通しまして、市道の維持補修に係る費用の増額補正や公園及び住宅等に係る修繕費などを追加補正しております。

このほか、25ページの6項2目雪総合対策費におきまして、最上川用水による流雪溝への通水時期を前倒しするため、電気料など必要な費

用を増額補正しております。

26ページからの10款教育費につきましては、全体を通しまして、小学校費、義務教育学校及び社会教育施設に係る維持補修費の増額補正を行っております。

また、28ページの5項3目公民館費におきましては、旧八向地区公民館の解体工事費1,100万9,000円を計上しております。

29ページ、5項8目ふるさと歴史センター費の空調設備工事につきましては、債務負担行為補正の説明でも触れましたが、改修工事が翌年度にわたることが見込まれるため、債務負担行為を設定し、今年度支出予定額を残し、減額するものでございます。

最後に、30ページ、11款災害復旧費につきましては、6月末の豪雨災害の復旧に係る費用として計上しております。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

33ページを御覧ください。

議案第46号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出それぞれ1億4,381万9,000円を追加し、補正後の予算総額を39億3,746万7,000円とするものでございます。

このたびの補正は、職員給与費の補正のほか、繰越金を財源として、介護保険給付費準備基金積立金及び国などへの償還金を予算化するものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

（矢作宏幸上下水道課長登壇）

矢作宏幸上下水道課長 私からは、議案第47号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、別冊

の令和4年度新庄市上下水道事業補正予算書により御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。

議案第47号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、建設改良事業費について補正するため記載しております。

第3条、収益的支出の補正につきましては、第1款水道事業費用を1,131万8,000円増額し、計10億6,641万9,000円とします。これは、人事異動等に伴い職員給与費を増額するほか、今年度実施した漏水調査の結果を踏まえて、漏水修理費を増額するものなどであります。

第4条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を570万円減額し、計1億3,533万9,000円とします。これは、配水管布設工事に係る県負担金の減額によるものであります。

支出の第1款資本的支出につきましては1,766万5,000円を増額し、計8億147万円とします。これは、人事異動等に伴う職員給与費の減額と工事請負費を増額するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額6億6,613万1,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費の既決予定額5,258万6000円から補正予定額33万1,000円を減額し、5,225万5,000円とします。

なお、3ページ及び4ページには、補正予算の実施計画を記載しておりますので、御確認願います。

以上、議案第47号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

続きまして、5ページを御覧ください。

議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、建設改良事業費について補正するため記載しております。

第3条、収益的収入及び支出の補正につきましては、公共下水道事業の収入第1款下水道事業収益を396万円増額し、計8億9,733万8,000円とします。これは、主に公共汚水ます布設替え工事に係る補償費によるものであります。

公共下水道事業の支出第1款下水道事業費用につきましては457万2,000円を減額し、計8億6,924万5,000円とします。これは、主に人事異動等に伴う職員給与費の減額と管渠関連の修繕費の増額であります。

6ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の補正につきましては、公共下水道事業の収入第1款資本的収入を3,640万円増額し、計6億2,384万9,000円とします。これは、雨水単独工事の実施に伴い、下水道事業債を計上するものであります。

公共下水道事業の支出第1款資本的支出につきましては3,002万5,000円を増額し、計8億7,908万4,000円とします。これは、主に雨水排水路整備工事に関連する工事請負費の増額であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億6,714万3,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条、企業債の補正につきましては、既決限度額2億7,610万円に3,640万円を増額し、計3億1,250万円とします。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費の既決予定額6,442万9,000円に補正予定額1,342万4,000円を減額し、計5,100万5,000円とします。

7ページと8ページには公共下水道事業の補正予算実施計画を記載しております。

なお、9ページには農業集落排水事業の実施計画を記載しておりますが、既決予定額の変動はございません。

以上、議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第48号までの補正予算4件につきましては、委員会への付託を省略し、9月26日月曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

高橋富美子議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

9月12日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時39分 散会

令和4年9月定例会会議録（第2号）

令和4年9月12日 月曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会
委員長 武田清治

農業委員会
会長 浅沼玲子

選挙管理委員会
局長 岸 聡

農業委員会
局長 横山 浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 小松真子

総務主任 笹原佳子
主事 秋葉佑太

議事日程（第2号）

令和4年9月12日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 山科正仁 議員
- 2番 小嶋富弥 議員
- 3番 山科春美 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和4年9月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 科 正 仁	1. 豪雨災害への対応について 2. エコロジーガーデン周辺整備事業について	市 長
2	小 嶋 富 弥	1. 学校教育について 2. 来年の選挙について 3. 新庄まつりにについて	市 長 教 育 長 選 挙 管 理 委 員 長
3	山 科 春 美	1. 児童虐待対策について 2. 情報モラル教育について 3. 通学路交通安全対策について	市 長 教 育 長

開 議

高橋富美子議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。
これより一般質問を行います。
今期定例会の一般質問者は6名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。
なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。
本日の質問者は3名です。

山科正仁議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、山科正仁さん。
（10番山科正仁議員登壇）
10番（山科正仁議員） おはようございます。
議席番号10番、発言通告に従いまして、一問一答にて質問させていただきます、山科正仁です。よろしくお願いいたします。
早速1番に入りますが、豪雨災害への対応についてという項目になります。
要旨としましては、近年、世界的にも異常気象による各種の災害が発生しております。そして、甚大な被害が頻出しているというふうな状

況であります。

最近の事例でも、パキスタン、外国になりますが、洪水被害で国土の約3分の1が水没したというふうな深刻な災害が起きております。この悪化する環境の中で住民が生き延びているということは周知のことと思います。

当市においても、平成30年の8月並びに令和2年7月に豪雨災害がありました。この被害の再確認と、それらの現時点での復旧の状況はどのようなになっているのかをお伺いしたいと思えます。

また、令和4年8月に起こりました山形県の県南部での線状降水帯停滞により甚大な豪雨災害、これに学び、当市として河川災害に対する予防策及び現実起こった場合の対応策をどのように考えているのか、伺いたいと思えます。

以上、よろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、山科市議の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、近年における豪雨災害の被害状況であります。平成30年8月5日からの豪雨では、畑、柏木山、末広町地区において、床上浸水3件、市内全域での床下浸水32件、路肩欠損など市道の被害は15件、護岸欠損など市管轄の河川被害は7か所、農地などの被害は617か所に及びました。

また、平成30年8月30日からの豪雨では、市内全域での床下浸水23件、路肩欠損など市道の被害は4件、農地などの被害は672か所となり、同月に二度の度重なる被害でありました。

令和2年7月28日の豪雨については、本合海畑地区において、床上浸水5件、床下浸水11件、その他、市道の冠水、河川の一部欠損、公園緑

地の破損などの被害でありました。

これら3回の被害箇所については、全て復旧が完了しております。

さらに、度重なる冠水被害となった畑地区については、国土交通省の事業により新しく市道を整備した高台に公民館及び3件の住宅移転が完了しております。

また、本年8月3日からの豪雨は、県内で初の大雨特別警報が発せられ、県南を中心に甚大な被害をもたらしました。

本市におきましても、最上川の水位上昇に伴い、警戒態勢をしき、対応に当たったところであり、畑地区の市道や農地の冠水被害がありました。県南のような大きな被害には至りませんでした。

豪雨災害における河川被害の予防策及び現実起こった場合の対応策につきましては、令和3年3月に策定した新庄市国土強靱化地域計画や新庄市地域防災計画に基づき、引き続き対策を行ってまいります。

具体的には、河川の増水、洪水の治水対策として、河床の土砂のしゅんせつや支障木伐採等の維持管理の実施、河川改修による護岸や堤防整備などが考えられますが、国・県管理の河川については、市民や関係者からの情報を管理者へ提供するとともに、対応策について要望してまいります。

市管理の河川につきましても、市民の方や関係者からの情報を基に、随時パトロールを実施し、必要な対策を講じてまいります。

また、災害の発生が予想される場合には、气象台からの情報を基に避難指示などを発令し、速やかに避難所を開設するなどし、市民の方の的確に情報を伝達することで、生命、安全の確保に努めてまいります。

さらに、日頃からの備えとして、個人の避難行動計画としてのマイ・タイムラインの普及を図るとともに、自主防災組織の育成などに力を

入れ、市民の自助・共助を主体とする防災体制の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 答弁ありがとうございました。まさにそのとおりでと思います。これを私が再確認を要求したという点においては、記憶を呼び戻すと、忘れ去られた過去の事例など思わないでほしいという意味合いもありました。

今市長からありましたいろんな対策においては、災害事例を基にして、もう一回考えてみますと、根本的な災害を誘発するというその原因、それは一体どこにあるのかというのを捉えているか、その点をお聞きしたいと思います。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 それでは、災害の根本的な原因ということについてお答えいたします。

昨今の豪雨災害において、具体的にどういう被害が出るかということ、土砂崩れ、それから河川の増水、道路の冠水、農地の被害等ということですが、その原因といたしましては河川のしゅんせつ工事に不備が出る場合ですとか、ため池の管理不全、それから土砂災害に関しては、山林の過剰な伐採等が考えられると思います。これは主に人為的なものでございまして、やはり一番の原因としましては気候変動による降水量の増大ですとか、台風の発生ですとか、こういった自然的な要因が最も大きいものかなというふうに考えております。

以上です。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 先ほど来、市長の答弁にもありましたし、今課長からもありましたが、

しゅんせつという工事があるわけなんです、しゅんせつって何だろうと思う方もいらっしゃると思いますので、一応申し述べておきますが、河川の中にたまった土砂、それから石等を取り除くと。引き上げて、それを別のところに搬出するというような工事であろうかと思いません。

当市の地形を考えた場合、総面積が約233平方キロメートルですかね、奥羽山系に囲まれた、いわゆる盆地なわけです。やはり山林、原野、それから農用地がありまして、それが非常に大きな面積を占めていると。80%ぐらいあるかと思われませんが、それを考えれば、やはり豪雨災害を誘発するのは山系から流れ出てくる流水だと思います。豪雨の雨水が全て川のほうに集中してくるという点だと思います。つまり、河川を考えた場合、改善するには一番の上流部分を改善しなければ根本的な解決にはならないと思うのです。もっと具体的な上流部分を改善する見解、どういうふうにすれば改善できるかというふうな見解をお伺いしたいと思いません。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 豪雨災害に関するの改善策ということで、河川に関する部分についての御質問をいただいているところでございます。

当然、新庄市を含めまして豪雨、近年の気候変動によりまして、大きな雨が集中的に降るといふような状況が各地で起こっているわけでございますけれども、当然山に降った雨に関しましては河川を通じて下流に流れてくるというふうなことになるかと思いません。この河川の状況を常に流下しやすい形で維持管理していくというふうなことが大変必要な内容であるというふうな認識しているところでございます。

実際に新庄市内にあります河川に関しましては、大きなところで最上川等の国が管理する一級河川と、山形県が管理する二級河川などがほ

とんどの河川となっているところです。一部新庄市が管理する重要河川等もございしますが、この河川の維持管理につきまして、県のほうでも河川の維持管理に関する計画を策定しております。現在は、令和4年から7年度まで河川流下能力向上・持続化対策事業というふうなことで計画を策定し、河川の状況を踏まえながら、河床のしゅんせつ、また支障木の撤去などというふうな部分について、集中的に今事業を実施しているというふうなことでございます。

こちらにつきましては、河川の中の合流地点だったり分岐地点だったりというふうな部分に関しまして、豪雨に関しまして洪水が起こりやすい地形の部分を中心にしゅんせつの事業、または支障木の撤去などについて進めているものでございますが、今後、その作業を行った場所の状況をモニタリングしながら、その内容の変化などについても検証していくというふうな事業でございまして、新庄市といたしましても、毎年のように県のほうとその状況について連絡をしながら、市民からの情報なども基にしながら、事業を進めていただいているというふうなことでございますので、それに合わせて河川の維持管理に向けて進めていくことが必要であろうというふうなことで考えているところでございます。よろしくお願いたします。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 今課長のほうからありましたけれども、県の事業として河川流下能力向上、それから持続化対策計画というのが骨子計画として上がっております。私も承知しておりますが、その中で、ほとんど県管轄なものですから、この計画に市の河川を載せていかないと、とても事業が進まないという点が一つの課題かと思われま。

市内各所には改善の必要がある河川がたくさんありますが、全てこの事例してくださいとい

うと非常に時間的制約がありますのでできませんけれども、ここで私のほうから萩野地区の事例として、土内村落の河川、それから小以良川、それから大以良川、この3点を挙げてみたいと思います。

この河川が抱える水害に対する共通の課題、その根本的な解決をするためには、どのような事前の対策を行えばよいと捉えているか。これはいわゆる理想論で結構ですので、別にこれを言ったから絶対やってくださいということは言いませんので、理想的にこれをこうすれば、さっき言ったようにしゅんせつを、全てなくすとかすればいいというふうな、その見解をお伺いしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 泉田、萩野地区に関する河川の管理、豪雨を防ぐための管理対策というふうなことで質問をいただいたところです。

市の一番の水上也も言っている部分かと思っております。土内川、小以良川、大以良川、全て県の管理する河川というふうなことになっておりますので、先ほど申しました河川流下能力の向上・持続化対策事業というふうなことの中でも取り上げられている部分かというふうに認識しております。

実際に洪水対策に資するための作業といたしまして、議員おっしゃいますように河床のしゅんせつ、また支障木が大きく流下を妨げているような状況についても課題として取り上げられる部分と認識はしております。ですので、こちらのほうの河道面積の確保に合わせまして、河床のしゅんせつや支障木の撤去につきましては、全域としまして処理ができれば、これ以上ない対策というふうなことで認識しているところでございます。

先ほど申しましたように、県のほうでも重点化しながら事業を進めているということでござ

いますので、その中でも必要な部分から進めているというふうなことで認識しておりますので、その辺も御理解いただければというふうに思っているところです。

以上でございます。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 分かりました。

私は県議会議員じゃないので、県の土木部に直接お伺いすると、疑義を申し上げるというわけにはいきませんが、先ほど申し上げました河川の流下能力向上、それから持続化対策計画の中の要対策延長という項目があるかと思いますが、その中にこの3か所、土内川、それから大以良川、小以良川と、それは含まれておりますか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 県の計画上の河川名称からしますと、大以良川、小以良川に関しましては名前は載っていない状況でございます。実際に計画に載っている部分といたしましては、升形川、泉田川については載っているというふうなところでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 現時点で含まれていないというふうな御返答でしょうけれども、これは地域住民として、いつやってくれるんだろうなど。あの災害を目の当たりにして、何の実効性もないという点で、非常に残念なことだと思われると思います。これを実効性のある事業に、つまり県の計画に載せていくには、市としてどのような具体的な手順を踏んで、どのような申請をしていけばいいのかという点をお伺いしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 ただいま御質問のありました土内川、小以良川、大以良川の河川につきましては、この計画には載せられていないというふうなところがございますけれども、このたびの豪雨災害、またそれ以前の豪雨災害のときにも、当然この河川に関しての支障となっている河床の状況、また支障木の状況などにつきましては、市民の皆様からも多くの御意見、要望などもいただいているところでございます。この内容につきましては、随時県のほうへも情報を流させていただきまして、計画上の作業ということではないのですが、維持管理事業といたしましての河川のしゅんせつ、また支障木の撤去というふうなことで、作業も実施していただいているところもございます。

実際にそれぞれの河川の状況などを見ますと、萩野地区の道路を中心とした両側につきましては、支障木の撤去などが進んでいるところもございます。ただ、全ての流域に関しまして作業が行われているというふうなところにはなっていないのも事実でございますので、そちらにつきましても住民の皆さんから情報をいただきながら、支障がある部分につきましては随時また県のほうへ要請しまして、対応をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 近隣の自治体として情報を流すのは当然でしょうけれども、実質的に本当に実効性のあるところに載せていくには、例えばきちんとした要望書、それからきちんとした地元の熱意というか、そういうのをきちんと気持ちとして伝えていく、ちゃんとした協議を行っていくというようなその手続を進めていかないと、全然話が進まないと思うんです。そ

の辺はしっかり進めていけるのかどうか、いくためには何をどうやったら県のほうが動いてくれるのかというふうなことを実際行っているのかどうかという点、それをお伺ひしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 県河川の維持管理に関する実効性の確保に向けた市としての取り組み方、またその要請の仕方というようなことで、御質問をいただいたところです。

当然計画上に記載された項目の中にぜひ上げていただきたい河川の箇所であるというふうなことも認識しているところでございますので、議員おっしゃいますように、要望等の形で出すことも一つの手段だと感じております。

また、要望書という形ではなくても、日常的な形で当然市としても河川の維持管理、河川愛護等の観点からしましても、河川清掃などの事業も一体としてやってきているところでございますので、その中においても要請していくことが必要だというふうなことでは認識しております。

今後、水害を予防するためにも、その要請につきましては改めて取組方針を考えていく必要があるかなというふうに思っておりますので、今後とも強く国・県への要請をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 分かりました。

基本的に行政の内部関係でいくと、やはりやってくれるのを期待するとか、そういう希望的観測では恐らく事業というのは成り立っていかないのかなと私は思っております。きちんとした手続を踏んで、要望書なら要望書をきちんと出して、地元住民の熱い要求というのを本当に

伝えないと、それをきちんと手続上に乗っけていかないと、事業というのは起こしてもらえないのかなと思っております。それを考えた場合、地元住民の熱意とか、それからそういうような工事に対する理解、これを得ておく必要があるかと思うのです。県と協議する場合、そういう熱意とかしっかりした要望書というのを作成して、県のほうでもどうしても動かざるを得なくなるような、そういうふうな内容で持っていくというふうな体制づくりが必要かと思うのですが、例えば地元住民ときちんと話し合いをする、その話し合いをした内容によっての要望書作成というふうな体制をつくっていくというのが、それがベストだと思うんですが、どのような見解でいらっしゃいますか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 地元の声を実際の管理者へしっかりと伝えていくというふうなことで、地元住民との話し合いを基に、その内容をしっかりと伝えていく手段というふうなことでの御意見でございます。

これまでなかなかその話し合いの場までの状況はつくってこなかったというふうな部分もございます。今後の動きといたしまして、地元の皆様からの意見、また実際の河川管理に関しましては、洪水だけではなくて水利の関係もございますので、その関係者の皆様からの御意見もお伝えしながら、進めていく必要があるのかというふうなところでも考えているところでございます。

今後改めてその辺の取組方針につきましては関係課とも協議をしながら進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） ありがとうございます。

災害の対策事案というのは、やはり実効性のある事業が付随していないと、くっついていないと、なかなか効果が表れないと。これはさっき市長も答弁ありましたけれども、市民の生命とそれから財産、これを守る、その安全性を保つというのが一番の大きな目的であります。地元が安心して生活できる環境、これを保障するために、スピーディーに県との協議をして、そして実効性のある事業へと持って行ってほしいと思います。

この前、萩野学園のほうにも避難所が開設になりまして、一時的に避難された家族がいらっしゃいましたが、朝行ったところ、お子さんのほうに「怖かったか」と聞いたら、「いや、楽しかったよ」という話でした。これは子供の気持ちです。その子供を守るのは、大人の責務だと思います。ちゃんとした大人として防波堤ができるような、そういうような大人がいっぱいいるような新庄市にぜひしていただきたいと思ひます。

昨今のこの気象状況というのは、もう危機的な現状なんだなということを認識していただいて、早期に根本的な解決を図っていただくことと強く願ひまして、まず1番目の質問を終わりたいと思ひます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 山科議員から様々な質問をいただいたわけですが、内部でも様々な検討をしているところであります。

一つの大きな問題といたしまして、問題といひますか、河川のしゅんせつ、支障木の撤去、全県下でありますので、なかなか一律全部というようなことは、かなり国も県も進んではきておりますけれども、災害はどうしても対症療法になってしまうと。堤防が破けたところは直さなくちゃいけないと。どこが破けるかというこ

とは全然分からないというような状況で、おっしゃるとおりそのための事前策と、現在最上総合支庁長と市長との懇談会も計画されておりますので、その点もしっかり取り上げさせていただきたいと思います。

何といたっても内部で話しているのは、昨今の豪雨は垂直避難といいますか、まずは自ら自分の命を守るという行動を促すしかないだろうと。数年前の平成30年のときも、金山に24時間で370ミリほど降ったということで、小国川の川の駅にも上がるというぐらい、新庄市もあのとき上がったんですけれども、幸いにして新庄市は少ないわけでありましてけれども、今後恐らくそれ以上の雨が、400ミリとかそういうものが降るんだろうとしたときに、何が一番心配なんだという、やっぱり50年前に起きた、この役所が70センチの水上がりになった記憶のある人がほとんどいなくなっているんです。市の職員は誰もいません。私が入る前の年でありまして、やっぱりそれだけ今、河川の付け替えが終わって、その川を関屋の方面から新田川に流すという河川改修を行ったことで、今市内には入ってきていないわけですが、それも超える可能性もあるんじゃないかというのを内部で思っています。

そのために、今、そのときの河川は何だったという原因を考えますと、やっぱりため池の破裂というようなことで、一般的な河川のときは横に静かに行くんですけども、一気に破れたときの問題ではないかと。これの監視体制をどうするかと。そこの豪雨のときには、その地域の人はそこに行けないわけなので、それを機械的にどう探ったらいいのかと。このことも県と協議しながら、水位カメラなどをして、水位が上がってきて、危険水域がここまで来たら、河川は今国土交通省のやつで水位を見ることができわけでありましてけれども、危険な範囲になると越水しますよということが言えるわけですが

けれども、ため池の氾濫だけはちょっと予測がつかないと。これが破れたときが一番新庄市にとって非常に大きな問題になるのではないかなというようなことを内部で検討して、それに関わるものもしっかりと県と協議しながら、防災対策を進めてまいりたいと。

いろいろ言われた地元の協議、地元の熱意なども県にしっかり伝えるようにしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 市長、答弁ありがとうございました。

それでは、2番目のエコロジーガーデンの周辺整備事業ということに入らせていただきます。

既存の施設を活用したコンパクトな道の駅整備事業、それと新庄市歴史的風致維持向上計画の中の第6章の中に、(2)歴史的建造物周辺の環境整備に関する事業、その中の⑧というところになります。旧農林省蚕糸試験場新庄支場周辺地域整備事業、大変長いですが、その事業によりまして、エコロジーガーデン周辺というのがまさに生まれ変わろうとしております。このことは、今後県内外から注目を集める事案であろうと考えております。

そこで、この2つの整備事業によりまして、どのような相乗効果を想定している、つまり目指しているのか。

それから、市民に対しましてどのような効果をもたらされることを期待しているのか。

この2点をお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 新庄市エコロジーガーデンは、平成14年の開園以来、これまでに多くの関係者の

御尽力によって、年間14万人の方が訪れる最上地域を代表する施設に成長しました。

平成25年に国の登録有形文化財となって以降、旧蚕室3棟の耐震改修を行い、産直まゆの郷のリニューアル、カフェやオフィス、交流施設などの整備を行っているほか、県内ではすばらしい環境と景観を活用したイベントが開催されています。

また、イベント運営には中高生らがボランティアとして参加する場面などもあり、世代を超えて人々が楽しみ、集う場所として成長を続けています。

現在策定を行っている歴史的風致維持向上計画では、これまで進めてきた文化財などの建造物の保存・活用に加え、その周辺環境の整備を併せて進めることで、より効果的な事業とすることを目指しております。

エコロジーガーデンにつきましても、登録有形文化財の歴史的建造物と戸沢家墓所などの近接する歴史的資源を一体的に整備することで、エリアとしての魅力をさらに向上させ、市民の活動の場や観光交流拠点として環境整備を進めてまいりたいと考えております。

また、現在進めている国との一体型道の駅の整備により、道路利用者への休憩機能が加わることで、市民や来訪者に憩いの場を提供するとともに、新たな人の流れによる交流人口の拡大が図られ、加えて新庄城址などの中心市街地の周遊環境を整備することで、地域全体の経済の活性化とまちの魅力の向上に結びつくものと考えております。

本市が持つ歴史的資源を最大限に生かし、次世代に継承していくための事業を展開し、新庄らしいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） ありがとうございます。

大変いい事業だと私は思っております。ちょうど时期的に、御存じのとおり高規格道路が開通します。（仮称）昭和インターチェンジです。私の家のすぐ近くになりますが、これによって確かに、ほかの方もおっしゃっておりますが国道13号線、特に北部のほうの利用者の減少が予想されるということがあります。これは間違いなくと思います。この整備事業を行うことによって、幾らかでもその利用者減少というのを抑制する効果が期待できると思います。見解をお願いいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 エコロジーガーデンの道の駅の整備に関しまして、今後、開通の見通しが見近となっている泉田道路の開通に伴う交通量の減少、これを抑制する能力のある道の駅の整備というふうなことで御質問かと思っております。

議員がおっしゃいますように、間もなく開通の見通しとなっている泉田道路の開通に伴いまして、国土交通省におきましても一般国道の13号線の交通量が減少するというふうなことにしましては、市といたしましても認識しているところでございます。

こちらにつきましては、これまでも大型のトラック等の輸送に係る皆さんは利用していただいて、荷物を運んでいただくというふうな部分につきましては、当然利便性の高くなる道路というふうなことでも認識しているところでございます。

今回、エコロジーガーデン周辺の道の駅の整備ということで、国とも一体型での整備を進めていく上で、これまでも多くの活用方法で多くの皆様から利用してきていただいているエコロジーガーデン、こちらにつきましては、これまでも年間16万人以上というふうなお客様をお迎

えている施設でもございます。この中で、昭和インターチェンジの部分までの開通をしたといたしましても、これまでおいでいただいているお客様方に関しましては、そのまま御利用いただくような形での魅力のあるものに改めて整備を進めていきたいというふうにも考えているところでございます。

南進して来られるお客様に関しましても、北インター、昭和インター、どちらから降りていただいてもそれほど遠くない場所であるエコロジーガーデンのこれまでの利用形態に合わせまして、また道の駅という新たな機能を加えることで、より一層の来訪者においでいただき、くつろいでいただける場所として整備できればというふうなことで考えているところでございます。

現在、まだ北側エリア等も含めて、現在のエコロジーガーデン一帯との利用計画につきましては、今年度から第5期の利用計画を策定するというので、併せて計画も進めていくことになると思いますが、こちらと併せましてなお一層の利用、利便性の向上と魅力の向上に向けて取り組んでいければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） ありがとうございます。

北部利用者、交通量の激減というのを、ほかに何もなく高速が通った場合は確かにもう減少するのはしょうがないとみんな諦める事例なんでしょうけれども、新庄市の場合はちょうどその時期に合わせて道の駅、エコロジーガーデンの周辺整備ということで、目玉のものができたのかなと思っているわけです。さっき言いましたけれども、県内外からの注目を集めるという点で考えれば、トラックドライバーの方だけではなくて、いろんな方がいらっしゃると思いま

す。この方たちが、北部のほうに1回来て、それから帰りにエコロジーを見ていくとか、ダイレクトにエコロジーに行くんじゃないかと、せめて例えば昭和のプラネタリウムから萩野地区を回って、いろんなものを見てきて、その帰りとか、周遊する計画というのが必要かと思いません。

この税の配分というか、税を使って事業を展開する場合は、最大限市民への還元というか、その効果、帰属するのが大前提だと思います。あと、我々議員の責務としても、全ての市民、全地域が活性化するようにという点を考えねばならんと私は思っております。幸い今回の整備事業というのは、市内を南と北に分けるというわけじゃないですが、北部のほうに非常に効果がある事業じゃないかなと思います。そういう効果が期待できる可能性が高い税の配分だと私は思っておりますので、それを考えた場合、この整備事業で、特に具体的な計画はまだ立っていないというお話でしたが、これは課長の考えで結構ですので、北部の方々が大きな利得というか、エコロジーを開いてもらってよかったなと思えるような手法がセットとなっているのかと。これは都市整備課だけではないと思うんですけども、その手法というのをセットにすると考えた場合、どのようなことが考えられるかという点をお伺ひしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

エコロジーガーデン、確かに魅力のある施設として成長してきました。先ほど議員おっしゃられたとおり、北のほうの様々な歴史的資源等との連携、周遊等、そちらのほうも非常に大切なことであるというふうに認識してございます。

以前より観光資源といたしましては、当新庄・最上地域につきまして通年でのキラコン

テンツと言えるような観光資源が乏しいということは、当然にして否めないものと感じてございます。ですので、県、それから最上8市町村と関係団体、法人等で組織されております最上地域観光協議会におきまして、広域周遊企画の促進などを従来より図っているところでございました。

先ほど高速道路の延伸等々、御質問のほうでございましたが、こちらのほうも中央道の開通に合わせて、サービスエリアでのキャラバンや周遊促進チラシ等の作成を行うことをしてございます。

また、今後、中央道がさらに北部に延伸されることを踏まえれば、北部の周辺町村だけでなく、隣県との広域連携等も必要になってくるかと思えます。特に秋田県南部とは、コロナ禍においても一定程度の交流が維持できていたものと考えておりますので、その連携を強化してまいりたいと思っております。

あと、当然にしてエコロジーガーデンそのものの魅力をさらに成長させていくということも必要かと考えてございます。

昨年度のリニューアルオープン事業につきまして、今後の継続の可能性を含め、実証実験的な事業として実施したイベント、例えばキャンプイベントとか、それから小動物の触れ合いイベントなどは、今年度も継続して実施、あるいは実施に向けた準備を進めているところでございます。こうした催しは、民間団体のみで完結できるよう、実施の検討も行いながら継続実施していくとともに、新たな実証実験的な催事の開催にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） やはり観光拠点、その充実策と、新しくできる、新エコロジーガー

デンと申し上げますけれども、その連携、これは大変重要だと思います、今後も。13号線で一番危惧するというのは、私もよくコンビニに寄るものですから、経営者の方と話をすると、開通しちゃうと、コンビニの撤退も出てくるねというふうな話もあります。例えば子供たちが一時的に都会に行き、帰ってこようと思ったときに、コンビニもないようなところに帰ってきたいですかねという話です。そういうことを避ける意味も含めて、しっかりした具体的な取組をしていただきたいと思います。

仮に、そんなことはないと思うんですが、中途半端な施策で持っていった場合、これはやはり市民のほうから誤った税配分だったねというふうに言われる可能性もありますので、ぜひとも最大限の効果が得られる、そしてそれをよく再認識していただいて、このことを附帯意見として、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

高橋富美子議長 次に、小嶋富弥さん。

（15番小嶋富弥議員登壇）

15番（小嶋富弥議員） 議長、マスクを取ってよろしいですか。

高橋富美子議長 許可します。

15番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。
令和4年9月定例議会、2番目に一般質問を

いたします議席番号15番、起新の会の小嶋富弥であります。

季節の移ろいは早く、長月も中旬となり、秋の気配が色濃くなってまいりました。

「奥の細道」の紀行文で有名な、かの俳聖、松尾芭蕉は、秋を題材とした数多くの俳句を詠んでおりますが、それらの一句に「あかあかと日はつれなくも秋の風」としたためております。

また、秋風といえば、次のような「物言えは唇寒し秋の風」との句もあります。議会は、共に議論の場と心いたしまして、寒い唇でなく、ホットな議論ができますよう、よろしく願いまして、通告に従いまして質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、発言事項の①学校教育についてであります。

1つ目は、文部科学省が全国の小学校6年生と中学校3年生の200万人を対象に4月に実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果を7月28日に公表いたしました。

マスコミ等の報道によりますと、本県の平均正答率は全国平均に比べ、小学校6年生は国語と理科が全国平均並み、算数が61%で、全国平均の62.3%に達し得なく、長期低迷傾向になっておるとありました。中学3年生は国語、数学、理科とも全国平均正答率を上回るとの結果です。

そこでお尋ねいたしますのは、自ら考える力を養う探究学習を重視する新しい学習指導要領での今年の当市における児童生徒の正答率の調査結果はどうだったのでしょうか。全国、県の平均のレベルに比して、その内容、また併せて同時に行ったアンケート調査の結果をお聞かせ願うものであります。

次にお尋ねいたしますのは、公立中学校の休日部活動の地域移行について、教育委員会の見解をお伺いいたします。

これらの背景の一つには、国内の少子化の影響が大きく、中学校単位での部活運営が困難に

なっており、それに関して、部活の顧問の先生方の働き方改革等の問題も関連しての流れかと思えます。

スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、2025年度末までに公立中学校の休日の部活動の指導を地域団体や民間の事業者委ねる地域移行改革を提案いたしました。2023年から2025年の3年間を改革集中期間に設定し、地域移行を図るために県や市町村が協議会を設定、市町村の自治体が今後、休日移行実現に向けて具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画を策定し、運営や指導者確保のための費用などの課題等も含め、また、成果などを検証した上で、将来的には平日の活動も学校から切離しを進めたいとの思いがあるそうであります。

これらについては、なかなか一筋縄にはいかないことだと思います。これらに関しまして、教育委員会の見解をお伺いいたします。

次に、発言事項の②の質問をいたします。来年度、市で予定される選挙についてお伺いいたします。

来年は、4年に一度、地方自治体の議員選挙の統一選挙です。また、その秋には首長の選挙です。

申すまでもなく、選挙の投票時間は、公職選挙法で原則7時から午後8時までと定められておりますが、さきの参議院選挙では投票日当日の37%の繰上げ投票がなされたとの報道がありました。

これらの要因として、市町村が選任する投票立会人の負担軽減、事務を担当する職員の時間外手当削減もあると思えますが、期日前投票の便利さ、利便さの向上が大きく寄与されたものと思えます。

投票時間はさきに述べましたが、投票に支障を来さない特別の事情があれば、市町村の選挙管理委員会での判断で、4時間前まで繰上げが可能なのではないかと思えます。

2016年6月に改正公職選挙法が施行され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられましたが、若い方がなかなか投票に行かない傾向で、課題だとされております。

さて、さきの参議院選挙における山形県選挙管理委員会の市町村別の期日前投票の実施状況の発表を見ますと、参議院選挙最多の21万5,844人で前回の1.16倍、当市でも前回は7,471人、今回は8,885人の有権者が期日前投票をしております。

このような有権者の投票行動に対して、来年行われます当市の選挙、統一地方選挙、首長選挙の選挙投票の締切り前倒し等ほどのように考えておられるのか、また考えていないのかをお伺いいたします。

次に、発言事項の③新庄まつりに関しての質問をいたします。

新型コロナウイルスの影響を大きく受け、新庄市の一大行事の新庄まつりは一昨年は中止、昨年は大きく規模を縮小、多くの市民は寂しい思いをいたしました。今年にはまつり実行委員会、各種関係団体の御尽力で、通常に近い伝統のおまつりが無事終わったことに対して、感謝を申し上げる一人であります。

また、コロナ禍における各町内若連が危惧した新庄まつりの文化でもあるお花の自粛、今年は何とかやりくりしても、大幅な浄財不足になったら、来年からの持続ができないとの町内若連からの心配の声がありました。

これらの声に対して、7月の臨時議会の補正予算で1町内若連に50万円の補助金を議員各位の理解で町内若連の財源確保に沿えられたことは、大変タイムリーで、多くの市民にとって喜ばしい施策であったと評価いたします。

そこで、まずは新庄の伝統文化のまつりを未来に受け継いでいかなければなりません。そのためにも、一年一年ごとのしっかりした評価・

検証が大切ではないのでしょうか。

いつの時代でも、課題はあります。しかし、先人は幾つものそれらを乗り越えて、今日まで参りました。まつりの経済効果等を含めまして、今年の新庄まつりの検証、総括をお聞かせください。

次に移ります。

当市の観光大使で、第166回直木賞を受賞した今村翔吾氏が、全国47都道府県の本屋、学校をワゴン車で巡る「今村翔吾のまつり旅」が5月30日、滋賀県の守山市からスタート、118泊119日の日程で、9月24日に今村さんが第二の故郷と称しておられる当市を最終ゴールと計画を進めてくれたことは、大変すばらしく、喜ばしいことであると思います。

そこで、最終ゴールについてのお迎えはどのようになさるのかについての内容を伺うものがあります。

新庄にとって、今村先生はありがたいことに羽州ぼろ鳶組シリーズで作家デビューをしております。一昨日、県内テレビ番組で、新庄まつりの全町内山車放送のゲスト出演をしております。まさに時の方だと思えます。

全国の今村翔吾ファンだけでなく、当市の情報発信力を高める期待とともに、多数の市民も国元凱旋を期待しております。それらについての心意気を含め、内容をお尋ねいたします。

以上が私が通告いたしました質問であります。どうぞ御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

学校教育については教育長より、来年の選挙については選挙管理委員長より答弁させますの

で、よろしく願いいたします。

それでは、新庄まつりの検証と総括についてお答えします。

本9月定例会初日に行政報告をいたしました。今年の新庄まつりは例年に比べ人出は少なかったものの、3年ぶりに通常開催に近い形で開催され、市民の期待に応えられたのではないかと感じております。

コロナ禍ではありましたが、新庄まつりが事故もなく成功裏に終わられましたことに、改めて関係各位に感謝申し上げます。

御承知のとおり、今年の新庄まつり開幕前から不安定な天候が続き、まつり期間中にも雨天となった時間帯もありましたが、市民の皆様の願いが通じたため、神輿渡御行列や山車運行に影響するほどの大きな天候の崩れはございませんでした。

最も多くの人出が見込まれる24日の宵まつりは、新型コロナウイルスの影響や、平日開催という曜日配列とも相まって、人出が想定より大幅に少なかったこともあり、毎年の懸案事項である観覧者の滞留もございませんでした。

人出については、東口駐車場が早い段階で満車となりましたが、東山公園付近の臨時駐車場は空いている状況で、シャトルバスもスムーズな運行でありました。

25日の本まつりは、早朝は雨模様でしたが、神輿渡御、山車の両行列の頃には、時折小雨が降る程度で、沿道での観覧に支障を来すほどでもなく、多くの市民の方々からまつりを楽しんでいただけたものと感じております。

26日の後まつりは、新型コロナウイルス感染症防止対策として、各町内の山車小屋での飾り山車となりましたが、山車行列とは別の形でのまつりの楽しみ方が提供されたと考えております。

また、まつりの運営面における警備体制につきましても、3年ぶりの宵まつり、山車行列開催によるコロナ禍前の多くの人出を想定し、警

備会社によるガードマンの増員と、市職員を重点箇所へ効果的に配置し、対応いたしました。

さらに、宵まつりのコース変更による山車行列の遅延防止と山車運行の安全確保のため、新庄警察署と協議を重ね、まつり当日は警察署の全面的な協力体制もあり、懸念された駅前通りの山車の滞留もなく、スムーズで安全な山車運行を実施することができました。

また、最上広域消防本部との連携協力の下、まつり本部に医療救護所を設置し、不慮の事故が発生した際の準備体制を整えました。

今年の新庄まつりは、不安定な天候が心配されましたが、予定しておりました行事は滞りなく実施され、3年ぶりに通常開催に近い形で開催できたことに大きな意義を感じております。

新庄まつりから波及される経済効果といたしましては、概算額としてのコロナ禍前の約6割の17億円程度と見込んでおります。

これまで先人が築き上げてきた新庄まつりの伝統文化を絶やすことなく後世に受け継いでいくことは、市民一人一人の責務であると考えておりますので、市といたしましてもこのことを新庄まつり振興の根幹に据え、新庄まつり実行委員会の支援を通じ、市民の皆様と共に新庄まつりの発展に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、直木賞作家の今村翔吾先生のまつり旅についての御質問であります。

6月議会でも答弁いたしました。観光大使で、新庄開府400年記念事業の総合アドバイザーでもある今村先生を盛大に歓迎したいと考え、市民委員も入った歓迎プロジェクト会議を6月に立ち上げ、検討を重ねてまいりました。

この間、今村先生の事務所の方とも綿密に連絡を取りながら、一つ一つの内容を詰め、また、時には今村先生にもリモート会議に参加していただき、様々な御提言をいただいたところであ

ります。

その内容につきましては、議員の皆様にも御案内させていただきましたが、8月29日に市報やホームページやSNSを通じて市民の皆様をはじめ県内図書館などに一斉にリリースするとともに、報道機関を通して全国に情報発信したところであります。

具体的には9月24日、最上中央公園内の「すぽーていあ」を会場に、「今村翔吾のまつり旅 The Final in新庄」を開催し、第1幕と第2幕の二部構成になります。

第1幕は、まつり旅のグランドフィナーレということで、今村先生のアイデアが満載の内容となっております。

第2幕は、まつり旅の報告会や、今村先生が移動中に執筆活動をされてきた「たび丸号」の市への贈呈式などの内容となっております。

今村先生がゴールされる際は、新庄まつりの山車とお囃子によるお迎えを予定しております。特にその山車については、今村先生が江戸・新庄藩の火消しをテーマに書かれた羽州ぼろ鳶組を題材として制作され、前年、「ゆめりあ」展示山車として選考された山車を会場内に展示すべく、準備を進めております。

このように大変にぎわいのある内容となっておりますので、議員の皆様には御案内のとおりぜひ会場にお越しになっていただければと思います。

なお、一般の方の参加は事前申込みが必要となります。受付は9月5日月曜日より始まっており、インターネットからの申込みとなっておりますので、議員の皆様におかれましてもPR方よろしく願いいたします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 初めに、全国学力・学習状況調査における当市の状況についてお答えします。

昨年度の学力調査は、小学校算数を除き、ほかは全国平均を上回っていましたが、今年度の結果は、小学6年生の国語、算数については下回る、理科は上回る、中学3年生については、国語、理科は下回る、数学は大きく下回る結果となりました。

学習状況につきましては、昨年度に引き続き、地域行事への関心は県や全国平均よりも非常に高く、市が進めるふるさと学習でふるさと新庄の文化や歴史などについて関心を高め、主体的に学んでいる成果と捉えています。

一方で、小中学校とも平日に2時間以上家庭学習をする子供の割合が低く、ゲームやSNSに長い時間を費やす割合が高く、家庭学習の在り方や生活リズムに課題があることが明らかになりました。

今年度の結果を真摯に受け止め、各校において学習指導要領で求められている資質、能力を育てる学習活動が行われているかを改めて評価しながら、授業改善、読解力の向上に努め、家庭学習の在り方につきましても、従来のドリル学習以外に、授業と結びつけたものも取り入れるなど、見直しを求め、全教職員で学力向上に向けて取り組むよう指導してまいります。

次に、休日部活動地域移行に関する質問にお答えします。

本市におきましては、県の部活動改革方針を受け、休日部活動の地域移行について、現在検討を進めております。

進捗状況につきましては、本年6月に市内各中学校及び義務教育学校にアンケート調査を行い、休日の部活動が地域に移行した際の各校それぞれの部活動の受皿として考えられる団体や、移行に際して課題と思われる事項などについて取りまとめを行いました。

また、今月初めに、各競技団体に対して、休日部活動の受入れとして対応が可能かなどのアンケートを行い、現在回収中です。

9月中には、小学6年生以上中学3年生までの児童生徒、その保護者、教職員に対して、学校に入部したい部活動があるか、またはあったか、休日の部活動が地域に移行することについての意見など、アンケート調査を行います。

そして、これらの結果を踏まえながら、今年度中に市内各中学校・義務教育学校長、各競技団体代表、高等学校長などをメンバーとする休日部活動の地域移行検討会を発足し、検討していく予定でございます。

部活動の休日移行につきましては、保護者や各競技団体などの理解が進んでいない状況にありますので、丁寧な説明や周知についても今後実施したいと考えております。

以上であります。

武田清治選挙管理委員会委員長 議長、武田清治。
高橋富美子議長 選挙管理委員会委員長武田清治さん。

武田清治選挙管理委員会委員長 投票終了時間の繰上げについての御質問にお答えします。

投票時間につきましては、公職選挙法により、投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じると規定されております。

本市におきましても、この規定に基づき、投票時間を午前7時から午後8時までとしておりましたが、平成27年4月に行われた市議会議員選挙から投票終了を1時間繰り上げ、午後7時までとし、全ての選挙で現在も継続しております。これは、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、選挙管理委員会の判断で投票時間を繰り上げることができることとされていることを根拠にしております。

県内での実施状況につきましては、新庄市のほか、最上郡を中心とした14市町村が全ての投票所で繰上げを行っております。天童市のほか6市町では全く繰上げを行っておらず、山形市など残りの13市町は一部の投票所で行っており、県内投票所の40%が終了時間を繰り上げている

という状況です。

また、選挙における投票率は、そのときの政治的な背景や関心度によるところが大きいと言われておりますが、さらなる投票時間の繰上げについては、投票率の影響を十分に考慮する必要があり、本市の場合、7月に執行されました参議院議員通常選挙では、午前中に半分の方が投票を済ませている状況であります。

時間別で見えますと、午後6時から7時までに投票された方が1割ほどおられ、投票率にしますと2.86%であり、選挙管理委員会といたしましては決して小さい数字ではないと認識しております。

期日前投票の利用が増加する中、さらなる投票時間の繰上げが課題の一つと考えておりますが、投票率への影響も懸念されますので、来年の選挙においては午前7時から午後7時までとしたいと考えておりますので、御理解くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきました。

新庄まつりについてから再質問したいと思います。

市長の行政報告もありまして、人出が少なかったということは天候も含めて理解いたしますけれども、無事に事故がなく終わったということは何よりよかったかなと思っておりますし、やっぱり持続可能な新庄まつりをしていくためにも、山車の運行を減らさないような一つの手段、支援というのも大事じゃないかなと思っておりますけれども、先ほど申しましたけれども、50万を当初よりプラスしたということは、各若連のほうからもお聞きしますと、あの金がなかったらなかなか今年は無理だったなという声もかなり聞こえてきます。そういう意味でも、やはり今回の臨時議会での50万というのは生きた金ではないかなと思っておりますので、私どもは

じめ多くの議員の方々も賛同してもらった結果ではないかなと喜んでおります。

経済効果も少なかったと。6割の17億円ということなんですけれども、この17億円という数字はどういうふうな根拠から持ってきたかなということはいつも私思っているんですけども、大体つかんでおると思いますが、なぜ私申しますかという、やはり税金をおまつりに投入するわけでありますので、経済循環をよくして、やはりまつりも市民の懐も経済も潤すというようなことを思っているものですから、大体どんなふうな算出で出すのかというようなことがお分かりになったら、ひとつお願いしたいと思います。

あと、もう一つ、山車、緊急のいろんなアクシデントとかが世の中あるわけですけれども、まつり実行委員会のほうである程度の浄財確保というのにも必要ではないかなと。税金を投入するのも一つの方法だけれども、ある程度まつり実行委員会として蓄えといいますか、基金といいますか、そういったものがあれば、一々行政の金を、緊急の場合臨時議会とかで云々じゃなくて、そういった方法も今後の在り方として、例えば集金はクラウドファンディングとか企業型ファンディングとかとあるわけですけれども、その辺いかがかなと思います。

あと、私も毎年総括、総括と言いますが、毎年総括しているものをファイルみたいな部分でずっと取っていて、何年の年はこういう状況だったというのもしっかりと記録に残しているのがあるのかなという気がしますので、その辺についてひとつお答えいただければありがたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 まず、経済効果の点についての御質問でございますが、こちらのほうで算定しております算定の根拠ですが、山車制作

などのまつりの準備に係る消費、それからまつり当日の各団体、各イベントの運営経費、そして市内観覧者の消費行動を市内消費として算定し、また市外の観覧者の消費行動等を市外消費として算定したものを簡略的に積算した金額でございます。

もう1点の実行委員会の基金関係のお話でございますが、昨年度、各企業、団体から約1,600万円ほどの寄附金をまつりのためという形で市で受けたわけでございますが、昨年の寄附金は損金算入、それから寄附金等の控除、寄附者が税制上有利となるように市のほうで寄附を受け取ったものでございます。ですが、新庄まつりの実施を支援していただくための寄附金については、まつりの実施主体であるまつり実行委員会内に基金を造成して、まつり実行委員会の裁量でその基金を活用していくほうがより機動的にまつり実行委員会の予算を執行できるものと考えてございますので、今後、まつり実行委員会内に基金を造成した場合に生ずるメリット、デメリットも含めて、今後の調査研究課題とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） まつりの経済効果というの、ある程度お金を使って専門の方々に1回ぐらい調査してもらって、そうすると経済の動向が出て、やっぱり新庄にそういったおまつりが寄与しながら観光にも寄与しているということも、1回ぐらい私は専門的なもの、お金はかかりますけれども、1回、2回、やっぱりそういった専門的調査の方々に依頼して、しっかりと新庄まつりにおける経済の波及効果まで追求できるような気がいたしますので、もしそういったことも含めまして、今後の課題として捉えてもらえばありがたいなと思っております。

あと、まつり実行委員会には新庄市も事務方

として入っているわけですので、基金の移行のほうもしっかり管理していただいて、柔軟というか、ある程度の意見を集約しながら使い道を、持続可能な新庄まつりの方向にしていってもらえば大変ありがたいな、いいんではないかなというようなことで、そういった方向も考えているというようなニュアンスでございますので、そういったこともひとつ進めてもらいたいなと私は思います。

今村翔吾さんのイベント、私も拙いインターネットとかで調べていますけれども、かなり盛り上がっていますし、ふるさと歴史センターでもまつり旅の情報を発信しているんだなと思います。

それで、今村翔吾先生がまつり旅のテーマ曲として発表というような、載っていました。それで、今村先生のこの詩を幼なじみの山田竜平さん、34歳という方が作曲をして、そのほかにレコーディングしたときにボーカルの担当とかギタリストの方が一緒に新庄に来るというような、ネットに載っていましたけれども、その方が来て、まつり旅に花を添えるんでしょうか。その辺もし分かっておったら、内容というか、そういうようなものをお聞きしたいと思います。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 当日の第1部になります、今村事務所のほうの様々なアイデアの下の仕掛けになるかと思えますけれども、それは楽しみにしていただければと思いますけれども、今ネットというか、お話を聞いているような中で、御本人の方々もいらっちゃって、先生のたくさんのお友達がいらっしゃるといふふうにお聞きしておりますので、その辺は当日楽しみに来ていただければと思います。よろしくお願ひします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 はにゃはにゃはにゃと聞こえなかったの、改めて言いますけれども、第1部は今村事務所が主催ということになっているようです。第2部が歓迎式典というふうなことで、その第1部に友人、音楽関係者、ギタリストですとかピアノであるとか、それでまつり旅の音頭というか歌をそこで初めて披露するのですから、音楽ステージとなりますか、そういうことも企画されているというような情報です。ですから、第1部は全部、zusyuという会社が組織されていまして、そちらのほうで全て行うというような情報を聞いております。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) 市長の答弁、分かりやすかった。ありがとう。

あと、この「たび丸号」、これもらうべ。もらうと書かれてあるから。これはどのように使う。もらってから。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 できるだけ分かりやすく御回答したいと思います。

今村先生から頂く「たび丸号」につきましては、今村先生からも「たび丸号」はしばらく飾っていただきたいというふうなお話をいただいております、**「たび丸号」**をたくさんの方に見ていただくようにしたいと思っております。

また、今村先生からは、聖地巡礼というような形で、全国からたくさんの方々**「たび丸号」**を見に来るのではないかということと言われておりますので、それにつきましては当分市に飾っておきまして、また市で行いますイベントなどにおきましては、そこに出張して展示するなど、ある程度市の公共施設の中に飾っておいた上で、そういう出張展示もしていきたいというふうにご検討しております。

いずれにいたしましても、先生の119日間の思い出と、たくさんの寄せ書きが添えられている車でありますので、大事に使わせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 贈与する方々の気持ちはそうだと思いますけれども、やっぱりどこに置くかだと私は思うんですね。新庄は歴史風致のまちづくりをやっていますし、その中のアンケートを見ますと、新庄の城下町を感じるのやっぱり最上公園というようなことがアンケート調査を見ても、まゆの郷とかいろいろあるんでしょうけれども、私の希望を言って申し訳ないけれども、やっぱり新庄のお城に近いところ、例えば歴史センターのところ辺りが一番いいのではないかなと。私の希望だよ。あなた方がどういうふうにするか分からないけれども、そういった意味で歴史的風致のアンケート等から見ても、やっぱりぼろ鳶って火消しを題材としている作家の先生だから、その辺りもいいうような気がします。私のあくまでも希望です。

あと、ずっと飾っておいてはうまくないのではないかなと思うんですよ。せっかくそういったものを、いかに活用して、その車が新庄の情報発信の基となるようなことも必要ではないかなと思うんですけれども、その辺の御検討がなされておればお聞きしたいなと思います。お願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 事務局のほうにはなかなか話が届かないところもあって、私のほうに入ってきた情報ですけれども、向こうも活用してほしいというようなことで、外に飾るには、雪がありますので車庫が必要だろうと。車庫が造れる敷地というようなことになってくると、エコロジー

ガーデン辺りに第一義的にはあるだろうと。冬はどうするのかというのは、今回来たやつ、冬まで車庫はできませんので、ゆめりあ内部に飾ってはどうかというような話が来ております。ゆめりあの道具搬入庫のほうから車が入られるのではないかと。まだ検証してはいないんですけれども、それがあつ。

あとは、年間を通しては、車検が3月までだということですので、車検を取り直して、それでイベント会場に運べるような形で、触れ合っていたくというのはいかがかというふうなことの提案がございまして、まだ先生からもどのような形がいいのかということはないんですけれども、いろいろな形で活用してもらいたいということがありますので、景観、それから利用活動、冬もありますので、総合的に市民の目に、皆さんが触れられるような形がいいかなという提案を受けているところであります。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） いろいろ活用する方法はあると思いますので、いろんな多方面の御意見等をもらいながら、やっぱりなというようなことをしていただきたいなと思いますので、よろしく私のほうからもお願い申し上げます。

学力調査の結果なんですけれども、県平均より若干悪いと聞いて、ちょっといささかなというのが私の感想なんですけれども、学力調査をめぐってはやっぱり正答率や順位ばかり過度に気にして、不毛な争いに躍起となるなという、そういう自治体も増えているから気をつけろなというようなこともあるんでしょうけれども、やっぱり先ほど家庭学習が少ないのではないかなというようなお答えをいただきました。私も、以前総務文教委員会で秋田の由利本荘市に行って、そこの教育長も来て、お話を聞いたけれども、家庭学習がやっぱり多いと言っていましたね。自分の家庭や子供だけでなく、地域

全体で家庭学習を増やすというようなことがやはりいいのではないかなというようなことでございました。なるほどなと聞いてきて、今教育長のほうからも家庭学習が少ない、生活のリズムがなかなか取れないというようなことなんです。

それで、そういった努力なさっていった、今後、学力調査の正答率を上げるためも含めて、もう一度どういようなことをどうすればいいんだかなというようなことを試行錯誤していると思うんだけど、新庄市はこういうことをやってもう少し頑張るといようなことをお聞かせいただければ、私どもも大変心強いんですけども、いかがなんでしょうか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

高橋富美子議長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 それでは、ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

小嶋議員がおっしゃったように、例えば昨年度の結果よりも今年度は下がってしまったというように、年度によってやはり浮き沈みはございます。ただ、そういった部分について全て一喜一憂するのではなくて、学力・学習状況調査の目的でございます、どの部分が優れていて、どの部分が不足しているのかというところをしっかりと踏まえて、今後の授業に役立てていくというところをしっかりとしていかなければなりません。

そういった中で、例えば今回、読解力の部分では、小学校、中学校ともに課題があるというような結果が出ております。このような読解力については、1教科で力を身につけていくものではなくて、全ての教科で力を身につけていかなければなりません。そうなれば、それぞれの授業において、どのような形で子供たちが読解しているのか、もしかすると上辺だけを理解したつもりになってしまったり、分かったつもりになってしまっているのではないかと、または教師

主導で子供たちに説明する授業になってしまっているのではないかと、そういった部分などについて、現在市の教育委員会指導主事、また各学校の研究主任と共に話し合っているところでございます。

とにかく子供たちが自分の力でしっかり読み解く力が大事だということを、全ての教科において念頭に置いてやっていかなければならないと思っております。

また、家庭学習についてですけれども、もちろん結果のよしあしが全て家庭学習の影響ではございませんが、やはり子供たちが家庭においても学習をしたいと思ふような、そういう意欲が必要でございます。現在、どちらかというゲームやSNSのほうに力を注いでしまうような、そういった調査結果も出ておりますが、やはり家庭学習については子供たちが授業の中でこういうふうなことが面白いな、これももっと勉強してみたいなというように、授業が家庭学習につながるような、そういう授業をやったり我々はやっていかなければならないというふうにご各学校のほうと現在話をしております。

また、同時に家庭での学習でございますが、子供たちが将来自分がどういうふうな姿になりたいのか、どういう職業に就きたいのか、そういったキャリア教育を考えれば、そのために僕は頑張らなきゃならないんだというように、家庭学習にも必ずやつなぐところがございまして、日々の授業改善とともに、キャリア教育についても具体的に子供たちのほうとしっかりと話をしながら、学習意欲に近づけようと思っております。よろしく申し上げます。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) ぜひひとつ、大変でしょうけれども、よろしく申し上げます。

先ほど新聞で見ましたけれども、学制という

制度が公布されてから150年の記念式典が文科省で行われて、天皇陛下、皇后陛下も参加なされたというようなことで、そのとき文科省は、この学制について、「近代化を支えた明治期の教育を振り返るとともに、一人一人の多様な幸せのため、学校での学びの大きな方向性、教育の未来を考えるきっかけとしよう」というような記念シンポジウム等を行っていました。まさに同じ概念だと思いますので、ひとつよろしく御尽力いただきたいなと思っていますので、改めてまたお願いします。

次に、地域移行は大変大きな課題だと思います、本当に。今すぐこうだという結論は出ないと思うんです。それでも、アンケート調査を競技団体でもやっているというようなことで、学校の実情を踏まえて、柔軟な対応がとても大切だと言っていますね。また、学校が担う一貫性がなければ、生徒は混乱してしまうというようなことなんですね。例えば平日は学校の先生方が指導なさって、土日はそういう団体が教えると、指導の方法が違ってくると、どっちの言うことを聞いたらいいか分からないというようなことが懸念されるということもあって、まさにそのとおりだなと。だから、そういったものも含めて、今からやっぱり柔軟な話し合いをしなければならぬ。

そして、やっぱり外部はお金がかかる。指導者とかお金の問題が出てくると思う。やっぱり行政のほうも、教育委員会ではなくて、行政のほうもそういったことで、一体となっていないとちぐはぐになってきて、子供たちが何のためにスポーツをやっているか、燃え尽き症候群みたいになってはうまくないと思うんですね。やっぱり楽しむようなことでなければ。そういった意味で、もう一度しっかり教育委員会としては方向性を、どのようにやるかをもう一回聞かせてください。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

高橋富美子議長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まさに小嶋議員がおっしゃったように、休日の地域移行が進んだ場合には、様々な課題が現在出されております。例えば、もともとこの休日の部活動移行というのは、部活動を地域スポーツへと移行するという大きな目的がございました。平日の移行も考えれば、なかなか都市部でできるようなことがこの地域でできるとも考えられません。そういった意味でも非常に難しい問題でございますが、まずは休日の地域移行ということで、現在アンケート等を含めながら、今後の検討委員会へ向けて話を進めているわけですが、現在の各学校の部活動の状況としては、今週末に行われます新人大会においてですけれども、全ての中学校において合同チームで出場しなければならない部活動があるというふうな現実がございます。本当にあつという間に少子化という部分がこのような影響を及ぼしているなど実感しているところでございます。

そういった中、現在、保護者が中心となってクラブチームをつくって、夜のクラブ練習ということを行っているところが多いのでございますが、地域移行になった際の受皿として今一番多く挙げられているのが、その保護者主体のクラブチームということになっています。それ以外に、総合型スポーツクラブだったり、またはスポーツ少年団、または企業が運営するスポーツクラブなど、4つぐらい種類が挙げられておりますけれども、現段階としては、休日の移行についてはそういった保護者主催のクラブチームが6割以上ということで大半を占めると思いますので、まだまだこちらのクラブについては、クラブ規約等もしっかりしておりませんので、しっかりクラブチーム登録ができるような、そういった方向への移行措置も必要となってまい

りますので、ほかにもいろいろ議員がおっしゃったような課題、指導者がいない、また受皿がない場合はその子供はどこで練習をすればいいのか、それぞれ課題がございますので、今後検討委員会を重ねてまいり、来年度以降の段階的な実施について進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

山科春美議員の質問

高橋富美子議長 次に、山科春美さん。

(7番山科春美議員登壇)

7番(山科春美議員) こんにちは。

9月定例会、3番目に質問させていただきます議員番号7番、起新の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

1つ目といたしまして、児童虐待についての質問をさせていただきます。

今年6月に令和3年度の山形県内での児童相談所及び市町村に対する児童虐待の通告数と認定数が発表されました。児童虐待の通告数は1,176件で、このうち、調査の結果、虐待と認定された件数は617件とのことです。

虐待と認定された件数は、平成30年以降、500件を超える件数ということで推移しているそうです。

背景としては、県民の児童虐待に対する認知

度と通告に対する意識が高まっているということ、また、警察、学校、保育所、医療機関等との連絡がより密になり、早期に通告しているからとのことです。

昨年、令和3年度の認定件数は、前年度より減少したものの、過去3番目に多い件数であり、依然として高い水準になっているということです。

当市といたしましても、第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画の中の基本目標4では「要支援児童へのきめ細やかな取組の推進」ということで、「児童虐待防止対策の強化」が挙げられています。

しかし、計画策定時には予想もしなかった新型コロナウイルス感染症の拡大で、外出自粛や感染症対策を余儀なくされることとなり、児童や家庭の状況も一変いたしました。全国でも様々な児童虐待に対しての痛ましい事件が報道される中、児童相談所への相談も増加の一途をたどっているようです。

そこで、当市における児童虐待対策についてお伺いいたします。

1つ目、本市における過去3年間の通告件数と主な内容について。

2つ目、相談や通告について、誰がどのような経路で通告、相談されるケースが多いのか。

3、連絡が入ったらどのように対応するのか。

4、児童虐待はなぜ起こるのか、その原因と背景をどのように捉えているのか。

5、子供の家庭総合支援拠点の役割について。

6、関係機関との連携強化について。

7、児童虐待根絶に向けての広報啓発活動についてということ、質問させていただきます。

次に、大きな2つ目ですが、情報モラル教育について質問させていただきます。

通信技術が進歩し続けている昨今、小学生で

もスマートフォンを持ち、インターネットを通じてウェブサイトやSNSを使うことが当たり前になってきました。

内閣府が令和3年度に行った青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、インターネットを利用している割合は、小学生が約96%、中学生が約98.2%、高校生が99.2%となっており、そのうちスマートフォンを介してインターネットの利用している割合が、小学生が63.3%、中学生が91%、高校生が約99.3%という結果が出ています。

さらに、インターネットの利用は低年齢化しています。通園中のゼロ歳から6歳の子供の利用状況は70.4%、小学校の6歳から9歳では89.1%がインターネットを利用しているとのこと。

また、同時にインターネットやSNSなどの利用をめぐるいじめやトラブル、犯罪に巻き込まれる事例も多発しております。

山形新聞の8月22日の記事にあったんですが、10代の若年層が性犯罪などに巻き込まれるケースも県内で相次いでいる。SNSをきっかけとした児童買春や児童ポルノ関連の事件の被害者は、2021年までの過去5年間で計112人に上り、県警は子供たちだけでなく保護者にも子供の行動に関心を持つように注意を促しているという記事がありました。

また、ネットやゲーム依存、健康障害など、心身への悪影響も問題になっています。2019年5月、WHOの総会でゲーム障害が依存症として正式に認定され、厚生労働省は2020年の2月、ゲーム依存症について関係省庁間で課題を共有し、対策を求めることを目指し、連絡会議を開きました。

東京医科歯科大学は、2019年度にネット依存症外来を開設されました。新型コロナウイルス感染拡大後は、外来の問合せが拡大前の10倍近くに増えています。患者は中高生が多く、気分

の落ち込みや意欲の低下のほか、睡眠など生活リズムが乱れて、学校に通えなくなった例もあったということです。

スマートフォンの利用は、低年齢化しています。また、スマートフォンなどが未就学児の日常にも深く入り込んでいることが分かります。

また、子供に利用させることについて、保護者は何らかの不安を感じている反面、より具体的な判断材料についての知識、理解が不十分な保護者も少なくなく、保護者の8割以上は学習の必要を感じているという結果も出ています。

そこで質問なんですけど、現在、ネット社会となり、スマートフォンやタブレットなどのデジタル機器を使用する頻度が高くなっています。ICTの活用は、便利で効率的である反面、子供のネット依存やいじめなどのトラブルも多くなっているようです。

そこで、当市の情報モラル教育をどのように行っていくかについてお伺いいたします。

1つ目として、小中学生のICT普及の実態についてということで、小中学生のスマートフォンなどのICT機器の所有率について。

小中学生のインターネットの利用率。

SNSに関わるトラブルがどのくらい起きているのか。

スマートフォンなどの依存や心身への悪影響が見られるか。

そして、2つ目として情報モラル教育について。

具体的な取組について。児童生徒、保護者対象、教員対象、未就学児対象。

取組の評価について。

課題について。

今後、情報モラル教育を充実させていくための取組についてということで、質問させていただきます。

3つ目ですけれども、通学路の交通安全対策についてということで質問させていただきます。

この質問を始めるに当たり、いつも子供たちが安全・安心に学校に通えるように、雨の日も風の日も暑い日も寒い日も欠かさずに毎日見守りをしてくださっている交通指導員をはじめ地域のボランティアの皆様にご心より感謝申し上げます。

そこで質問なのですが、通学路交通安全対策についてということで、通学路の安全を確保するために、日頃から点検や対策を行っていると思いますが、通学路の脇に建つ建物で、倒壊のおそれがあり、その建物の前で登下校の児童を安全に見守ったことがありました。管理不全空き家等が通学路の脇にあったときの対応についてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

情報モラル教育、通学路交通安全対策については教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

それでは、児童虐待対策についての御質問にお答えします。

初めに、本市における過去3年間の通告件数は、主な内容であります。令和元年度に虐待通告を受けた件数は7件、令和2年度は2件、令和3年度は13件となっております。

主な内容といたしましては、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、育児放棄などですが、身体的虐待と心理的虐待が多い傾向にあります。

相談や通報の経路につきましては、保育所や幼稚園、学校など、子供を直ちに目にする関係機関からの通報が多く、その他、児童相談所虐待対応ダイヤル189番は、警察の110番と同じように誰もがすぐにいち早く通報できる電話番号として市民の方に周知を図っておりますが、そ

の番号からの通報例などもあります。

関係機関から市へ虐待通告が入った場合は、まずは通告受理後48時間以内に安全確認を実施します。

その後、速やかに関係機関において緊急受理会議を開催し、状況把握を行った上で、子供の最善の利益を考慮した対応を協議してまいります。

また、児童虐待が起こる原因と背景ではありますが、家族間のストレス、住居や経済的な問題、親の精神疾患や体調不良、子供の発達障害などに起因する育てにくさ、また、そうした悩みを相談できずに孤立する事例も見受けられます。これらの要因が複雑に絡み合い、虐待につながっていると考えられます。

子育てをする中で生じる不安や寂しさといった感情は、決して特別なものではなく、虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も少なくありません。

虐待をする親とその子供には、周囲の温かい支えと適切な支援が必要です。そのため、市では令和元年度より児童虐待防止対策の強化として、家庭児童相談員を1名増員し、2名体制で相談体制を強化するとともに、担当職員が国で定められた講習会・研修を受講し、基礎知識を習得することで、対応力の強化を図っております。

また、本市では令和3年10月に子ども家庭総合支援拠点、とことこルームを開設し、全ての子供とその家庭及び妊産婦などを対象として、プライバシーに配慮した空間で、お子様連れでも安心して相談できる環境整備を行い、相談者のニーズに合わせた福祉支援に係る情報提供や育児指導などを行っているところです。

関係機関との連携強化につきましては、子供を守る地域のネットワークである要保護児童対策地域協議会の実務者会議やケース検討会を開催し、関係機関と連携して支援対象児童の早期

発見と、保護者や家庭の養育を支えるための支援の強化に取り組んでおります。

児童虐待根絶に向けた広報活動につきましては、毎年11月の市報及びホームページにて児童虐待防止月間に合わせた記事を掲載し、市民への周知を実施しております。

また、児童相談所虐待対応ダイヤル189の電話相談窓口につきましても、民生委員児童委員及び関係機関などへ周知を行い、地域全体で虐待防止に係る取組ができるよう取り組んでおります。

今後も、来年4月に創設されるこども家庭庁における支援強化に向けた動向を注視しながら、児童虐待発生予防のために、地域や関係部署と連携しながら情報収集を行い、虐待の疑いがある場合には、子供の安全を優先に、児童相談所や警察とも連携しながら早期対応に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、小中学生のICT普及の実態についての御質問にお答えします。

初めに、小中学生のスマートフォンなどのICT機器所有率については、令和3年度末に行った調査の結果では、インターネットにつながるICT機器所有率は、パソコンやゲーム機を含め、小学校で81%、中学校で90%となっています。

インターネットの利用率につきましては、公共施設などでの利用を含めると正確に把握はできませんが、Wi-Fiなどインターネット環境のある家庭は約94%ございました。

また、令和4年度に行った全国学力・学習状況調査のアンケート結果によると、平日にスマートフォンなどによるSNSや動画視聴を1日30分以上行っている割合は、小学6年生で64.7%、中学校では87.8%ございました。ゲー

ムでの使用や学習に利用している場合を加えると、さらに大きな割合になります。

次に、SNSに関わるトラブルがどれくらい起きているかについてですが、今年度7月に実施したいじめ、長期欠席、学級経営、虐待実態調査によると、パソコンや携帯などで誹謗中傷や嫌なことを言われると答えた子供は、中学校では7件ございました。これは、中学校で認知したいじめ全体の2割に当たります。

また、スマートフォンなどの依存や心身への影響が見られるかについてですが、今年度の全国学力・学習状況調査のアンケート内容では、SNSや動画視聴を平日に3時間以上行う割合は、小学校で17.8%、中学校では37.6%でありました。

学校からは、深夜までゲームをしていて、寝不足な子供や、ゲームを禁止することでいららする子供がいるなど、依存傾向が心配されるような報告もございます。

また、家庭生活の中でスマートフォンを見て過ごす割合が大きくなるにつれて、家族との会話の時間や学習時間、読書の時間などが少なくなり、豊かな感性の醸成や学力向上への影響も懸念されております。

次に、情報モラル教育についてですが、具体的な取組としましては、小学3年生以上は道徳の授業でインターネットでの個人情報の扱いやSNSでのやり取りにおけるマナーなどを学習しております。

また、今年度から各校に派遣しているICT支援員に依頼し、児童生徒への情報モラル研修を行った学校もございます。その中で、ゲームやネットの依存性や正しい使い方などを、学年に合わせたスライドを用意し、説明しております。

さらに、最上教育事務所の青少年指導担当やエリアスクールソーシャルワーカーにより、児童生徒や教職員、保護者を対象として、ネット

いじめの対応などについて指導・助言をいただいている学校もございます。

いまだネットの長時間利用やトラブルなどの課題はございますが、情報活用能力の体系表を市全体で再度確認し、発達段階に応じた適切な指導を行ってまいります。

今後の課題は、児童生徒がネットトラブルを自分の身近にあるものと捉え、自らのネットとの関わりについて、より真剣に向き合えるようにすることと、保護者の理解をさらに深めながら、家庭と連携した情報モラル教育を展開していくことです。そのために、児童会や生徒会など、子供たちが主体となってルールづくりを行ったり、ネットいじめを防止する啓蒙活動を行ったりと、自主的な活動をさらに推進していくよう指導してまいります。

また、PTA総会など、保護者へ周知する機会に繰り返し呼びかけるとともに、学校以外の関係機関と連携しながら、周知の機会を多くつくってまいります。

ICT機器は、これからの時代を生き抜く子供たちにとって切っても切り離せないものがありますので、自らコントロールできる力とともに、よりよい活用の仕方を身につけられるよう取り組んでまいります。

次に、通学路における安全対策として、空き家などの対応についてお答えします。

通学路につきましては、各学校から提出された通学路の危険箇所の点検報告書に基づき、市、警察、道路管理者などで構成する最上地区通学路安全推進会議において、通学路合同点検打合会議や現地での合同点検を実施し、情報を共有しながら対応しているところでございます。

管理不全などのいわゆる危険空き家が通学路にあった場合の対応といたしましては、通学路点検などの報告や地域住民の通報に基づき、担当課において危険空き家の所有者、管理者を確認し、助言・指導などを行っております。

登下校の児童に危険性が及ぶなど、緊急対応が必要な場合は、速やかに応急措置を講じております。

児童生徒に対しましては、危険箇所などを把握させることに加え、子供の安全確保の観点から、学校において登下校時における安全指導を行うとともに、子供自らの判断で危険を察知、回避する力を身につけていけるよう指導を行っております。

今後とも通学路における安全対策につきましては、地域の皆様や関係機関と情報を共有しながら取組を進めてまいります。

以上であります。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 御答弁いただき、ありがとうございます。

初めに、児童虐待対策についてのところで再質問させていただきます。

市の実情とかもいろいろ聞かせていただいて、大変勉強になりました。

また、いろんな形で対策も取ってくださっているんだなということで、本当に安心ができるなと思いますけれども、でもこれからもっと課題も出てくることだと思いますので、ぜひ広報活動など、しっかりとやっていただけたらなと思います。

再質問の1つ目なんですけれども、要保護児童対策地域協議会についてなんですけど、令和3年度ですと、代表者・実務者会議が5件、特別なケース検討会、情報交換会が32件、また、実務者関係機関研修、職員研修なども行っているようなんですけれども、それぞれの会議の内容について、また要保護児童の支援や保護に関しては大切な会議だと思われるんですけれども、こういった内容でそれぞれの会議がされているのかとか、その回数的には足りているのかどうか、教えてください。

加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
加藤 功。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長
加藤 功さん。

加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 児童虐待に関する重要なネットワーク機関となります。要保護児童対策地域協議会につきましては、関係機関は21機関から構成されているわけなんですけれども、こちらのほうは議員がおっしゃったとおり、それぞれの会議が実施されているところでございます。全ての事務局は子育て推進課が担っているところでございますが、代表者会議1回、実務者会議が4回、ケース検討会という事例にそれぞれ対応した内容が21案件25回に及んでおります。また、ケース検討会において出された案件を、具体的にその家族と対応させていただく面談が33回、また、スーパーバイザーと言われる専門家の方をお呼びしてお話を伺う機会、そして地域協議会における研修会が2回、そして国の専門的な研修を年4回受講するなど、それぞれにおいて専門的な知識の向上に向けて対応を取らせていただいているところでございます。

内容の充実等に対しては、十分な体制とは言い難いところはあるかもしれませんが、極力限られた中で行動を取っております。一番大事なのは、子供たちに関する事案を聞き取る力、職員がきちんとその子供たちと向き合って対応できるように耳を傾ける、そういった機会を設けるために、子ども家庭総合支援拠点と言われるとことこルームがあるわけでございますので、こちらのほうを活用しながら、対応をきちんと取らせていただけるよう努めているところでございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 課長から、子供たちに向き合って、いろいろな事案を解決していくと

いうことが大事なんだと、そこをまず一番主として考えていろいろやっているということを開きまして、よかったなど、安心いたしました。分かりました。ありがとうございます。

次に、虐待をされている子供のよく見られる状態についてということで、ちょっと一部ホームページに載っているところもあるんですけども、「虐待を受けた子供が自ら虐待を受けたことを訴えることはまれである」「虐待について確認しても否定したり、一旦は認めても後からその事実を取り消したりする子供もいる」「親をかばう場合も多い」また、「自分が虐待を受けているという認識を持ってない子供もいる」「虐待を受けたのは自分が悪かったせいだと思っている」「虐待を受けた子供の話は事実関係が矛盾していることがよくある」「支援者の怒りを誘うような態度や行動を取ることがある」「虐待を受けた子供は周囲の大人の気持ちに敏感である」といった、いろんな特徴があるそうなんですけれども、やっぱりそういった虐待に対して、早期発見のために今言った虐待をされている子供によく見られる状態などを地域の大人の人たちが知っておくことで、その親御さんを守っていくことにもつながったり、また、「これは」と思ったときにいち早く伝えるための判断基準になるんじゃないかなというふうに思います。

さっき市長がおっしゃったように、189、「いち早く」の連絡先とか、いざというときの通報は連絡者や連絡内容に関する秘密が守られることとか、また連絡は匿名で行うことも可能であるということなど、地域の人たちは結構優しい方が多いので、「通報してもいいんだろうか」とか戸惑わずに、それは個人情報には当たらないということであって、連絡することがまず大事ということなので、そういったことなども含めて、いろいろ地域の皆さんに知らせることも必要だと思いますけれども、地域住民に対する

児童虐待の通告への周知不足とか理解不足など、感じていることはないでしょうか。教えてください。

加藤 功 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
加藤 功。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長
加藤 功さん。

加藤 功 子育て推進課長兼福祉事務所長 早期発見が第一であるということから、広報をどのように取り組んでいるのかというような内容ではないかと思っております。

子供たちにおきましては、やはり児童虐待という意識が低いわけでございます。ただ、それを周りがどのようにキャッチするかといったところでは、保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなど、子供たちをじかに目にする関係機関からの通報、そして児童委員とか民生委員、それから児童相談所のダイヤル189といったものからの連絡があるわけですが、それぞれの子供の様子がまず見てとれるわけです。その子供自体が虐待を受けたということで悩んでいる様子が見受けられることになると思います。親からたたかれたとか、暴言を言われた、御飯を食べていない、家事をしているなど、そういったことを初めて口にする様子が見てとれます。そういったところから、関係機関がこれは虐待ではないだろうかという不安を持って、市のほうに連絡が入ってくるということで、通告を受けてから48時間以内にまず子供たちの安全を確保するというところが非常に大事だと思っております。

その上で我々が取り組んでいる事業として、まず個人情報の取扱いでございます。こちらのほうは、国からの通知に基づきまして、警察と構成する要対協の職員が、関連者がきちんと連絡調整をするということにつきましては、通知に基づく対応をさせていただいているところでございます。

その対応をしていく中で、この189なりをきちんと住民の皆様にとどのように広報していくかということにつきましては、先ほど答弁のほうにあったように、11月に児童虐待防止月間を設けておりますので、特集ページを組むなど広報啓発に努めているところでございます。よろしくお願いたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。ぜひ本当に広報、周知、よろしくお願いたします。

あともう一つなんですけれども、私も3人の子供を育ててきたんですが、子育てにおいて地域や学校の先生方からいつも温かい御指導の下、本当に育ててくれたなと思っております。

ですが、現代の若いお母さんたちはスマホ世代の子育てをされているということで、結構子育ての悩みがあるとスマホの情報を見てしまって、やっぱり不安になったり、自分と人を比べて、自分の子育てが悪いから駄目なんだといった否定的になってしまう方も多いというふうに聞いております。

児童虐待を防止して、発生したケースの対策としては、虐待を受けた児童の保護も重要ではありますが、児童虐待は家族の経済的問題、夫婦不和、育児疲れ、ノイローゼ、地域や親戚からの孤立などに起因する場合も多いと思っておりますけれども、出産から子育ての過程を充実して、育児相談や孤立感の解消などが児童虐待の防止につながると考えられます。相談体制の充実、または子供や保護者への適切なアプローチをするためには、母子保健施策としても乳幼児訪問指導とか各種集団健診とか保健指導のときなど、子育てに不安を抱える保護者の方に対しての相談も行っておられると思います。また、子育ての支援施策なども様々ありますが、孤立する家庭、親子に対しての把握や養育支援体制

など、市として考えていることがありましたら教えてください。

加藤 功子 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
加藤 功。

高橋富美子 議長 子育て推進課長兼福祉事務所長
加藤 功さん。

加藤 功子 子育て推進課長兼福祉事務所長 議員おっしゃるように、子育てにおきまして、各世帯で困っている状況があるかと思えます。そういったところにつきましては、各支援機関、成人福祉課であり子育て推進課、また健康課、それぞれにおきまして、常に窓口として対応させていただいているところでございますので、何か困ったことがあればまず相談していただけるような体制を構築しているところでございますので、遠慮なく相談していただきたいと思っております。

また、子供たちにおきます場合と、あと親の対応、保護者に対する対応の仕方ということで、保護者におきまして、養育能力に欠ける、または養育できない保護者も少なくからずいるという状況もございますので、子供たちをまず守る行動につなげるためにも、関係機関が協力して、早期対応に努めていくという状況でございます。

そして、いかに家庭支援につなげていくかということが我々の責務でございます。例えば子供を育てる中で、食事ができない状況があるとなればヘルパーを派遣する、そういった事情が考えられますし、また、障害者の手帳を必要とする方がいらっしゃれば、そういった手続をどのように取れるのか、そういったところの具体的な対応、また、食事ができない状況があるとなれば子ども食堂を案内する、そういった具体的なところを、窓口一つ一つがきちんと情報をつないでいくという役割も担っておりますので、ぜひ御理解のほどお願いしたいと思っております。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子 議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ぜひよろしく願います。

先日、ちょっと担当課の職員の方にお話を聞きましたけれども、やっぱり通報があったときすぐ現場に駆けつけて、いろんなことを配慮されながら懸命に取り組んでおられることが伝わってきました。お話を聞くと、本当に大変だなというふうに思いましたけれども、一人一人の人生、また将来に関わっているととても重要なお仕事をされているんだなというふうに思いました。

いろいろあらゆる方法を駆使して、ぜひ周知活動、また貴い幼い命が危険にさらされないように、お母様方も家族もみんなよくなりますように、市民のほうも関心を持っておりますので、これからもよろしく願います。

それでは、次に情報モラル教育についてということなんですけれども、いろいろと保護者との連携とか、子供たちが主体となって考える力とか、自主的な活動とかも今後やっていくということで、PTA総会でも周知していくということで、やっぱりコントロールする力を持つ子供たちを育てているというお話を聞いて、すごく安心いたしました。

再質問なんですけれども、友人関係のトラブルについてということなんです、無料通信アプリによる誹謗中傷や写真、動画投稿サイト上での嫌がらせ等のケースもあると聞いています。オンラインゲームなど、グループで会話をするツールなど、非常に便利なツールがありますが、少し間違えるといじめにつながっていく危険をされているので、注意が必要だと思います。

SNSに関わるトラブルも結構報告されているということもお聞きしましたけれども、具体的にそうしたトラブルに対してどのように対応

されているのか、教えていただけたらと思います。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

高橋富美子議長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 それでは、お答えいたします。

今、山科議員がおっしゃったように、SNSに関わる様々なトラブルというものは、中学校だけではなくて小学校も含めて報告されているところがございます。そういった中で、よく最近増えているのは、小学校段階からの報告もございますが、通信ゲームによる相手とのトラブルでございます。通信ゲームは、自分の知っている友達と通信しながらゲームをする場合もあれば、全く見ず知らずの相手が誰か分からない人との通信などもございます。そういった中で、あまりにも興奮してしまって、発する言葉が暴力的になったり、相手を傷つけるような、そういった言葉になって、トラブルになってしまったというようなこともございました。そういった中では、自分自身の最初のミスではあったんですけども、そういった言葉を発したため、逆に見ず知らずの相手から様々強い言葉で誹謗中傷を逆に受けるようなこともあったり、様々そういった報告も受けているところでした。

ほかに、例えば無料通信アプリによる誹謗中傷や様々な動画や映像のアップ、動画や写真のアップというふうな問題等も広く世間でも騒がれております。そういった事々についても、やはり各学校においては毎年のように報告が上がっています。

その中で、やはり何が重要かということで、子供たち自身がしっかり勉強する場、これは授業においてもそうですけれども、関係機関、先ほど教育長の答弁にもございましたが、そういった外部の関係の方々を講師に迎えて学習する場面、そういった場面も大切です。それと同時に、こちらは議員のほうからもお話ございまし

たが、子供たち自身が問題意識を持って解決しようとしていかなければ、なかなか身につかない力でもございます。そういった意味では、現在各学校の中で生徒会、児童会が中心となって、例えば中学校であれば1年生から3年生まで全生徒がそろって、小グループになって、今どのようなことが問題になっているか、一体どういうふうにかえたらいいのか、我々に何が必要なのかということをお話合せて、自分たちの力で解決していこうというようなことも行われています。

次に申し上げる部分については、非常に県でも先進的な取組でございましたが、市内のある学校では、SNSの提言というものはるか以前からつくって、それを学区内の小学校のほうにも伝えながら、取り組んでいる例がございます。これに関しては、文科省の視察官のほうからも大変高い評価を受けておりますけれども、こちらに関しては、決しておぼれることなく、なかなかうまくいかない状況もございますが、毎年同じように子供たちにしっかり考えさせる、面と向かってきちんとお互いに話し合う場面を設けるということを大切にするように、アドバイスをいただいております。

残念ながらこういったケースはゼロにはなかなかありませんが、今申し上げたような部分を保護者への啓蒙も含めながら今行っているところでございます。よろしく申し上げます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） いろいろ本当にされているんだなど。SNSの提言という、それも内容を今度聞いてみたいなどというふうに思いました。また後ほど教えていただけたらなどというふうに思います。

今内閣府とかでもすごいいろんなパンフレットがあって、SNSとかICT社会へ送り出す前のサポートをするために、「保護者がおさえ

ておきたい4つのポイント」ということで、生徒編とか児童・生徒編、あと幼児・児童編とか乳幼児編、すごく分かりやすいチラシとかもあって、またこういった事件がありますので気をつけてくださいよみたいなのが内閣府のホームページを見てみたらありましたので、ぜひそういったところを一から周知していただき、また、課長もおっしゃったように、本当に自分たちで解決できるように、やっぱり友人関係が何よりも大切な時期ではありますけれども、ふだんの何げない行動が友人とのトラブルにつながる場合もあると思いますので、自分の嫌なことは人にやってはいけないという、成長の過程で学ぶ機会をぜひ持って、トラブルの対処をしていただきたいというふうに思います。

次に、通学路の安全対策についてということで、通学路の交通安全推進会議というのがあって、現地でのそういう危険箇所を見て、いろいろやってくさっているということですので、ありがとうございます。

そしてまた、安全指導などもしていただくとともに、そういった危険な場所も、子供たちが自らの判断でここは危ないというふうな形でやっつけていけるようにしているという、指導しているということも教えていただきました。

この通学路の安全対策についてのところで、うちの地域、泉田の地域なんですけれども、ちょっと前も管理不全空き家についての一般質問の中でもあったんですが、地域に管理不全の空き家がありまして、市でもいつも把握していただいて、環境課の方にもよく見てもらっているんですけども、でも、その建物が今年の2月19日に半分が崩壊してしまったんですよ。そして、春になったら残り半分を撤去するということがあったんですけども、所有者の意向で結局それができなくなって、本当に子供たちが通る道路の脇にその建物があって、やっぱり横から見てもちょっと曲がっているような感じで、そ

してやっぱり地域の方たちが「本当に子供たちが通ったら危ないなあ」と言って、これから雪が降るのに、雪が降ったら絶対倒れるし、あと風が吹いたら危ないしみたいなのところがあって、やっぱり地域の人たちがもう危ない危ないといつも言っていますので、風が吹くとトタンも飛んでくるという感じのところがあるんです。でも、やっぱり所有者の方がなかなかそれに対処できていない状態でありまして、ちょっと危ないなというふうに近所の人たちと心配しているところです。

全国的にもこういう通学路の脇に倒壊しそうな空き家があるという問題が結構あるみたいで、やっぱり自らの判断で危険から身を守るということは大事なんですけども、それが厳しい児童生徒などの生命、身体の保護を確実なものにするために、また住民の要望も多いということなんですけれども、今後そういう問題が結構出てくると思うんですけども、市としてはそういった場合どのように対応するのかなと思ひまして、もう一度ちょっとお願いしたいと思ひます。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時47分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開します。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 では、通学路の空き家対策について、私からお答えさせていただきますが、まず議員おっしゃいますとおり、まず危険な空き家の状態の通報というのは、住民の方々、それから我々が実施しているパトロールによるものがほとんどでございます。

空き家の対応についてなんですけれども、一義的にはまず所有者が、もしくは管理者が行う

というのが大前提でございまして、そういった通報があった場合、環境課において連絡できる方を探して、通知を発送して、それで対処していただくと。これがまず第一の条件になります。

ただし、例えば気象の状態ですとか台風、大雪ですね、屋根が剥がれそうになったですとか、落雪の注意がある、これが通学路にとどまらず、道路ですとか、あとは隣の家ですね、財産的なものに影響を及ぼすと判断された場合、あるいはそういった旨の通報がありました場合は、環境課において職員が現地対応、屋根に網をかけたり、雪下ろしとか、除雪も含めて実施しているということでございます。

このようなことで応急措置を行っておりますけれども、総合的な空き家対策としましては、なかなか所有者の財産的なもので難しい面があるんですけれども、協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 通学路におけます空き家というのは増えておりまして、確かに全国的な課題になっているというふうな状況でございますが、例年、学校のほうから危険箇所の通報を春先に受けておりまして、過去3年で申し上げますと4件ほどございます。箇所的には3か所なんですけど、議員おっしゃったように泉田の国道沿いの家が2回ほど通報されております。

このような情報は、今言ったように環境課のほうでも既に把握して、対応しているところではございますが、学校からの報告をさらに受けまして、関係機関とも情報を共有しながら、学校での安全指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） いろいろ対応していただき、本当にありがとうございます。ぜひとも子供たちが安心・安全に通学できるようなまちづくりにしていただきたいと思っております。

それでは、一般質問を終了させていただきます。御答弁いただきましてありがとうございます。

散 会

高橋富美子議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

13日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午後1時50分 散会

令和4年9月定例会会議録（第3号）

令和4年9月13日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会
委員長 武田清治

農業委員会
会長 浅沼玲子

選挙管理委員会
局長 岸 聡

農業委員会
局長 横山 浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 小松真子

総務主任 笹原佳子
主事 秋葉佑太

議事日程（第3号）

令和4年9月13日 火曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 佐藤悦子 議員
- 2番 庄司里香 議員
- 3番 叶内恵子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和4年9月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤悦子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナによって繰り返される医療ひっ迫の背景に絶対的な医師不足がある。医師の絶対数を増やすことなどが必要。 2. 旧萩野小は、地区住民要望に沿って活用を図るべき 3. 統一教会、国葬の問題について 4. 子どもの人権を大切にされた校則の見直しと包括的性教育について 5. 気候危機打開のために、脱炭素をすすめ、エネルギーの自給率を上げることについて 	市長 教育長
2	庄司里香	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年度「新庄まつり」を終えて、今後の問題点について 2. マイナンバーカードの交付率について 3. 脱炭素社会にむけた取り組みについて 4. 人口減少を食い止めるための戦略について 5. 市職員の65歳定年制について 6. 福祉施設のあり方について 7. 雪対策について 	市長 教育長
3	叶内恵子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活力あるまち 商工業の育成・支援 	市長

開 議

高橋富美子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は3名です。

これより2日目の一般質問を行います。

佐藤悦子議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、佐藤悦子さん。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表して、一般質問を申し上げます。

最初に、1番目として、新型コロナウイルス感染対策について質問します。

①として、新型コロナウイルスの新規陽性者数について、本市では、私なりに計算してみましたが、5月は63人、6月は118人、7月は568人、8月は1,504人、9月は8日までで209人で、それからは全数把握の見直しというのが始まりまして、こちら辺がちょっとよくまだ分かりませんが、この数字が間違っていたら訂正などお願いします。

日本においては、新規陽性者数は世界第1位となり、8月の死者数は過去最高だった2月の

1.5倍です。死者数は最多を更新しています。

県立新庄病院の感染病棟の使用率が100%となり、入院できず、自宅療養・施設留め置きとなり、亡くなった方が出ているのではないのでしょうか。

病床削減は撤回させ、病床数を増やし、必要な方が入院できるゆとりある病床数にするよう、強く求めるべきではないのでしょうか。

②は、陽性者の自宅待機・施設留め置き、これでは感染を広げ、クラスターを増やすことになりました。入院や宿泊施設への隔離で、感染拡大を抑えるよう、県や国に求めるべきではないのでしょうか。

③として、医師や看護師不足は、本市や県だけで解決できません。人口1,000人当たりの医師数は、OECD加盟国平均は3.6人です。日本は全国平均で2.56人です。日本の国の人口比に当てはめると、医師数は13万人も少ないのです。医学部定員削減はやめ、抜本的に増やすよう国に求めるべきではないのでしょうか。

④として、医療、介護、保育、学校などのクラスター発生が起きやすいところの職員と利用者、濃厚接触者と言われる人には、無料のPCR検査ができるようにすべきではないのでしょうか。

陽性者となった方の家族である無症状の2人が県立病院でPCR検査を受けたら、2人で8,500円もかかったそうです。待機期間中、消毒作業などで家族はへとへとになったそうです。

待機期間が終わって、最後に薬局で抗原検査キットを購入して検査をしました。これも1人2,500円、3人で7,500円かかったそうです。陰性証明書を出さないと、おじいさんのデイサービス受入れがしてもらえないということから、しなければならないのだそうです。

保険を受け取るための診断書を請求したら、出るのは3か月後とされています。

お金がなければ検査できない。デイサービス

に行けない。これは大問題ではないでしょうか。

⑤として、コロナ対策に取り組む医療機関、保健所、介護施設などに財政支援を拡充するよう求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2つ目の質問は、旧萩野小跡地は地区住民の要望に沿って活用を図るべきということについてお聞きします。

旧萩野小は、地域住民の協力で土地が確保され、蛍の生息する星のきれいな場所でもあり、登山口として市の観光資源にもなっています。

地区住民は、小学校跡地に豪雨災害時の避難所などにも活用できる集会所建設を要望しています。売却ではなく、住民の宝として使えるようにすべきではないでしょうか。

大きな3つ目の質問は、旧統一教会、現在の世界平和統一家庭連合、そして安倍元首相の国葬の問題についてお聞きします。

①として、安倍元首相の殺害は絶対に許してはならない暴力事件です。しかし、安倍元首相やほかの政治家らが容疑者の母親を信者にし、1億円もの寄附をさせて、破産させ、家庭をめちゃめちゃにさせ、苦しめてきた統一教会の広告塔となって、癒着し、長年にわたって被害を広げてきたことが明らかになりました。

本市において、統一教会関連団体の活動を後援したり、寄附を受けたりはなかったでしょうか。

②として、安倍元首相の国葬に法的根拠はありません。安倍氏の政治的立場や政治姿勢については、国民の中で評価が大きく分かれています。国葬は、安倍政治を国家として全面的に公認し、賛美・礼賛することになります。国葬は、国民に弔意を強制することにつながります。弔意は内心の自由に関わる問題です。市民への弔意強制はすべきではないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

大きな4つ目の質問です。

子供の人権を大切にされた校則の見直しと包括的性教育についてお聞きします。

①は、市内中学校の校則の見直しについてです。

頭髪について、ツーブロック禁止となっているようですが、なぜ駄目なのか、答えられるでしょうか。

また、靴下は白と言われていますが、汚れが目立たない色でもよいのではないのでしょうか。

先生も、子供や保護者が納得できないことを校則だからといって指導するのはとても苦しいのではないのでしょうか。子供の意見を聞いて、皆が納得できる内容の校則に見直しを図るのが主権者を育てる教育につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

②として、2023年度から文科省が生命の安全教育を本格実施される予定ですが、性犯罪や性暴力対策の一環であり、性教育としては不足しています。性教育先進国では、教員養成課程のカリキュラムに性教育関連科目を導入して、前進しています。

本市でも学び、包括的性教育として子供の年齢や発達に即した体の権利教育という視点で補足説明することが必要ではないでしょうか。

5番目の質問です。

気候危機打開のために、脱炭素を進め、エネルギーの自給率を上げることについてお聞きします。

産業革命以来、CO₂の排出が増えたことで、地球の温暖化が進み、産業革命以前の平均温度との比較で、現在1.1度上昇しています。その結果、北極や南極の氷が解け、海水面の上昇、集中豪雨災害の多発、新たな感染症の広がりもこの影響と言われています。

1.5度以内に上昇を抑えなければ、取り返しがつかないことになると言われ、そのために2050年までにCO₂排出はゼロに、そして2030年度までに半分に排出を抑える取組が求められ

ています。

我が国は、エネルギー自給率11%ということで、エネルギーのほとんどを外国に頼ってきました。本市として、急いで自給率100%を目指し、植林、省エネ、再エネの大規模普及を進めるべきではないでしょうか。

さらに、都会にエネルギーを売ることができるようにも目指すべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

多岐にわたりますので、途中、教育長の答弁等、様々混ざるかと思いますが、御理解いただきたいと思います。

初めに、コロナ禍における医療逼迫に関する御質問ですが、新型コロナウイルス感染症については、全国的な第7波の感染拡大により、感染者が急増し、医療現場の逼迫が深刻な状況となっております。

県内においても、感染者の急増を受けて、検査や薬だけのための受診が増加していることから、救急医療の逼迫を避けるために、基礎疾患がなく、軽い風邪症状だけの軽症者などの場合は、かかりつけ医に通常の診療時間内に受診するよう、医療機関の適切な受診を呼びかけております。

このような状況を受けて、現在、県内の感染症対応病床の使用率は高い状況で推移しております。

保健所では、医師の判断により、医療的な処置が必要な方について、入院が必要と判断して対応しております。

最上地域においては、新型コロナ重点医療機関が県立新庄病院のみとなっており、感染症病床が逼迫する中、10床であった感染症病床を8

月から暫定的に15床に増やして対応しております。

また、県立新庄病院の感染症病床が満床である場合には、保健所において県内の病院間での調整を行って対応しております。

来年度移転予定の新しい県立新庄病院における病床数につきましては、県が将来の最上地域の人口推計を基に医療サービスの需給状況を見据え積算したものであり、感染症病床については、現在と同様に県内の病院間で調整しながら対応していくものと考えております。

また、感染者の宿泊療養につきましては、県内に宿泊療養施設が3か所設置されております。宿泊療養の対象となるのは、感染者の家族に高齢者など重症化リスクが高い方が同居しているにもかかわらず、自宅がアパートなどのワンルームのため自宅内隔離が困難な場合など、やむを得ない理由により自宅療養が困難な軽症者や無症状の方が対象となります。感染者の生活環境や同居家族の状況、感染者の希望などを総合的に勘案し、保健所が調整して対処することとなっております。

入院を要さない軽症患者が自宅や宿泊施設においても安心して療養できるよう、宿泊療養施設などの入院待機施設の確保と、十分な財政支援や人材支援策の拡充などについて、市長会などの機会を捉えて国や県に要望してまいります。

次に、PCR検査の検査体制に関する御質問ですが、高齢者施設や医療機関における検査につきましては、保健所の主管する業務となっており、医学的な見地から検査対象者の選定や検査の時期、検査の頻度を決定し、適切に実施していると伺っております。

また、感染の不安がある無症状の方に対しては、県の感染拡大傾向時の一般検査事業による委託を受けた調剤薬局やドラッグストアなど県内122の事業者が無料で検査を実施しており、このうち新庄市内では7つの調剤薬局で予約制

により検査が実施されております。

各調剤薬局の検査方法につきましては、PCR検査と抗原検査の両方が実施できる施設が1か所、抗原検査のみ実施できる施設が6か所となっております。

また、高齢者施設などの感染対策として、県から介護事業所に対し5万回分の抗原検査キットを配布しております。

そのほか、県の事業として、中小企業等事業継続支援事業の期間を当面延長し、県内の事業所に対し、抗原検査キットを配布しております。

市といたしましても、PCR検査や抗原検査などの検査体制のさらなる強化を、市長会などの機会を捉えて県に要請してまいります。

次に、医療従事者の確保についてであります。最上地域については二次医療圏別に見ても全国的に医師数が少ない地域となっております。特に発熱外来や感染者病床を持つ医療機関においては、患者の急増、感染防止対策の実施、ワクチン接種など、コロナ禍前に比べて医師や看護師など医療従事者の負担が大きくなっております。

今後も新型コロナの感染拡大による医療の逼迫が懸念される中、医療が安定的に供給され、市民へ適切な医療サービスなどを提供できる体制を維持するためには、国や県による医師や看護師など医療人材の確保が重要であると考えております。

同時に、医療機関、薬局、介護施設などが感染拡大時における医療提供体制を確実に確保するための環境整備や人材配置への支援など、医療機関などの安定経営に向けた財政支援が必要であると考えております。引き続き市長会などの機会を捉え、国や県に要望してまいります。

萩野小の跡地については、教育長より答弁させます。

次に、統一教会関連団体の活動への後援、団体からの寄附についての御質問ですが、後援に

つきましては、「新庄市後援等に関する承認事務取扱要綱」で政治的または宗教的事業は許可しないこととしております。また、寄附につきましても、寄附申込書の内容を確認しながら進めておりますので、御質問にあります団体との関連はないものと認識しております。

また、今月27日に予定されている国葬につきましては、国葬当日に各省庁で弔旗を掲揚し、葬儀中の一定時刻を黙禱することを決定しましたが、国民に対しては弔意の表明は要請しない、地方公共団体や教育委員会等に対しても協力の要請を行わないとされております。現時点において国からの詳細な情報は来ておりませんが、市民や教育委員会への弔意の要請は考えておりません。

子供の人権を大切にされた校則の見直しについては、教育長より答弁させていただきます。

それから、子供の生命の安全、包括的性教育についての質問も教育長にお願いいたします。

最後に、気候危機打開と脱炭素、エネルギーの自給率に関する御質問にお答えします。

御承知のとおり、エネルギーの自給は、エネルギー資源を輸入に頼らず、自国内で産出、確保することではありますが、2019年度の日本の自給率は12.1%と言われております。

身近でできる脱炭素社会を進め、エネルギーの自給率を上げる取組としては、省エネ行動、環境負荷の少ない産業活動、消費活動、再生可能エネルギーの普及拡大が重要とされております。

市では、第4次新庄市環境基本計画を策定し、地域にふさわしい取組を市民、事業所、行政が一体となって進めるとしております。

議員の御質問にある植林については、伐採等を伴う開発行為の際の自然環境への配慮や、伐採後の植林の実施を申請の段階から事業者に促しております。

省エネについては、第3次新庄市地球温暖化

対策実行計画において、市が行う事務事業について省エネやリサイクルに取り組むこととしており、これをさらに広めていく地域計画の策定について、新庄市地球温暖化対策協議会において協議を進めてまいりたいと考えております。

再生可能エネルギーの普及については、現在操業されている木質バイオマス発電やこれから整備される小水力発電といった民間事業者の取組を推進し、また家庭や事業者に対して、一般的な太陽光発電にあっては、これまでの導入実績を検証し、技術的・費用的な面を含め、普及・活用の可能性について検討してまいります。

なお、都会にエネルギーを売ることを目指してはという御意見については、今後の新庄市における再生可能エネルギー施設の整備状況と電力需要を見て検討すべきものと考えますので、よろしくお願いたします。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 まず、旧萩野小学校跡地の利活用についてお答えします。

萩野地区10地区の区長及び地元有識者で組織された旧萩野小学校跡地利用検討委員会より、平成30年3月に旧萩野小学校跡地の利活用に関する要望書を頂いており、地域の要望を受けて残した一部建物の利活用を含め、現在も地域と継続して協議を行っているところでございます。

御質問の豪雨災害時の避難所などに活用できる集会所の整備に関しましては、近接する萩野児童センターが指定避難所となっており、また、集会所として萩野地区多目的研修センターがあることから、当該跡地に類似の施設を設置する考えはございません。

現在、跡地利用検討委員会において、既存の建物の利活用などについて協議が継続されており、その協議の進捗状況を見守っている状況であります。

今後も、よりよい跡地の利活用を進めていく上で、地域の方々の御理解、御協力が非常に大切であると考えております。地域の総意として、跡地利用検討委員会からの御意見をいただき、合意形成を図りながら、跡地の利活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、子供の人権を大切にされた校則の見直しと包括的性教育についての御質問にお答えします。

校則の見直しにつきましては、さきの文部科学省の有識者会議において、生徒指導に関する手引となる生徒指導提要の改訂案がまとめられました。12年ぶりの改訂の中で、校則の運用、見直しについても盛り込まれております。

本市における校則の見直し状況につきましては、これまで伝統として伝わってきたものを、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえた現代版に変えていくよう、生徒の声を聞きながら取り組んでいるところでございます。

市内のある学校では、生徒の決まりを生徒主体で全面改定しております。生徒総会でアンケートを取ったところ、改定に関する要望が100以上上げられたそうです。その要望を生徒会でまとめ、学校と協議し、改定しています。

また、ある学校では、制服の着用について、性別で固定することなく、多様性を認めていくよう、生徒会が校則の見直し案を求め、発案し、変更されました。

このような生徒が主体となった各校の取組は、学校間で情報共有されておりますので、今後、より一層自分たちの学校生活をよりよくするためのルールをつくり出すような活動が、主権者教育の一環として進んでいくものと考えています。

生徒指導の本質である社会の中で自分らしく生きることができるよう、自発的・主体的な成長を促せる教育活動となるよう指導してまいります。

最後に、包括的性教育についての御質問にお答えします。

国の動きとしては、令和2年6月に政府の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、性犯罪・性暴力対策強化の方針が決定されました。この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において命の安全教育を推進していくこととなりました。

令和5年度からの本格実施に向け、文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえながら、命の安全教育のための教材及び指導の手引が作成されております。

市内の小・中・義務教育学校においては、学習指導要領に基づき、小学校は体育の保健の授業の中で体の発育や発達について学んでおり、中学校は保健体育の保健分野の中で心身の機能の発達や性感染症とその予防について学習しております。

また、性的な発達の適応などについて、養護教諭から発達段階に応じて指導しております。

さらに、道徳や学級活動の中で、自分や他人の気持ちや命を大切にすることについて考える授業を行っております。

性犯罪については、SNSなどを通じた被害も多いことから、スマホやタブレットなどの使い方といった視点からも、各校から指導を行っております。

また、SNSなどを通じた被害やその防止法について、警察署の生活安全課や最上教育事務所の青少年指導担当者を招いての講演を行っている学校もございます。

今後は、性犯罪・性暴力対策の強化の方針について、教職員に十分周知するとともに、命の安全教育のための教材及び手引書なども活用しながら、性犯罪・性暴力の被害者だけでなく、加害者、傍観者にもならないための教育を、児童生徒の発達段階に応じて行ってまいります。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子さん。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） いろいろとありがとうございます。

コロナ感染対策のことについてですが、PCR検査、あるいは抗原キットを配っている、無料でもやっているというのが紹介がございました。しかし、実際に市内で陽性になった方々が、家族は濃厚接触者というふうになって、県立病院でPCR検査を受けたいと言ったら、8,500円もかかっているわけなんです。これが無料で受けられるようにすべきでなかったのかなと思うんです。

また、デイサービスに行こうとすると、その前に陰性証明を出せということになり、抗原キットをわざわざ薬局で買わねばならなかったと。こういう状況はなぜ起きるのか、どう考えていますか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 県立新庄病院における感染の濃厚接触者の方のPCR検査は有料であったという点と、あとデイサービスを利用する場合に陰性証明が必要だということで、抗原検査が必要だと、そういったものを無料でできないのかという御意見をいただきました。

まず、PCR検査の公費負担につきましては、県のほうにおきましても、社会資源というのは限られてもございまして、また公費負担となりますと税金を使うわけですので、今現在のオミクロン株の病床の状況を踏まえまして、必要な方に対して必要な検査をするというスタンスで実施しているものと理解してございます。

無料の抗原検査につきましても、国の財政支援を受けながら実施しているわけですが、デイサービスを利用する場合の陰性証明が必要であった場合につきましては、濃厚接触者

であったとすれば、その濃厚接触期間を過ぎたときに、そういった無料の検査を活用できるのではないかと考えてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 無料の検査が受けられるということが、本当に必要な方々に伝わっていない、実際に無料で検査が受けられるようになっていない現実があったということで、これは問題だと思うんです。無料で検査を受けられなかったら、お金のない方は受けられないということになりますので、必要な方には情報も徹底し、必ず無料で検査を受けられるところに導く必要があると思うんですが、もう一回お聞きしたいんですが、どうですか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 無料の抗原検査が実施できるという周知についてでございますが、市としてもホームページ等で情報提供をしております。なお、そういった情報は県のほうでももちろん周知してございますが、今後もその周知を徹底できますように努めてまいりたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） どうかよろしくお願いたします。

2番目の旧萩野小の跡地の活用について、今現在、給食室というのが残されております。これを使っていたきたいということなのかなと思いますが、新しい施設は造らないというふうに考えているということで、分かりました。しかし、給食室は使えるのかと言ったら、今年の雪で壊れ、それからコンパネが貼ってあって、外壁がないような状態で、出入口もよく分からないみたいな形になっております。修繕する気持ちはあるかどうか。そして、それを使えるよ

うに、鍵をどうぞ地元で使ってくださいというふうに言えるのかどうか、そこら辺をお願いします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 萩野小学校跡地に残しております給食室についてでございますが、地元から地域の農産販売事業なども行いたいというふうな要望がありまして、現在残しているわけでございます。こちらについては、地域の利用検討委員会のほうで今も協議を継続しておりまして、意見が完全にまとまっていないという部分がありますので、活用するというふうな段階になりましたら、私たちのほうで修繕のほうを行いたいと考えております。

やはり今使っている学校施設ですとか必要性のあるものを優先的に修繕する必要がありますので、具体的に地域のほうでそういった意向を固めていただければ、直ちに修繕したいと考えております。

それから、鍵につきましても、実際に使うという段階になりましたら地域のほうにお任せするような形で考えてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひ現場に行って、住民の方々と話をぜひしていただきたいと思えます。そして、使えるようにしていただきたいと思えます。

それから、要望の中で、道路が危険だと。それで、拡張し、クランクを解消していただきたいという要望があったんですが、それについてはどうですか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 道路の整備の要望も受けてございます。道路が狭いということもありまして、拡張、それからかなりのクラックになっておりますので、直線化してほしいというふうなお話でございました。こちらのほうにつきましても、その跡地の敷地の活用の仕方を全体的にどうするのかということが決まらなないと、ただ直線化するだけでは、やはり敷地を分断してしまうということもございまして、またかなりの高低差ができてまいりますので、かなり使いづらい道路になってしまうということもございまして、地域での活用の方向性、意向がはっきりするタイミングに合わせて、拡張等の対応が必要なのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 要望の3に、公園として整備していただきたいということと、4に、管理を適正にやっていただきたいということがありました。去年、草ぼうぼうのために熊が出まして、大変危ないことになったということも言われております。草刈りも必要だと思いますが、公園としての整備、そして管理はどう考えているのでしょうか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 現在、普通財産という形で教育委員会のほうで適正に管理をさせていただいているところでございます。熊も、里山に近いところでございますので、そういった危険性もあるかと思いますが、適正な管理を今後も続けてまいりたいと考えてございま

す。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、旧統一教会のことなんですが、旧統一教会、現在の世界平和統一家庭連合、これの被害は大変な問題だと思います。全国弁護士連合会によりますと、その組織で把握しているだけで3万4,537件、相談額は1,237億円、これは氷山の一角で、実際の被害額はこの100倍とも言われています。

世界に統一教会の支部がありますが、このような被害は日本だけだということです。日本から集めたお金が、韓国の文鮮明、これはちょっと読み方は分からないんですけども、一族の私腹を肥やし、北朝鮮の金日成氏に200億円、そして中国には2億ドル以上、ソ連時代のゴルバチョフに2,000億円、そしてアメリカのランプ元大統領などの政治家への資金投入などに使われたと伝えられています。

今の金正恩氏から韓鶴子総裁に、毎年今も招待状が届いているそうです。北朝鮮との間にかなり太いパイプが統一教会にあります。日本からの献金が北朝鮮にも渡っているということも分かっています。

これのお金は、ほとんど全部日本から巻き上げたというか、だまし取ったというか、それが統一教会になっています。

この被害についての認識はどうでしょうか。市内ではどうだったというふうに認識しておられるでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 旧統一教会の件につきましては、まず総務課としてはそういった相談は受けておりません。

また、市民の相談につきましては、市民課所

管の市民相談室で受けているところではございますが、確認したところ、そういった相談はないといったことではございました。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 市民相談室に私もお聞きしましたら、相談というのはなかったというふうに長年やってらっしゃる相談担当の方がおっしゃっておいりましたので、それはなかったのかと思います。

しかし、私のところに相談に来られたこの統一教会会員だった方は、韓国の男性と合同結婚式に行き、そして暴力を受け、DV被害に遭い、最後は離婚したという結果になりました。このようなことを含めて、市民の中にあるわけなんです。そういう意味で、この旧統一教会には関わっていないとか、後援しない、あるいは寄附を受けたりしていないということは、今後もあるとはならない。黙っていれば山形市長のように、山形市長はその会合に去年行っていたようで、県会議員も2人関わっていたというのを聞いています。こういうものに関わるということは、結局統一教会が政治家に工作、関係を持つという目的は、日本でこのような経済活動、お金を取るような活動をする……

高橋富美子議長 佐藤悦子さんに申し上げます。

一般質問は、市の一般事務に関して質問をするものです。質問は、市の一般事務に関する内容について質問をしてください。お願いします。

1 番（佐藤悦子議員） 分かりました。

次に、4番目の質問のところで、包括的性教育についてです。

日本の性教育の遅れが言われております。この原因は、東京都立の七生養護学校で行われていた性教育、これに対する東京都議からの暴力的な介入があって、これから萎縮させられ、日本で性教育が遅れていると言われております。

しかし、裁判で地方裁、高等裁判所、最高裁と、この問題で都教育委員会は有罪判決を三度受けています。その内容について御存じでしょうか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

高橋富美子議長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 都立七生養護学校の裁判訴訟等についての御質問だったと思います。

こちらに関しては、養護学校の特質として、必要な性教育を受けさせたいということで、学校自らが性教育の活動計画を練りながら、それを作成し実行したものと捉えております。

同様に現在、中学校、小学校全てにおいては、学習指導要領で性教育の内容が示されておりますが、全ての学校においてはその学校の特質、子供の状況に応じて計画を立てて行っているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 子供たちの状況を見たときに、ある学校の子供は、トイレに男子生徒を連れて行って、パンツをずるっと下ろすとか、こういうことをやっているということも聞いています。これらは、スカートめくりもそうですが、痴漢もそうですが、性暴力だと、犯罪だと、はっきり言って。人権を脅かす問題だと思えます。そういう意味で、そういうことは性教育の一環の中で、人権を脅かす問題だからやってはいけないんだということを、丁寧に、女の子にも男の子にも、そして嫌なことをやられたら嫌だとはっきり言えるように、断れるように、やめろとみんなが言えるように、包括的な性教育を充実させていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

高橋富美子議長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 今議員がおっしゃったような学校でのトラブル等は、残念ながらやっばり起こり得るものでございます。そのたびに、

今議員がおっしゃったような人権的な、そういった部分での指導が必要となっています。

包括的性教育というふうなことで、ジェンダーの平等や性の多様性、そういったものを知りかきと含んだ人権尊重を基盤とした性教育かと存じます。

今、新庄市のほうでは、平成20年度から既に性と命の学習ということで、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の性教育について、ただいまの人権の部分、ジェンダーの部分、全て含めて、性教育を先進的に実施しているところでございます。そのような形で、各校においては性教育の年間計画を立てながら、人権的な部分も踏まえてそういった教育のほうを行っているところでございます。よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） よろしく申し上げます。
5番目の質問についてです。

日本は、1世帯当たり年間21万円の光熱費の支出と言われています。新庄でもそのようなことだと思います。ほとんどこの支出は域外に流れています。外国にほとんど流れているわけです。この域外に出ていた本市の光熱費が100%自給できるとなれば、25億円以上のお金が市内に還元され、富の流出が抑えられ、省エネ、再エネの投資によって地域の事業主体の仕事が増えると思うんですが、その認識はあるでしょうか。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 エネルギーの自給率を高めるというふうな御質問かなと考えておるところですけれども、再生可能エネルギー、現在新庄では稼働中のバイオマス発電施設、それから今後稼働を予定しております水力発電ということで、少しずつ再生可能エネルギーも広がりを見せて

いるところかなと思っているところでございます。

それ以外の自給率を高める取組としましては、一般的なことを考えますと太陽光発電ということになるのかなと思いますけれども、議員おっしゃるとおり、余った電力を例えば売電できるなどメリットはあるんですけども、そのための設置費用が高額なこと、それから日照時間によって発電量が左右されること、冬場には恐らく蓄電施設が必要となるなど、新庄市の気象条件では必ずしも有利と言えない面があるというふうに考えております。

また、再生可能エネルギーの導入により、国民の電気使用料に対して現在再生可能エネルギー発電促進賦課金というものが加算されておまして、ここでも費用が発生しているところでございます。

市では、地域の事情ですとか技術的・費用的な課題を整理して、進めていくべきというふうに考えてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 省エネについてですが、我慢する省エネから構造的な省エネについて進めるべきではないかなということで、ちょっとお聞きします。

家電製品や自動車の買換えの際に、確実に省エネのものに更新されるようにするとか、建物の新築のときには十分な断熱を行うようにするとか、そういった構造的な省エネをつくっていく、そういう点について、大事だと思うんですが、どうでしょうか。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 新庄市の環境基本計画におきまして、省エネルギーの考え方を優先させる生活様式について浸透を図るとともに、市の事務

事業のほか、家庭や事業所におけるエネルギー利用効率の高い機器について、情報提供し、利用の促進を促すと計画してございます。

脱炭素化社会の構築に向けて、市民の方、事業所の方が取り組みやすい形で、まずはできる形ということで有効なのが省エネルギーの取組ということで考えておりますので、こちらのほうは積極的に情報発信していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 計画的なCO₂の吸収源の確保ということで、例えば林業、平地で耕作放棄地などが多くなっていますが、その活用で平地に森林をつくっていく、これもCO₂吸収源の確保として重要な視点と思えますが、どうでしょうか。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 植林、森林を増やすということにつきましては、議員おっしゃるとおり脱炭素化社会の構築に向けて有効な手段であるというふうには考えてございます。

伐採や開発行為をした後の植林の実施について、事業者に働きかけておるところではございますが、農地の利用につきましては、農地利用という面から総合的に考えていくべきだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

庄司里香議員の質問

高橋富美子議長 次に、庄司里香さん。

（8番庄司里香議員登壇）

8 番（庄司里香議員） 9月定例会、一般質問2日目、2番目となります議席番号8番、起新の会、庄司里香でございます。

9月となり、めっきり秋らしくなり、もう少しすると稲刈りのシーズンとなります。今年は米価も上がるとか。我が市の農業、特に稲作を中心とした市として、大変よかったなと思っております。

また、8月24日より26日までの3日間行われました新庄まつりは、3年ぶりの平常開催ということで、全てとはいかないものの、ほぼ今までどおりのまつりの実施ができ、実行委員の一人として、また出店部会の代表として、何事もなく3日間を過ごせたことは、胸をなでおろすということでした。

市民の方々、また山車や神輿渡御行列に関係ある方たち等々の方々から、実施できたことについて、「よかった」「子供たちも喜んでいる」「うれしかった」という声を多数いただいております。これも、市民の皆さんやおまつりに関わる全ての方々の努力や御尽力のたまものと思っております。市職員の皆様も、ボランティアなどとして参加していただき、お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、通告書に従い質問をしまいたします。

1番、令和4年度新庄まつりを終えて、今後の問題点についてでございます。

1、山車の制作や運行、運営の問題点や若連の担い手不足について、市としてどのようにまつりをバックアップしていこうと考えていらっ

しゃるのかをお尋ねいたします。

2、市民参加型のまつりを支えていくための取組について、次年度以降の計画があれば伺いたいと思います。

大きい2番です。マイナンバーカードの交付率についてでございます。

1、現在の交付率はどのくらいなのかをまず伺いたいと思います。

2、メディアなどでも総務省が各自治体のマイナンバーカードの交付率で助成金の上下を決めていこうという働きが記事として載っていました。このことについて、質問でございます。

国や県から目標値などの指導等があったのでしょうか。また、普及に当たって、今後の計画があればぜひとも伺いたいです。

3、市として目標値があれば伺いたいです。

大きい3番として、脱炭素社会に向けた取組についてでございます。

1、脱炭素社会の実現化に向けた取組について、まずはお伺いします。

2番、公用車の購入時に電気自動車の導入を考える、または施設の新築や改築時に再生可能エネルギー等の導入について選択肢の一つとして配慮されているのかについてお伺いいたします。

3番、ゼロカーボン都市として宣言をして、市民に環境について理解を求めることや、他地域との差別化を図るなどといった考えはあるのかについてお伺いします。

大きい4番です。人口減少を食い止めるための戦略についてでございます。

1、若者の他地域への流出を止めるために、地元の就職を増やす施策や、今後創設される東北農林専門職大学への進学の道筋をつけるための取組について、ぜひとも伺いたいです。

2番です。子育ての観点からも、教育アドバイザー等からも広く推奨をされている三世代同居は、人口減少対策の点から有効と考えており

ますが、市としてこのような世帯へ現在どのような補助制度などがあるのかについてお伺いします。

大きい5番です。市職員の65歳定年制についてでございます。

1番、市職員の現在の定数と、その年齢構成についてお伺いしたいです。

2番、定年制の延長について、市としての取組について、まずはお伺いしたいです。

3番として、職員一人一人のライフプランや年金の受け取りのプランについての相談体制についてお伺いします。

4番、今後の職員の年齢構成の平準化についてお伺いします。

大きい6番、福祉施設の在り方についてでございます。

先日、新聞やテレビで市内福祉施設、くれよんはうすの利用者への虐待の報道がございました。この点を踏まえての質問でございます。

1番、福祉施設での虐待等の報道がされておりますが、施設の現状をどのように把握されているのかをお尋ねしたいです。

2番、改善の指導などはされているのかについてお尋ねします。

3番、今後同じことがないように、市として必要な手だてを取っているのかについて、再度お伺いいたします。

大きい7番です。雪対策についてです。

1番、昨年度（昨シーズン）、この問題点としてどのようなことがあったのか、まずはお尋ねします。

2番、今シーズンの新たな取組があれば、ぜひとも伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、庄司市議の御質問にお

答えさせていただきます。

初めに、今年の新庄まつりの山車制作や運行等に関する運営の問題点や、若連の担い手不足についての御質問であります。本市におきましても、全国的な傾向である少子高齢化と大学等進学期を起因とした都市圏への人口流出が顕在化していることにより、まつりを支える各若連や、山車の引き手である小若、神輿渡御行列の担い手が年々減少していると認識しております。

また、各若連の山車制作や運行に係る経費については、人口減少による各町内での御祝儀の低迷や、コロナ禍の影響により一般祝儀である「花もらい」の減少が見込まれ、山車制作費等の運営が厳しい状況を踏まえ、7月臨時会におきまして、新庄まつり実行委員会負担金の増額補正を御可決いただき、実行委員会を通じて若連の支援に当たったところです。

次年度以降につきましては、現在、新庄まつりの総合的な振興策となる「新庄まつり百年の大計・第4期計画」の策定作業を進めており、市民総参加による新庄まつりの在り方や、担い手不足の解消、安定した財源の確保などについて、関連団体と行政が一体となり、効率的かつ効果的に伝統のまつりを次世代に引き継いでいくための方策を検討しているところであります。

第4期計画の中の令和7年度には、新庄藩開府400年記念事業や新庄まつり270年祭を迎えますので、そのための準備を進めながら、新庄まつりの発展と盛り上がりを図ってまいります。

次に、マイナンバーカードの交付率についての御質問であります。国が発表した今年8月末現在の交付率は、全国平均が47.4%、県平均が44.2%であるのに対し、本市の交付率は41.6%と、県平均を下回っている状況にあります。

国は、自治体DX推進計画の重点取組事項としてマイナンバーカードの普及促進を掲げ、

2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき申請を促進するとともに、交付体制を充実させることとしています。

これを受け、県では、県平均以下で、かつ前月からの伸び率も平均を下回っている市町村を重点的支援団体と定め、当該団体に交付率向上に向けて先進地の事例の紹介などを行っております。

本市は、7月の実績分より伸び率が平均を超えたことにより、重点的支援団体の対象から外れております。

今後のマイナンバーカードの普及策といたしましては、市職員が企業や公民館、商業施設などに出向いたり、施設入所者や寝たきりで外出が困難な方を対象とした申請支援を行う出張申請を引き続き実施していくとともに、LINE等のSNSを有効に活用し、PRを行ってまいります。

また、カード交付率の目標については、当面、県平均を目指すこととし、申請したマイナンバーカードを受け取りに来られていない市民もおられますので、取りに来ていただくよう御連絡し、交付率の向上に努めてまいります。

9月に入りまして、残りの登録日数が僅かになってきた現状を見ますと、現在、毎日のように市民課のほうに朝多くの方が押しかけている状況で、マイナンバーカードの交付に1時間待ちというような状況が続いておりますので、交付率も徐々に上がっていくものと思っております。

次に、脱炭素化社会に向けた取組についてお答えします。

市では、第4次新庄市環境基本計画において、地球温暖化の防止に向けた脱炭素化社会の構築を掲げ、市民、事業所、行政が一体となって脱炭素社会の構築に向け、省エネや再生可能エネルギーの利用、資源のリサイクルに取り組んで

いくこととしております。

また、市は必要な情報を積極的に発信し、各主体の連携、協力体制を構築するなど、主体的に進めていくこととしております。

現在、市においては第3次新庄市地球温暖化対策実行計画に基づき、市が事業を行う上での省エネやリサイクルなどを積極的に推進しているところであります。

今後は、これらの取組を市民、事業者に広げていくための地域計画の作成について、新庄市地球温暖化対策協議会において協議を進めてまいりたいと考えております。

また、公有車購入時の電気自動車の導入や、施設の新築・改築時の再生可能エネルギー等の導入について考えているかという御質問ですが、電気自動車について、一般家庭では環境への配慮に対する意識の高まりやガソリンの価格高騰を受け、普及しつつある状況にあります。

一方、自治体においては、県内13市の中で公用車に試験的に1台程度電気自動車を導入している市が9市ほどございますが、充電インフラの整備や、これらの整備に要する費用の捻出が課題となり、本格的な導入が進んでいない状況にあります。

しかしながら、電気自動車への移行は脱炭素社会の実現に向けた効果的な取組でありますので、今後、公用車の買換えに際しては、1台程度電気自動車を導入したいと考えております。

また、施設における再生可能エネルギーの導入につきましては、これまで同様の御質問をいただき、検討しているところであります。

再生可能エネルギーとして、現在本市では萩野学園、明倫学園、市民プラザ、わくわく新庄、山屋セミナーハウスの5施設に太陽光発電設備を設置しております。

全国で一般的に普及している太陽光発電システムは、地球温暖化防止効果のほか、災害など

の非常時に利用が見込めるなどのメリットがある一方で、施設費用が高額なこと、日照時間で発電量が左右されることなど、本市の気象条件下では必ずしも有利とは言えない面もございます。

また、太陽光発電設備設置後の維持管理や太陽光パネルのリサイクルといった課題についても、懸念される場所であります。

今後、施設の新築・改築に当たっては、本市の気象特性や技術的・費用的な課題を十分に検討し、国の施策や民間事業者の動向を注視しながら、本市に適した再生可能エネルギーの在り方について研究し、脱炭素社会の実現に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、ゼロカーボン都市に関する御質問ですが、国は脱炭素社会の実現を目指して、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするゼロカーボンシティ宣言を呼びかけており、全国で766の自治体、県内においては山形県を含め17の自治体が宣言をしております。

ゼロカーボンシティ宣言は、市民、事業者、行政が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていく契機とするものであり、本市でも温室効果ガス的人為的な発生量と森林等の吸収量を把握し、年次ごと、各分野ごとの削減目標を立て、本市にふさわしい取組を進めていく必要があると考えております。

ゼロカーボンシティ宣言については、県のもがみ地球温暖化対策協議会並びに市の地球温暖化対策協議会を通じ、各分野から御意見をいただきながら検討したいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、人口減少を食い止めるための戦略についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、本市におきましても全国的な傾向である地方から都市部への高校卒業後の進学や就職を契機とした若者の人口流出については大きな課題であると認識しております。

若者の地元定着を促進するためには、地元どのような企業があるのか、その魅力も含めて、子供たちや保護者の皆様に知っていただくことが重要と考えております。

本市におきましても、関係機関と連携、情報共有をしながら、子供たちや若者のそれぞれのライフステージに応じて、地元企業の認知度向上や、地元企業への就職の意識づけを図る取組を行っているところです。

また、県内で唯一四年制大学がなかった当地域に東北農林専門職大学が開学されますことは、学生の滞在による町なかのにぎわいの創出や、大学との連携による地域の活性化が図られるものと考えております。

御質問にありました専門職大学への進学の道筋をつける取組につきましては、山形県と連携しながら、専門職大学の魅力を広く市民の皆様へ伝えてまいりたいと考えております。

また、三世代同居に対する市の支援制度についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、三世代同居は祖父母による子供の見守り、育児や家事など暮らしの知恵の継承、子供にとっての祖父母世代との触れ合い、孫から元気をもたらえるなどのメリットがあることから、子育ての観点からも広く推奨されております。

しかしながら、現在は夫婦とその子供だけで暮らす核家族世帯が最も多く、三世代同居率は徐々に減ってきている状況にあります。

子育て・介護が社会問題となっている今、三世代同居や近居することによって世代間で助け合い、安心して暮らせる環境づくりをすることが国の重要なテーマとして掲げられています。

現在、本市における三世代同居に対する支援制度はございませんが、親と同居している夫婦のほうが同居していない夫婦よりも出生率が高いという調査結果もございますので、人口減少対策の一つとして、国、県の動向を見ながら、三世代同居・近居の環境整備に向けて検討して

まいります。

次に、職員の65歳定年制に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、市職員の定数と年齢構成についてですが、令和3年3月に策定した定員管理計画では、令和4年4月1日時点における職員数を270人としているのに対し、今年度当初の職員数は273人と、計画より3人多い体制となっております。

また、各年代での職員構成であります。50代以上の職員が94人で34.5%、40代が49人で17.9%、30代が70人で25.6%、20代以下の職員数が60人で22%となっております。本市の場合、50代の職員数の割合が高くなっている一方、40代の職員数の割合が低くなっており、特に40代前半の職員数が少ないという構成となっております。

また、定年引上げ制度に関する市の取組についてであります。定年引上げ制度は、経験豊富で意欲のある60歳以降の職員の能力を最大限に発揮してもらいながら、次の世代に知識、技術、経験などを継承することを目的としており、令和5年度から職員の定年年齢を現行の60歳から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とするものであります。

これに伴い、管理職である職員が60歳に到達した翌年度に管理職以外の職に異動する、いわゆる役職定年制の導入や、職員の多様な働き方のニーズに対応するため、本人の希望により短時間勤務職員として勤務することができる定年前再任用短時間勤務制などが導入されます。

現在、令和5年4月1日の施行に向けて、例規整備の準備を行っておりますが、できる限り早く職員への周知を行うなど、スムーズに移行できるように進めてまいります。

次に、職員一人一人のライフプランや年金の受け取りプランなどの相談体制についてですが、山形県市町村職員共済組合が各自治体

の定年退職予定者を対象として、毎年ライフプランセミナーを開催しております。このセミナーは、職員の退職後のライフプランや年金等に関して、専門家による講演や、参加者の年金額などを試算しながら説明を行う内容となっております。本市においても対象となる職員に参加を促しております。

また、今回の定年引上げにより、新たな制度として情報提供、意思確認制度を設けることとしております。

この制度は、職員の60歳以降の勤務の在り方について、自身のライフプランに沿った選択をすることができるようにするため、職員が59歳に達する年度に、60歳以降の勤務内容、給与、退職手当、年金制度の概要などについての情報を提供する仕組みとなっております。

職員一人一人が、60歳以降、また退職後においても充実した生活ができるよう、相談体制につきましては関係団体とも連携しながら体制を整備してまいります。

また、今後の職員の年齢構成の平準化についてでございますが、定年年齢が65歳まで段階的に引き上げられる期間中は、定年退職者がいない年度が生じます。また、60歳以降の職員の働き方にも多様な選択肢があり、各年度における退職者数に変動があるため、60歳以降も正職員として勤務する職員数を把握していく必要があります。

60歳以降の職員数が増加していくことが見込まれますが、新規採用者数を抑制した場合、将来的に職員の年齢構成に新たな偏りが生じることとなります。豊富な知識や技術、経験などを持つ60歳以降の職員に最大限活躍してもらいながら、継続的に新規職員を採用することで、スキルの継承や人材育成を図り、将来に向けて安定した市民サービスを提供できる体制を確保してまいります。

次に、福祉施設の在り方についての御質問に

お答えします。

虐待等の報道がされている施設に係る経過がありますが、昨年秋に虐待に関する通報があり、即座に指導機関である県に報告をいたしました。

その後、県と連携を図りながら、施設関係者と利用者及びその保護者から聞き取り調査を行い、その調査結果を県に報告いたしました。

その後、県による施設の監査と改善指導が行われ、施設側はその指導に即した改善に取り組んでいるという報告を受けております。

市におきましても、施設に対し虐待防止に取り組む体制づくりについての助言を行うとともに、定期的に報告を受けることで実態の把握に努めているところであります。

今後につきましても、市報などを活用し、市全体において虐待防止の意識向上を図り、障害のある・なしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、雪対策についてお答えします。

昨シーズンは、年末からの寒波や1月以降の連日の降雪により、一昨年に引き続き豪雪となり、1月4日に雪害対策連絡会議、2月4日には豪雪対策本部を設置し、市民生活の維持に向けた雪対策に取り組んでまいりました。

道路除雪につきましては、早朝除雪に加え、パトロールの強化や、市民の方から情報提供をいただきながら、狭くなった道路の排雪作業を随時実施するなど、過去最高となる約15億円の予算を執行して対応してまいりました。

除雪状況につきましては、除雪業者の協力によりまして、市民の皆様や来訪者の方からも好評をいただいております。

また、市民の負担となっている除雪作業を軽減するために、高齢者世帯の間口除雪を実施するとともに、個人向け小型除雪機購入の補助制度を新たに創設し、1台につき5万円を補助したところ、予定していた50台分を全て御利用い

ただき、今年度におきましても既に30台の申込みをいただいたところであります。

しかしながら、依然として家の前の置き雪や除雪が遅いといった声も数多くいただいております。雪置場の確保やさらなる除雪体制の強化などが今後の課題と捉えております。

今シーズンに向けては、除雪業者から聞き取りなどを実施しながら、新たな雪置場の確保や効率のよい除雪体制など、課題解決に向け、取り組んでいるところであります。

また、これからの雪対策につきましては、少子高齢化に対応した地域との連携が必要不可欠と考えております。雪とくらしを考える連絡協議会においても、町内会などの共助による雪対策を検討しており、一斉除排雪や有償ボランティア、また地域内除雪に協力している方への支援制度などの検討を進めております。

これらの検討を踏まえ、市民に広く受け入れられるような雪対策を推進できるよう取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 9月5日に山形新聞の社説にこのような記事が載っておりました。新庄まつりの記事であります。無論執行部の皆さんもお読みになったこととは思いますが、この記事を私は私たちへのエールと受け止めて、もっと前へ進めということだと思って、読ませていただきました。

2025年には新庄開府400年を迎えます。新庄まつりも270年ということですので。私も新庄市議会と本市が一丸となって、まつり実行委員会や山車連盟、そして各若連を支えていくために、手を尽くしていくべきと考えております。本市のまつりを下支えするために、思い切った、例えばクラウドファンディングや市民によるまつりの寄附制度といったことを考えるべきときが

近い将来来るのではと思っております。新たな百年の大計づくりについて、お考えがあれば再度お尋ねいたします。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 百年の大計づくりについての御質問でございます。

先ほどの市長答弁にもありましたとおり、第4期計画では安定した財源の確保についても検討されております。新型コロナ感染症のような突発的な事象の減収にも対応できる仕組みづくりや、新たな財源の確保の方向性などが、まつり実行委員会に設置されております策定委員会で今検討なされているところでございます。

昨年は、新庄まつりの応援のために市内の各企業、それから個人の方から約1,600万円ほどの御寄附を頂いたところでございました。

庄司議員が今言われたとおり、クラウドファンディングや寄附制度の提案も参考にしながら、その方向性について検討をされていくものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） まちづくりは人づくりと言います。まつりを通じて市民の絆が深まり、次の100年も新庄まつりが市民の手作りのまつりとして続いてほしいと心から願っております。

では、次のマイナンバーカードについてです。

現在は、13市中の何位ぐらいなのか。

伊藤幸枝市民課長 議長、伊藤幸枝。

高橋富美子議長 市民課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝市民課長 現在は41.6%で、一番高いところが51.6%、酒田市が1番になっております。

ちょっと平均よりは下ということになっておりますが、申請率の前月からの伸びで見ますと、8月には前月からの伸び率で4.5ポイント上昇

しております。県内13市の中でも第2位というふうなところで、現在頑張っているところがございます。

以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 頑張っているというの、窓口に行った方たちからすごく聞いております。いろいろなところに出向いて登録会をすることは、大変いいことだと思っております。機会を見てプラザなどで開催されているスマホ教室や、大手家電量販店などでやっている講習会などにも参加してみたらと思っております。市民の側に立ったマイナンバーカードの普及にぜひとも努めていただきたいと思います。担当課としてどのようにお考えか、再度よろしく申し上げます。

伊藤幸枝市民課長 議長、伊藤幸枝。

高橋富美子議長 市民課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝市民課長 出張申請に関しましては、9月10日、11日、土日でございましたが、ゆめりあを会場といたしまして、2日間行いました。そこでは196名の方に申請に来ていただいております。

こういったところを続けながら、やっていきたいなとは思っているんですけども、マイナンバーカードの手続のほうも大変皆さん効果がございまして、窓口が大変混んでいる状況にはあります。ただ、ポイントの手続、それからマイナンバーカードの申請自体は、スマホのショップのほうでも手続ができますので、もし土日に来れないとか、市役所が混んでいるというふうな状況を見た場合、スマホショップのほうに御予約をいただければ、マイナンバーカードの申請、それからポイントのサポートもしていただける体制、全国どこでもそういった体制になっておりますので、ぜひ御利用をいただきながら、新庄市の交付率の向上につなげてまいりたいと考

えております。

以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 目標値に向けて、頑張ってください。

3番の脱炭素に向けての再質問をお願いいたします。

イニシャルコストを考えたときには、まだまだ利点が多いとは言えない現状でございます。私自身、承知しております。ただ、我がまち新庄市は、緑豊かな農業が主力産業のまちでございます。このすばらしい環境を次世代を担う若者たちに届けるためのコストと考えれば、ゼロカーボン都市宣言はもっと先だとしても、何か行動を起こすべきと考えております。市民一人一人へのメッセージとして、本市がまずは取り組む事柄をお聞かせくださればと思っております。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 それでは、本市がまずは取り組むべき事項についてお答えさせていただきます。

新庄市においては、平成11年6月に環境保全都市宣言を宣言いたしまして、新庄市のこの環境を、持続的に市が発展するために、環境に学び、環境を考え、環境に配慮した行動を取るということを決意してございます。

こうしたこともあるんですけども、まずは取り組むべき事項としましては温暖化対策協議会、こちらでも話されていることであるんですけども、脱炭素化社会の実現に向けて、まずは意識の醸成が必要だろうなど。みんなが一人一人できることからやっという行動を促すための啓発だろうということで考えてございます。

市の環境施策については、環境基本計画です

とか、市の事業者としての実行計画はホームページに載せたりしておるところなんですけれども、市民の皆さんがすぐにできる取組、省エネですとか、環境配慮製品の購入ですとか、ごみの再資源化・リサイクルですとか、このような項目を分かりやすい形でお示ししたいというふうに考えてございます。

市では、ホームページとSNSの連携性を高めるということでも取り組んでいるところなので、まずはこのようなところから啓発につなげていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひとも緑豊かなこのまちを若い世代に渡していただくために努力していただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

人口対策についてでございます。

就職先は、希望もあるので簡単にはいかないと考えますが、マッチング次第とも思います。学生と企業をつなげるためのいろいろな施策をこれまでもされていると思いますが、その実績と、これから新しく取り組もうとしていることがあれば、再度お聞きいたします。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 先ほどの市長答弁にもございましたが、各ライフステージ、各年代別に、小学生向け、中学生向け、高校生向け、それから大学生等向けの4区分で取組を様々行っているところでございます。

例えば、小学生対象といたしましては親子ものづくり企業見学ツアーでありますとか、中学生対象では御存じのとおり「Shin-job」、それから高校生対象では企業見学バスツアーの開催等々を実施しているところでございます。

また、今後の取組といたしましては、この二、

三年、コロナ禍ということで、多数を対象とした企業ガイダンスや相談会等が中止されておりましたので、新型コロナの状況を踏まえてという形にはなるとは思いますが、まずはこれらを再開させていただきたいというふうに考えてございます。

さらに、大学等向けの企業バスツアーもあるんですが、そちらのほうについては参加学生の対象校を広げるなど、既存企業の拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひとも親元から学んで仕事をし、結婚へと進んでいただきたいと考えております。

東北農林専門職大学へ進学をされて、就職される方々へのバックアップ体制について、市としてどのように捉えられているのか、再度お聞きしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

高橋富美子議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 東北農林専門職大学へ進学されてから就職される方へのバックアップというふうなことの御質問ですけれども、今現在令和6年開学ということで、就職されてからのバックアップまでは具体的には考えておりませんけれども、一番はやはり学生が4年間この地で楽しく学んでいただきまして、農家の方々と一緒に活動、勉強をする中で、この地域に魅力を感じ、残ってもらおうというふうなところが一番かなというふうに感じております。

そういった中で、就職されるタイミングというのは開学してから4年後というふうな形になりますので、総合的にそのタイミングを見て全体的な形で考えていきたいというふうに捉えております。

以上でございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 地元で活躍する若者たちの未来が明るいものになればと思っております。

昔は三世同居は珍しくありませんでしたが、私たちが編集している議会だよりの表紙を飾る三世代の家族写真のモデルを探すことも容易ではないこの時節です。毎回大変苦勞しております。このことでお分かりのとおり、そんなに多くはないと思われま。

しかし、表紙の写真がとてもいいとお褒めの言葉をいただくことも多数あります。こういうことを思うと、その姿に懐かしさや家族のぬくもりを感じている方もたくさんいらっしゃると思います。

大家族には大変なこともたくさんあるかと思いますが、よい点もたくさんあるという事実もござい。特に子育ての上では、情操教育の点でとてもいいお子さんになるという評判です。何より子育ては手がたくさん要するということがござい。ぜひとも若い方たちには同居という選択肢も考えていただけたらと思っております。

5番の市職員の定年についてです。これから取り組むべき事柄だと思っております。ただ、今年、来年、退職を迎えられる方が多数いるとお聞きしております。人生100年時代、気力、体力を充実して、まだまだ仕事を続けたいと考えている方がたくさんいるのではと考えます。そのような方々へのバックアップ体制は取られているのか、再度お聞きいたします。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 定年引上げ制度についてでございますが、令和13年度には65歳ということで、新庄市で申し上げますと令和14年退職者の方が

最初に該当するというようなことになってまいります。

先ほど市長答弁にもありましたように、共済組合での説明会等もござい。まず説明の機会として、市としましては一番初めに該当となります令和5年度退職の職員の方について、初めにパンフレット等も利用しまして、説明の機会を設けたいと思っておりますのでござい。

やはり先ほどありましたような様々な働き方もござい。それに伴いまして、給与ですとか手当、様々な任用等の細かな制度も変わってまいりますので、そういったところの説明、それから、ほかの職員につきましても、これからの人生の設計といったところもござい。そういったところも順次説明してまいりたいと思っております。

総務課としましては、個別の相談につきましても丁寧に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 私が言うまでもなく、仕事というものは積み重ねや経験値が多くを占めていると考えます。若手採用の機会が減ってしまったのは、将来の市の姿も薄暗いものとなりかねません。若手を育成するときにこそ、熟練した方々の力が欠かせないと考えます。再度お聞きしたいと思います。

市職員の定数にあまりに縛られるということではなく、年代層を確認しつつ、よりよい自治体として市民サービスを支えることが重要と考えます。定年延長に当たり、若手採用の機会を減らすことなく、配慮していただきたいのですが、この点について御回答ください。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 この定年引上げ制度につきましては、2年に一度、机上の計算によると退職者がいない年が発生するという事になっております。ですが、今後の将来的な職員の年齢層の均衡ですとか、それから若い方の雇用の機会というようなことも考えますと、やはり毎年度新採職員の採用は必要ではないかと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひとも若手を採用して、実力のある年配の方に育成していただきたいと思っております。

6番の福祉施設の在り方についてです。

例えば福祉施設に入所する際に、入所の書類の中に困り事の相談窓口や、県や市の相談者の氏名、担当課等々を記載した書類やしおりなどをお渡しいただくことで、御本人や御家族が安心するのではと考えたりもします。この点について、現在どのように思っているのかお聞かせください。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 相談窓口の周知に関する御提案でございますが、現在のところ、高齢者、障害者への虐待に関する相談通報窓口として、市のホームページに掲載するにとどまっているところですが、今後については市報への掲載、また手帳交付の際やサービスの紹介時に配付しております「障害福祉サービス利用の手引き」というものがございますので、そちらに掲載して、周知を行ってまいりたいと思っております。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） とてもいいことだと思います。ぜひとも実行してください。よろしくお願ひいたします。

今回のニュースは、福祉施設の利用者だけでなく、その御家族にも多大な影響があったと考えております。何よりも障害を持ったお子さんたちの親としては、お願ひしている立場ということで、余計なことは言えないという声をよく耳にします。行き場をなくす不安を払拭するためにも、市が施設と利用者をつなぐ役割をしてもらえたらと考えます。このような利用者の声をぜひとも反映してください。よろしくお願ひいたします。

7番の雪対策についてです。

昨シーズンも、市民から「除雪の対応が改善されて、よくなった」というお褒めの言葉を多数いただきました。水上がりも随分減ったという声を聞いております。今後もよい点を他市・他町村からも取り入れつつ、雪があっても暮らしやすい新庄市となるべく、職員をはじめ、除雪に関わる建設業者やそのオペレーター、作業員の方々、全てが一丸となって対応していただきたいと思っております。この点について、回答をよろしくお願ひします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 本市にとりましての雪対策というふうなことで、御質問をいただいたところです。

本市におきましては、冬期間の雪対策については大変重要な課題の一つというふうなことで捉えているところでございます。

市長答弁にもございましたように、これまでの様々な取組によりまして、市民の皆様からも道路の除雪等につきましては御好評をいただきながら、除雪業者の方からも十分な対応をしていただいて、感謝を申し上げるところでございます。

また、今後の取組といたしましても、個別の住宅周辺に関しての除雪体制の強化というふうなことで、個人向けの除雪機の購入費補助など、新たな取組も行っているところでございます。この辺のところも行っていきながら、地域の中での共助体制なども向上していけばというふうなことで事業に取り組んでいるところでございますので、こちらも含めて今後も新庄市の雪対策について取り組んでいきたいというふうに考えているところでありますので、よろしく願いしたいと思っております。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 質問数もかなり多かったために、駆け足となったように思っております。ただ、一つ一つの質問に丁寧に回答していただき、市民の声を反映していく市としての姿勢をよいものだと思っております。

私の質問はこれで終わります。御清聴、誠にありがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

高橋富美子議長 次に、叶内恵子さん。

（2番叶内恵子議員登壇）

2 番（叶内恵子議員） 議席番号2番、勁草21、叶内恵子と申します。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、疲弊する地元経済をどのように活性化していくのかという観点から、質問ができればいいかと願っております。

まず、平成26年1月に施行された産業競争力強化法に基づき、新たな創業支援の枠組みとして、市区町村が地域の創業支援事業者と連携して行う創業支援の取組を応援することとしています。

新庄市では、地域の創業を促進する施策として、平成28年1月、国から創業支援等事業計画の認定を受けています。令和2年4月1日には第2回目となる認定を受け、現在はその認定から3年目となっています。

まず、新庄市では、認定を受けた新庄市創業支援等事業計画に基づいて、最初の認可による事業期間における各年度ごとの実績と成果、事業の取組によって得られた課題などについて伺います。

次に、令和2年に認定を受けてから現在までの各年度ごとの実績、そして成果、事業の取組によって得られている課題などを伺い、起業・創業支援制度がどのように充実しているのか、相談体制がどのように充実しているのか、起業前後の支援がどのように改善、充実したのかを伺います。

そして、この創業・起業の支援の中の一つの施策として空き店舗の活用があると思います。こちらの創業支援等事業計画の取組によっては、空き店舗や空き家を有効に活用して、創業しやすい環境を整備していくことができるものと考えております。本市の現状を踏まえた今後の展望について伺いたいと思っております。御答弁お願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

創業支援等事業計画は、平成26年1月に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市町村が創業支援事業者と連携して策定するものであります。

本市においても、平成27年12月14日に認定申請を行い、第7回認定自治体として平成28年1月13日に認定を受けております。

計画の内容としましては、市と認定連携創業支援等事業者である新庄商工会議所が連携し、創業希望者に対して創業時の様々な課題を解決するための支援を行うものであります。

当初の計画期間においては、平成28年度に飲食業5名、サービス業2名、小売業1名、教育関連2名、建設業1名の計11名、平成29年度に飲食業1名、サービス業4名、小売業1名、美容業3名、建設業1名の計10名、平成30年度に飲食業3名、サービス業1名、教育関連1名、美容業1名の計6名、令和元年度に飲食業4名、サービス業1名、小売業1名、教育関連1名、不動産業1名の計8名で合計35名の創業者を創出しております。

また、当初の計画期間は令和元年度まででありましたが、変更認定申請により計画期間を令和6年度まで延長し、その後、令和2年度に飲食業3名、小売業2名の計5名、令和3年度に飲食業1名、サービス業2名、小売業1名、教育関連1名、美容業1名の計6名と、新たに11名の方々が創業しております。

次に、本計画の取組による課題ですが、創業希望者はその思いや置かれている状況がそれぞれ異なるため、一人一人に寄り添った支援が重要であると認識しております。そのため、本計画にあるワンストップ相談窓口の機能強化を含めて、担当課内の職員体制の見直しを行い、相談者が実際に創業するまでの各プロセスにおいて、創業支援機関等の強みを生かした適切な支援を実施していくほか、創業後についても適切なフォローアップを継続することで、支援体制

の充実を図ってまいりたいと考えております。

創業支援につきましては、地域経済の活性化のみならず、若者の地元定着や定住人口の増加にもつながりますので、空き店舗の有効活用や新たなビジネスモデル構築のために必要な支援などの調査研究を重ね、創業希望者の新たな挑戦が可能となるような創業しやすい環境整備について、今後も関係機関と共に検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） まず、数字の面で確認をさせてください。

市が今言っていた、ちょっと細かいところまで書き切れなかったことは書き切れなかったんですが、平成28年1月13日に認定を受けてから令和元年まで、これを合計すると35名の創業者ということで間違いないでしょうか。

そして、2回目の認定後、令和2年、令和3年、これが11名創業しているということで、間違いないでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 創業者の人数でございますが、先ほど市長答弁にあったとおり、それぞれの人数でこちらのほうは把握しておるところでございます。

以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） この数字は、この創業支援等事業計画でいきますとというか、毎年1年に1回、国のほうに報告の義務がありまして、1,433の市町村、認定を受けている市町村が全て一堂に報告をしております。ただ、国のほうはこの1,433を全て細かいところまで公表するということが、紙面上であったり、大変だとい

うことで、これまでの累積を公表しています。新庄市の実績、今年度発表されたのが令和2年度までというところなんです、令和3年のこの計画にかかって創業したという人数を入れないうで申し上げますと、この言葉が分からない市民の皆さんもたくさんいると思うんですが、まず数字、創業支援等事業計画における支援対象者、課長はお分かりになると思うので、こちらのほうの実績は令和2年まで16人です。そして、実際に創業した人数が令和2年までの実績で6人です。そして、これもちょっと言葉の意味合いが、説明しないと一般の市民の方はお分かりにならないかもしれないんですが、特定創業支援等事業、こちらの支援対象者の実績報告が5人です。そして、この特定創業支援等事業に基づいて支援を受けて創業した事業者はゼロです、実績。そうしますと、この実績を足して、実際にこの報告の中で先ほど言った創業支援等事業というのは、実際にまず創業する前段階の状態である方もいます。これを含めないで、実際に創業したという実績、単純に足しますと6ですかね。というふうになるのではないかと思うんですが、今言っていた平成29年から令和3年までの40という数字は、この事業計画に基づいたものですか。どうなんでしょう。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 国のほうのホームページ上で公開している数字ですけれども、議員おっしゃいましたとおり、細かい年度ごとの内訳までは出ておりませんので、多分こちらのほうから報告した累計が出ておるものと思いますが、先ほど市長答弁にありました数字ですが、こちらのほうはあくまでも当課と、それから会議所のほうで把握しておる実際に創業した数でございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） そうしますと、この創業支援等事業計画に基づいて創業したという数字のみならず、これによらず創業した方も含まれているんだという理解をされていてよろしいということでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 計画のほうで国に報告している実数と乖離があるということですが、こちらのほうで現在把握している数字といたしましては、あくまでも商工観光課のほうで実際に創業した方、それから会議所のほうで相談を受けて、会議所のほうとしても創業しているという事実を確認した方の実数でございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） そうしますと、国に対しての報告というところに漏れがあったということでしょうか。そうしましたら、経済産業省、国のほうに訂正をして、申請をするべきではないでしょうか。

その際に、申請というか報告の在り方として、今言っていた人数をこの事業計画に基づいて、これは分けて教えていただきたいんですが、新庄市が創業支援等事業計画の中で認可を受けた際の計画書に基づきますと、創業支援対象者の年間目標が9人で、その中から創業者が4人。次に、特定創業支援等事業を受けた方が年間で10人、そしてそこから創業者が年間で5人。そして、この事業計画に基づいて商工会議所に相談をするという支援すべき者の対象人数が11人、創業者は1年間で7人を目標にするというふうに計画を立てていて、この数字を基に報告義務があります。なので、教えていただきたいのが、創業支援対象者数が何人で、創

業者がそのうち何人で、特定支援対象者が何人で、創業者が何人かというのをそれぞれ、業種については後ほど担当課のほうに伺いたいと思いますので、人数のほうを平成29年から昨年度、令和3年までお分かりであったら教えていただいでよろしいでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 申し訳ございませんが、その細かい数字まではちょっと今現在持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 後ほど細かく教えていただきたいと思います。これを基に様々照らし合わせをしたいなと思っております。

まず、先ほどちょっと聞き慣れない言葉を申し上げました。特定創業支援等事業、そういった言葉なんですけれども、今答弁の中でも、私のほうも産業競争力強化法に基づいてなんていうことを申し上げましたが、実際にこの特定創業支援等事業というのはどういう事業でしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 計画の概要といたしましては、商工観光課のほうで相談窓口として対応いたしまして、その後、先ほど議員のほうからありましたとおり、特定創業支援等事業の部分については会議所のほうにお願いしているという形になってございます。ただ、会議所のほうではやまがたチャレンジ創業応援センターも開設してございますので、そちらのほうで寄り添った形の相談体制等、様々支援をしていただいているという形になってございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 創業してみようと、チャレンジしようと思った方が、ワンストップ窓口だと言われている、どこに相談をしたらいいんだろうと悩んで、たまたま新庄市にそういう窓口があるというのを知って、相談をしました。そして、この創業支援等事業計画を利用すると、その相談をした創業したいなと思った方は、どんなメリットを受けられますか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 計画上のメリットという形でよろしいでしょうか。それとも全体的なメリットという形でよろしいでしょうか。（「計画を受けて支援を受けた場合のメリット」の声あり）

一応この計画の基となっております、先ほど議員のほうからもありました産業競争力強化法で規定になっておりますが、そちらで国のほうで用意しているメニューでは、登録免許税の減免とか、それから保証料関係の増額とか、そちらのほう必ずセットになってくるといふふうに認識してございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 補足をさせていただきますと、この創業支援等事業計画に基づいて支援を受けまして、そして先ほどから言っているちょっと聞き慣れない言葉の特定創業支援等事業を受けますと、これすごいんですね、登録免許税がまずは法人の場合ですが軽減されます。これがもともととも資本金の0.7%と言われていますが、それが0.35%まで減りますし、登録免許税の最低金額も15万円から7万5,000円まで、半額まで減額されると。すごく大きいです。

そして、信用保証協会の枠が増えます。これは通常融資額1,000万円から1,500万まで拡大さ

れます。そして、無担保で第三者による保証が不要になります。なので、大変創業しやすくなってきます。

そして、通常であれば事業を開始する2か月前から申請なんですけど、6か月前からの申請も可能になります。とても大きいんです。

そして、日本政策金融公庫の制度融資も利用しやすくなります。手元に元金がなくても借りられる、自己資金要件が撤廃されるんですね。この特定創業支援等事業を受けて創業するというふうになります。

次に、小規模事業者持続化補助金、これの上限が引き上がります。今年度、中小企業庁のほうで見直しをして、これまで通常枠は補助率3分の2、上限50万だったところが、上限が200万。これまで100万だったところが200万に上がりました。これほど中小企業、零細を含めて、起業、そして創業に国自体が危機感を持って対応している、そういうことが分かると思います。

このメリット、担当課のほうから伺いたいなと思って準備をしたんですが、答えるのにやっぱり時間が長くなるので、差し控えられたのかなど。

そうしますと、さっきの創業しましたという数の中で、創業するに当たってこの特定創業支援等事業に基づいた支援を受けるということが大変重要だということにならないでしょうか。

そうしますと、受けるように、商工会議所と連携をどのように深めているのか。先ほどの人数からは、ちょっとまだ把握していませんという答えしか出てこない。これはとても残念な答えであると思ふんですが、課長、いかがでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 ただいま議員おっしゃいました国のほうの優遇措置については、非常に大きなものというふうに認識してございます。

こちらのほうで先ほど申し上げました創業者の実績の数でございまして、それぞれ市で把握しておいて、例えば空き店舗補助金等々を活用された方、あとは会議所のほうの様々な制度を利用された方、その合計でございまして。

当然国としても起業、それから創業の部分については、そういう優遇措置を使って支援をしていくという形になっている仕組みでございまして、市といたしましてもその部分のメリットは十分認識してございますので、かつ、我々でいえば空き店舗補助金等々、使いやすい制度もございまして、そのところは各創業者のほうで最終的には判断していただくことになるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） まずは創業したいと相談した方を、その特定創業支援等事業に基づいたところまで、やはり一緒に商工会議所、または関係する機関と、連携する機関と誘導して、創業塾であったりを受けなければ、これの認定は受けられないわけです。

昨年、その前3年間ぐらいで、その認定事業者となっている商工会議所が創業塾、経営者に対してでなくて創業・起業しようとしている方への創業塾、例えば例を取りますといろいろな形があると思うんですが、それをどのくらい開催しているのか、把握してらっしゃいますか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 そちらの塾のほうの件でございまして、令和元年度までは実施しておったようなんですが、令和2年度以降、やはりコロナ禍の影響ということでございまして、それからそういう形での塾を開催しても人がなかなか集まらないというふうなお話を聞いてございます。ただし、今までの会議所のノウハウ、そ

れから実績等ございますので、経営セミナー等々、そこら辺の創業に係るバックアップ関係のセミナーは随時開催しておるといって、お話を聞いてございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） コロナを簡単に理由にするんですけれども、同じコロナ禍の中にあつて、工夫をして、コロナの状況に合わせて実施している自治体は実施しているわけですよ。そうしますと、人数を集めて、その創業塾でなくてもいろんな方法があるわけですよ。そういった方向にかじを切れないのかなどという、旗振りをする、提案をする、その役目は、この計画というのは自治体の計画なので、市のほうにあると思うんですが、それについてはどう思いますか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 実際に人が集められないというのであれば、リモートという開催も確かにあったかと存じます。そこところは反省すべき点かなというふうに考えておりますので、御承知おきいただければと思います。よろしくをお願いします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） リモートだけでなく、インキュベーションマネジャーという存在の方がマンツーマン形式で対応するのも、市の計画の中にあるんじゃないでしょうか。そういったふうに誘導をしていくということが重要なんじゃないかなと思います。いかがでしょう。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 今議員おっしゃったインキュベーションマネジャーについては、最上郡

内で商工会議所の職員の方お一人しかいないというのがこの地域の現状でございます。ですので、当然ハンズオンの支援になりますと、その方の重要性が、非常に負荷がかかるというようなこともあるかと思っております。そこら辺のバランスを取りながら、今後の支援の在り方についても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 現在、インキュベーションマネジャーが1人しかいないと。商工会議所というのは、地域経済を発展させていくために、その目的があつて設立されているわけです。その目的を達成していくために、こういう資格が必要な場合、増やしていってもらえないかという要請も、市がやっぱり連携して旗振りをしていくことで、他の自治体を見ても可能としているようですので、お話し合い、協議をしていただきたいと思っております。

これまでこの創業支援等事業計画、国に申請したのを見ますと、定期的にあるのか、年に何回かであるのか分かりませんが、連携する機関と毎年協議会を持つというように書いてありますが、その協議会というのはどういったペースで、どんな方が集まって、されてらっしゃるのでしょうか。企業カルテであったり企業一覧であったりということを市のほうが策定して、それに基づいて連携、業者と一緒に情報共有して、そしてさらなる支援を目指していくやに計画しているかと思うんですが、その点、毎年どのような開催をしているのか、説明いただけますでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 基本的に創業支援等事業に関する認定連携事業者については商工会議所でございますので、会議所と随時ざつぱらん

にお話をさせていただいているというのが現状でございます。

それから、先ほど議員のほうで御指摘がございましたカルテ、計画上では創業一覧という形で記載させていただいてございますが、そちらのほう、申し訳ございません、現状ではまだ作成ができていないような状況でございます。やはり創業者の同意を得るとというのがちょっとネックになっているようでございまして、ただし、成功に導くための一つのお手本になるデータでございますので、今後、そちらのほうの収集も進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） ここに創業支援者一覧、そして、創業支援カルテを活用して、各支援機関と共有を図って、より新庄市の創業者、チャレンジしようとする方が活性化していくように計画していきますと、改善しながらやっていきますと書いてあります。商工会議所と密に都度都度協議しているんだと言いますが、その都度都度協議しているというのと、この計画の中で特定創業支援等事業者、商工会議所、そのほかに山形大学であったり、金融機関であったり、山形県保証協会であったりというところが支援機関になっているわけですね。そういった方たちと連携をしていくために、会を設けていきま、共有のために必ず会議をする場を設けていきますということを、ぜひ実行していただきたいと思います。いかがでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 認定連携創業支援等事業者につきましては、今現在会議所、それから様々な相談窓口、それから支援機関としましては今議員おっしゃいましたとおりの関係機関、関係団体と連携していくことが必要だと考えて

ございます。その点につきましては、今後会議所も含め、様々な関係機関と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） あくまで新庄市の課題です。旗を振るのは新庄市です。この計画を、山形県、山形大学、そして各金融機関、知ってございます。全市にわたってやっておりますから。今一番一生懸命やっているのが山形市ですね。皆さん知ってございますので、新庄市としてはこういう方向で進めていきたいんだという場を設けたら、皆さんいろんなアイデアを出してくださるのではないかと考えております。ぜひ開催をするべきだと思いますので、お願いしたいと思います。

そして、この計画をいろいろ勉強するに当たりまして、新庄市のホームページからまず入りました。その際に、ホームページの中のどこにあるのだろうと思ひまして、最初やっぱり企業・しごとのところそのメニューがあるだろうと思ひまして、そこから見てみましたらば、どこにあるのかよく分からないんですね。その中で中小企業庁、中小企業等経営強化法ということで、括弧で支援制度というふうに書いてあるページがありまして、それをクリックすると、支援制度の概要は経営サポート、経営強化法による支援、外部サイトにリンクしますとなっているんですね。それをクリックすると商工会議所に行くのかなと思ひましたら、中小企業庁に行きました。中小企業庁のサイトに行って、一般市民の方たちはこれを見て、結局中小企業庁に相談しろと言っているのかなと思うのではないかなと。

そしてホームページ、今若者の支援強化をしていかなきゃいけないんじゃないかと何年も前から質問が上がってきていますけれども、若い

人たちはホームページ、SNS、どんどん使うわけですね。その方たちが、ホームページの中で新庄市のそのところがヒットした場合に、中小企業庁にリンクが飛んでいってしまうこのサイトを見て、どうやってどこに相談したらいいのか、全く分からない状況になっているんですけど、これはどういうことでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 創業に関する市のホームページ上の情報が出てこないという御質問だと思いますが、そのところは大いに反省すべき点だと感じてございます。創業を考える人が見やすい、必要な情報に触れられるような構成を、他の自治体のホームページを参考にしながら改善していきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） ホームページを早急に直していただきたい。そして、新庄市がワンストップ相談窓口なんだ、このワンストップ相談窓口で相談することで何を得られるのかということが明確になるように、サイトのほうを整備していただきたいということと、山形県各市を見ますと、ガイドブックを作って一生懸命取り組んでいる姿があります。そのガイドブックの中を見ますと、そんなに難しいことは書いてはおりません。とすると、新庄市でやっているメニュー、そういったことも載せて、PDFのガイドブックを作成して、ホームページにアップするということが可能なんではないでしょうか。いかがでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 当然にしてガイドブック等々の存在はほかの市町村のやつも参考にさせていただいてございますが、データ化という形

でなるだけ早めにホームページ上のほうに掲載する考えでございますので、よろしくお願いたします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 若者が見て、「おお、おしゃれだ。新庄市で起業する、相談するのもいいかもなあ」と思うような、そういったサイトを検討していただけたらなと思っております。そういうサイトの取組をやっている自治体も県内にありますので、参考にできるのではないかなと思います。

この事業計画を見る中で、第5次総合計画で説明している、これの策定のときにチェックが自分自身非常に足りなかったと反省をしているところなんですけれども、成果指標、ここで新規創業件数、2019年の現状値が6件、2030年、10年後、これが16件と言っているんです。ですが、この数字というのは、その年度を表しているのか、それとも延べ数を表しているのか、それともただ相談してほしい件数を表しているのか、実際の創業者を表しているのか、全く分からなかった。ちょっとこの数字の内容を、せつかくなので説明いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 総合計画のほうに記載してございます設定の根拠のところを御覧いただければと思うんですが、あくまでも創業支援等事業計画における目標を引用という形になってございますので、こちらの事業計画のほうの数字かと思われませんが、感覚的には延べなのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 延べだとすると、よっ

ほど努力をしない限り、この数字に到達できないのではないのでしょうかと思いました。

事務事業評価であったり、数字が様々あるんですけども、この指標名の意味合いがそれぞれ違うんですね。そうすると、これ、何かからかわれているのかなあと感じてしまうわけです。どこに目標が絞られているのか、見えない。分かりません。これ、整合性があるように整理し直す必要があるんじゃないのでしょうか。でないと、PDCAを回すといっても、何の意味もなさないと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時42分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開します。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 そちらの点につきましては、事務事業評価、それから行政評価等で随時見直しを図っていくこととしておりますので、その際に修正部分が出てきた場合には修正をかせさせていただきますと思ってございます。

以上でございます。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番(叶内恵子議員) 指標の在り方としては、法律に基づいて国が報告を求めているわけです。その報告に基づいたものが数字の一番の根拠になるのではないかと考えるところですが、整理をしたときに何を基にしたのか説明いただければ非常にありがたいなと思っております。

この総合計画の中で、100ページを見ているんですけども、商工業の育成支援というところの施策背景で、「商業統計によると、小売業、卸売業は平成24年に商店数、販売数ともに大きく減少し、その後はやや増加しています」。い

つの年代のことを基にしてこの指標を設定したのかなと、非常に今回疑問に思いました。商業統計においては、平成28年を最後に令和2年3月31日で廃止になっております。この総合計画がつくられたのは令和3年3月なので、商業統計という言葉を中心に注釈もなく不用意に入れていること自体、何か混濁させるためにあるのかなと思ったわけですが、いかがでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 この計画の策定時点で、直近の数字といたしましてはこの商業統計の数字しかなかったというふうに聞いてございます。以上でございます。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番(叶内恵子議員) これを策定したのは何年だったんですかね。直近と言いますけれども、ちょっと確認させてください。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

高橋富美子議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 第5次総合計画につきましては、令和3年度に策定しているというふうなことになりますけれども、よろしく願いいたします。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番(叶内恵子議員) その施策の背景となる、その基にしたデータ、様々なデータですよ。ここで言っている商業統計というのは、令和2年3月31日で廃止になっているんです。何を基にしたんですかね。最新の状況をチェックしないんですかね。国の動向であったりを。いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

高橋富美子議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 今、商工業関係の御質問ではありますけれども、総合計画全般というこ

とで、私のほうで答弁させていただきますけれども、これは令和3年度、市民の意見を聞きながら策定したものだということになっておりますけれども、職員個々に、全職員がそれぞれ担当ごとに積み上げをして、この計画を練り上げたものというふうに認識しております。その中で、悪意があってこういうふうな統計の基礎データを持ってきているというふうなことは一切ございませんで、その都度担当者が誤ったといえますか、議員が理想とするようなところの数字のデータは引っ張ってきていないかもしれませんが、その時々で適正だったというふうなものデータを参照してここに記載して、練り上げたものというふうに認識しておりますので、これに限らず、ほかのページでも何でだと思ふところが見直したときにあるかと思ひますけれども、そういったことで御理解いただければというふうに思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 課長、すみません、悪意があるのかなとか、そういう観点で私申し上げていません。これ、本当に普通に見たときに、「え」となるわけですよ。分かる人が見れば。「ん」と。なので、市民と練り上げてつくったとか、そういうことを聞いているわけではなくて、エビデンスとなっていくデータは施策をしていくときに非常に重要なわけじゃないですか。何を基にしたのかということきちっと、整理していく担当部署であるならばきちっとやっぱり見なければいけないし、私自身もそのチェックする役割として欠けていた、見ることに欠けていた、至らなかつたと十分反省しておりますので、今後やっぱり時間をかけて、しっかりとエビデンスになっていくもの、土台となっている指標は何なのかということきちっとしていくべきだと思っております。

その中で、すみません、ここで小分類を多分

見たんだと思うんですね、商業、卸売業で。ちょっと数字だけ、これ大分類ですけども、一番直近の数字を申し上げておきます。商業、卸含めた新庄市全体の企業数、事業所数がどのように変化したのか、10年かけて。平成24年、企業等数、まず市役所とかの公務を除きます、1,885、そして事業所数が2,083、平成28年、企業等数が1,776、そして事業所数が2,039、そして一番速報値、令和3年、企業等数1,511、事業所数1,798。この数字を見ると、本当に愕然とするわけです。平成24年を100にした場合、企業等数にして374、事業所数にして285減少していて、増えている業種がないんですね。本当にこの施策、ひとつ力を入れてやっていく、この目標を本当にクリアしていく、挙げた目標を毎年度毎年度、そのためにはどう連携していったらいいのか、連携機関とということ、真剣に取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 ありがとうございます。

今後の展開につきましては、やはりまずこの地域の経済団体の代表でございます会議所のほうと相談をさせていただきながら、それから金融機関等々、様々関係機関ございますので、そちらのほうとも相談させていただきながら、今後の展開をさらに深めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） この創業支援等事業計画、取り組んでいる自治体の担当者とお話をすると、U・Iターンの起業者と非常に親和性が高いと、そういった話も聞くことができました。また、農業をビジネスとして経営していく若手創業者、こちらともとても親和性が高いとお話

を伺っております。他市の事例を参考にしながら、ぜひ活用して、支援の輪、連携の輪を広げてください。お願いします。

散 会

高橋富美子議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日9月14日から9月25日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を9月14日から9月25日まで休会し、9月26日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時51分 散会

令和4年9月定例会会議録（第4号）

令和4年9月26日 月曜日 午前10時00分開議
議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	岸 聡
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	横山 浩

事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主査	笹原佳子
主任	小松真子	主事	秋葉佑太

議事日程（第4号）

令和4年9月26日 月曜日 午前10時00分開議

（決算特別委員長報告、採決）

- 日程第 1 議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 7 議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 8 議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第52号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 日程第10 議案第53号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第12 議案第54号市道路線の認定及び廃止について
- 日程第13 請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願

（質疑、討論、採決）

- 日程第14 議案第45号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第46号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第16 議案第47号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

- 日程第19 議案第56号旧明倫中学校解体工事請負契約（令和4年議案第18号）の一部変更について
日程第20 議案第55号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第6号）
日程第21 議会案第3号生産資材価格高騰対策を求める意見書の提出について

開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

決算特別委員長報告

高橋富美子議長 日程第1議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長今田浩徳さん。

（今田浩徳決算特別委員長登壇）

今田浩徳決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてまでの計7件であります。

審査につきましては、9月16日及び20日の両日にわたり活発な質疑が行われたところであります。

初めに、議案第38号令和3年度新庄市一般会

計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託されました議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件並びに議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての計6件については、いずれも認定すべきものと決し、議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての1件については、可決及び認定すべきものと決し

ました。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件について採決いたします。

議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第38号について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第42号について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第42号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきものと決した議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての4件及び全員異議なく可決及び認定すべきものと決した議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第44号の4件は委員長報告のとおり認定し、議案第43号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

総務文教常任委員長報告

高橋富美子議長 日程第8議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁さん。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

山科正仁総務文教常任委員長 皆さん、おはよう

ございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件であります。

審査のために、9月14日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り、委員より、市が率先して推進するのはとてもよいことだ、民間にも波及するような啓蒙の仕方を考えているのかとの質疑があり、総務課からは、商工観光課と連携し、民間企業への周知、啓蒙を図りたいとの説明がありました。

また、別の委員からは、市役所での育休の取得率と取得目標値についての質疑があり、総務課からは、取得率としては、令和3年度は男性ゼロ%、女性100%、令和4年度は男性33%、女性100%で、目標値については今のところ特に考えてはいないとの説明がありました。

また、別の委員からの職場の環境整備が重要と思われるがどのようにやるのかとの質疑に、総務課からは、職場全体の理解が一番大事だと思っているため、まず管理職への説明が必要と考えている。また、業務分担、業務配分ということに関わるために、職場の職員、特に室長クラスへの説明も必要と考えているとの説明がありました。

その他、職員への周知方法についての質疑ありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更については、総合政策課職員の

出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り、委員より、基金取崩しのためになぜ県の許可が必要なのかとの質疑があり、総合政策課からは、取崩しのためではなく、最上広域規約変更のために県の許可が要るとの説明がありました。

また、最上広域ふるさと市町村圏基金そのものの価値を考える時期に来ているのではないかと、基金の廃止を検討すべきではないかと質疑がありました。総合政策課からは、市内部でも検討すべきという意見がある、最上広域にも伝えていきたいと説明がありました。

その他、質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例については、選挙管理委員会事務局職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り、委員より、変更になった理由、根拠は何かといった質疑があり、選挙管理委員会事務局からは、国の基準が見直しされたことによる変更である、県内他市でも国の単価で制定しているようであるとの説明がありました。

また、ほかの委員からは、この費用は一般財源か交付金かとの質疑があり、選挙管理委員会事務局からは、一般財源である、ただし特別交付税の算定基礎に含まれるものであるとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願については、請願提出者及び紹介議員と税務課職員の出席を求め、請願提出者及び紹介議員からの趣旨説明を行い、その後、質疑を行った後に審査を行いました。

質疑に入り、委員からは、請願書には延期と

あるが、請願者の説明は中止、廃止を求める内容である、矛盾しないかといった質疑がありました。請願提出者からは、制度の廃止、中止が望ましいが、国民的な議論も進み、せめて制度の周知、理解度が上がるまでの延期を求めるものであるといった説明がありました。

ほかの委員からは、延期の期間はどの程度考えているのかといった質疑があり、請願提出者からは、コロナの終息が見えるとか、物価高騰が落ち着くとか、経済状況が好転することを一つの目安としているといった説明がありました。

ほかの委員より、影響を受ける業種は農家も影響を受けるのかといった質疑があり、請願提出者からは、個人事業主が主に影響を受ける、農家は1,000万円以下で農協つまりJAを通した委託販売だと特例措置があり、影響を受けないと言われているとの説明がありました。

審査に入り、ほかの委員から、インボイス制度について学んだり相談できる場所はあるのかといった質疑があり、税務課からは、税務署での相談会は毎月行っている、またコールセンターもある、取引に当たっての相談窓口としては中小企業庁や公正取引委員会のほうでも開設しているといった説明があり、また別の委員からは、登録するための申請というのは難しいのかといった質疑があり、税務課からは、税務署に出向く必要はあるが、そんなに難しい申請ではないと思っているとの説明がありました。

また、ほかの委員からは、インボイス制度による増税と言われているが、今まで免税という減税をされていた方が元に戻るだけというふうな捉え方もできる、我々が制度そのものをよく理解していないところがあるために、理解を深めてから判断してもよいのではないかと、継続審査という形がよいのではないかとといった意見が出されました。

その他、議員間で討議されましたが、継続審査とすることに関して採決した結果、請願第2

号については、全員異議なく継続審査すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。以上、よろしくお願いたします。

高橋富美子議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号新庄市職員の育児休業等に関する条例及び新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第52号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第53号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願については、総務常任委員長より継続審査の申出がされておりますので、継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

産業厚生常任委員長報告

高橋富美子議長 日程第12議案第54号市道路線の認定及び廃止についてから日程第13請願第1号沖繩戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願までの2件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

(佐藤文一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤文一産業厚生常任委員長 改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、継続審査の請願1件です。

審査のため、9月15日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

議案第54号市道路線の認定及び廃止については、都市整備課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第54号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願については、成人福祉課の職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、6月の時点から国の動きの進捗はどうかとの質疑があり、成人福祉課からは、新たな内容については、こちらのほうに国からの通知があったというようなことはなく、沖縄県のほうに遺骨収集センターがあり、そちらに事業を委託しているということで、そちらのほうも計画どおり進んでいるところであるという説明がありました。その他、同趣旨の請願の県議会における審査の状況についての確認がありました。

また、委員からは、今回の審査に当たって、再度、遺族会に確認したところ、その後も請願

についての話は受けていないとのことであり、やはり遺族会の声は非常に重いと思うので、直接話を聞いてもらえればよかったのではないかなと思うといった意見が出されました。

また、別の委員からは、この請願は、国の責任で遺骨収集を真剣に行っていただきたいという内容であるし、今なお遺骨が混入していることが明らかな土砂を埋立てに使用することは納得がいかない、中止してほしいという願いであり、これは遺族会の皆さんの願いに沿った内容ではないかと思う。そういう意味でこれは採択し、意見書を国に上げるべきであるといった意見が出されました。

また、別の委員からは、請願自体は請願そのものの内容によって判断すべきであり、請願を提出する背景などで請願の趣旨全体を判断すべきものではないと思う。沖縄戦では、山形県人や東北人が多く所属している部隊が犠牲になっており、県内では山形市なども昨年度採択していることもあり、採択の方向で請願の内容そのもので判断すべきではないかといった意見が出されました。

また、別の委員からは、国・県の動きを見ながらになると思うので、この請願はまだこのまま見守っていくという立場を議会として示すほうがよいのではないかなと思うといった意見が出されました。

また、別の委員からは、国は既にこの問題の解決に向けて調査を実施している。こういった民意があるにもかかわらず国の動きがその内容にそぐわない場合は、我々もこの請願を採択すべきと思うが、国は対応するために動き出しているのもう少し経過を見てもよいのではないかなと思う。継続審査、もしくは不採択にすべきと思うといった意見が出されました。

その他、議員間で討議されましたが、継続審査とすべきといった意見があり、継続審査とすることに関して採決した結果、請願第1号に

については、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

高橋富美子議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第54号市道路線の認定及び廃止について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願については、産業厚生常任委員長より継続審査の申出がされておりますので、継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

日程第14議案第45号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第5号）

高橋富美子議長 日程第14議案第45号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1番（佐藤悦子議員） 20ページの4の1の1で、これはオミクロン株対応のワクチン接種事業費8,932万5,000円ということですが、内容などお願いします。

それから、2つ目は、17ページの3の1の1

で灯油購入等助成費が出ておりますが、この対象はどういった方でしょうか。また、生活保護受給者は入るのでしょうか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 ワクチン接種に関する内容についてという御質問をいただきました。

今回、オミクロン株に対応したワクチン接種を国のほうで実施することが決定しております。対象としては12歳以上で、1、2回目のワクチン接種済みの方が対象となります。新庄市としては、2回目までの接種を終わった方は約2万7,800人おりますので、全員が打たれるということを想定して準備を進めているところでございます。

接種間隔につきましては、先ほど申したとおり初回接種を完了した12歳以上のものの方に対して、最終の接種から5か月以上経過した方となります。ただ、国のほうでさらなる期間の短縮を現時点で検討しているところでございます。

ワクチンについては、オミクロン株に対応したワクチンとして、ファイザー社製のものが12歳以上の方対象、モデルナのほうは18歳以上の対象の方となっております。

以上です。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 灯油購入助成事業に関しては、対象者といたしましては、住民税非課税世帯のうち高齢者世帯、障害者世帯、また独り親世帯を対象としております。この給付については、生活保護世帯は該当しておりません。今回の補正に関しては、例年5,000円の支給を行ってまいりましたが、昨年度から引き続き燃料高騰の状況に応じまして、今年度は1世帯当たり7,000円の支給を予定しており

ます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ワクチン接種についてなんですが、この背景としてというか、資料がコロナ感染対策についての話合いの中の資料で、10歳未満が最大感染者数となっているんじゃないでしょうか。また、その次が30代、40代が多いというふうに見ました。この感染者数が多い年代に対する対策はどのように考えておられるのでしょうか。

それから、灯油購入等助成費の対象の話で、内容が1世帯7,000円に拡大するということで、大変前向きなすばらしいことだと敬意を表したいと思います。しかし、生活保護世帯は入らないというお話でありました。生活保護世帯は確かに冬季加算というのがございますが、それでも、今年の冬の状況を見ますと全く足りないような状況で、困って困ってという声を上げておられました。そういうこともあり、生活保護世帯にも支給対象として配る必要があるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 オミクロン株による感染者の年代が10代、また30代の方が多いということになってございます。10代の方、今回ですが、5歳から11歳までの方につきましても3回目接種を実施するということが決まっております。こちらにつきましても9月24日から接種を開始するというので、今もう準備を進めて実施しているところであります。まずは、ワクチン接種による重症化予防、また一定程度の感染予防というのもございますので、ワクチン接種に関しては副作用もございまして、その辺のメリット・デメリットを十分考えていただきながら、そういった周知をしながら実施していただき

いと考えております。

また、30代の方が多いということに関しましても、11歳未満の方が感染して家庭内での感染が広がってもいたのかなということでは私としては考えておまして、そのために家庭内における感染予防ということで周知のチラシを作成したり、ホームページ、LINE等で周知をしてきたところではありますが、まずはそういった感染対策を家庭内においてもしっかりしていただく、またオミクロン株に対応したワクチンにつきましても、現在流行しているオミクロン株に一定程度の効果があるということではおっしゃるので、そちらのほうの検討はしっかりして接種していただきたいと考えております。

以上です。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議員おっしゃるとおり、生活保護を受けている世帯に対しては冬季加算というものがございます。今回の灯油購入費助成事業については、低所得世帯で高齢者や障害者がいる家庭について経済的負担が大きいということで、その世帯に対して世帯の支出の軽減を図るという目的で実施するものですので、生活保護世帯は該当しておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） コロナ感染の予防ということでは、家庭内感染が結果として10歳未満などに感染者が多くなってしまっているのではないかというお話がありました。このたび、新庄まつりの中で若連の方がコンビニでマスクを着用しないまま入って、そこの職員からマスクをお願いしますと言われたのに、職員に暴力的

行為があったという話がありました。この若連の方は若い方が多いと思います。コンビニにとっては……

高橋富美子議長 佐藤悦子さんに申し上げます。

ただいまの質問は議題から外れておりますので、質疑の際はそのことを踏まえて、質問の趣旨を明確に発言してください。

1 番（佐藤悦子議員） はい。言いたいことは、コロナが8月特に増えました。このコロナ対策として予防を頑張ろうというふうに市民に広げたと思うんです。しかし、緩みが出ていて迷惑をかけた場合もあったということです。そういう緩みがないように、予防の立場からマスクは必要だというようなことを健康課のほうからもやはり市民の皆さんに、特に町なかで若い方にそういうことがあったので、マスクというのは非常に大事だと。特にコンビニにとっては、マスクなしで来る方は困るわけですが、そういう方は、お酒なんかを飲んでいて祭りで緩んでしまったと私は思います。そういうことのないように、予防対策としてマスクは必要だということも健康課として言う必要があると思うんですが、どうでしょうか。

高橋富美子議長 すみません、佐藤悦子さんに再度申し上げます。質問は、議題について具体的に示して質問をお願いしたいと思っております。（「では、終わります」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

1 4 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

1 4 番（石川正志議員） 9月定例会で初めての発言になります。よろしくお願ひいたします。

補正予算書25ページ、8款6項2目雪総合対策事業費、この1点だけお伺ひいたします。金額的には980万円強となっておりますが、主なものは、流雪溝の水を上げるための電気代であったり委託料であると思っておりますが、なぜ9月の補正になったのか。事業の内容について、最初

にまずお伺いいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 雪総合対策費の光熱費、また施設管理業務委託料等に係ります補正の予算について御質問いただきました。

この補正の内容につきましては、例年でございますと、流雪溝の最上川用水の利用開始という時期に関しまして、1月に入ってからの用水をこれまでしてきたところでございます。昨年度から供用を開始しました金沢地区などに関しましては、農業用水からの用水が全て流雪溝の用水に必要であるということで、降雪期となります12月の中旬からこちらのほうへ用水をさせていただきたいということで、そのための電気料、また施設の管理委託料ということで、前倒しをした形での供用に向けての補正予算を計上させていただいたところです。

以上でございます。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 課長、私が次に何を言うか多分想像つくと思うんですが、流雪溝に関するものは若干遅れている感じはあるものの、随時事業を展開し、流雪溝自体のものは計画より遅れているものの進捗していると。今回の補正は一部、今の話でだと限定的と。新しく県と多分合同でやられた部分の地区のための水の供給であると。これは今課長が言われたとおり、最上川から取水するのは大体同じ1月中旬ぐらいですね、早くて。市のほうも積雪深が1メートルを超えて120センチメートル近くなって、150センチメートルになれば豪雪対策本部が立ち上がって発動する要件を、連絡協議会発足同時に合わせて事業のサービスが始まると。

つまり、何を言いたいかということ、これまで流雪溝が整備されてきた地区に関しては、1月の25日あたりが今年のピークがあると、早く

流してくださいというような多分要望、原課のほうにも随分寄せられていると思います。いざこれまでの流れでいきますと、1月後半ぐらいから流すために、電力会社との契約等もあり、あとは12月早々に流す部分に関しては、費用対効果という部分で若干落ちるというところで見送られてきた経緯がある中で、今回の説明の中では、新しく供用開始される部分に関しては水がないので、それに対応するためのものだという説明でしたが、既存の今も町なか、流雪溝が整備されている部分のそういった住民の要望があれば、そこにも水量を少し回して配水、その辺配る余地があるのかどうか、お伺いいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今回の補正の部分について、既存の施設への対応も可能かということで御質問いただいたところです。

これまでも流雪溝の用水に関しましては、既存の河川からの用水も含めて冬期間、渇水期になってきて水が少なくなった場合、その河川に対して最上川の用水を補水して流雪溝へ用水していたという流れの中で、既存の流れもそれなりにあったものがこれまでの流雪溝の事業区域ということでございました。

昨年からの金沢地区に関しましては、既存の流水がないということで、昨年につきましては、例年どおりの1月からの用水ということで計画させていただいたところではありますが、その状況では大変支障が出る区間ができたということで、今回12月からの用水ということで前倒しをさせていただきたいということで計画しているものでございます。

また、既存の流雪溝の状況につきましても、常時、流水の状況、また用水される河川の水量なことにつきましては、常に状況の把握をさせていただきながら、その日に必要となる最上川

の用水量を調整させていただきながら、運転させてもらっているという状況でございます。必要に応じてその用水量を変更しながら運用するということになりますので、既存の施設に関しましても、その12月の状況によって水量が不足している場面があれば、その部分に補水をするということも可能ということで考えておりますので、今年度からまた改めて12月中の用水をさせていただきながら、利用していただく方への利便性の向上に努めていきたいということも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

以上でございます。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 今の答弁を聞いて安心されている方がたくさんおられるのではないかと。せつかく12月、1月から前倒して、12月中旬からやるわけですね。ですから、どかっ而降ってから雪を解かすよりも、やはりある程度一定量を予算の範囲内で流していただいたほうが、市民の皆さんが困って都市整備に電話をかける件数は多分減ると思われまふので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

6番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

高橋富美子議長 押切明弘さん。

6番（押切明弘議員） 私のほうからは3点ほどお願ひします。ページの若い順から行きます。

最初、11ページ、21款4項4目雑入、旧看護師養成所建設用地の前地権者負担分、マイナス438万円とありますが、これについて改めて詳しい説明を聞きたいと思ひます。

その中でも一つです。この土地を売りますよということて以前説明ありましたが、そのときに買いたいというか、そういう人がいるんだというふうな発言もありました。今、その状態、

どこまで話が進んでいるのか、併せてお願ひします。

次に、15ページ、2款1項12目総務管理費のうち地域公共交通対策費、これは218万2,000円の増とありますけれども、まちなか循環運行バス、これは年間、私が考える限り、予算って動かないかなと思ひていたんですが、218万円、小さい金額ではないものですから、なぜなのかということて説明と。

あと現状、私も市内を車で通ると、1日に1回とか3日に1回とかそのバスと会いますけれども、空っぽの状態が非常に多いなど。これは去年も質問しましたけれども、成果表では、決算では大分人数は増えているんだというものの、私だけではなくて、一般市民の方も空っぽのバスの状態が多いという話をよく聞きます。何かもっと人が乗れるような対策、具体的な対策、何か方策ありますかということをお聞ひします。

3点目、21ページ、6款1項1目農業委員会費、嘱託登記補償金2,684万2,000円、これについては当時申請をした人、これは確定された人数がいるでしょうから、金額が出たということは何人いらっしゃるのか。1人当たり、登記料相当ですので、数万円だと思ひますけれども具体的な金額、お一人当たり、1件当たりどれくらい補償するのかと、あと相当の数いらっしゃると思ひます。これは補償が完了するまで相当な時間かかると思ひますが、どれくらいの時間を予定しているのか。半年かかるのか、1年かかるのか、その辺をお聞ひします。

以上、よろしくお願ひします。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 それでは、私のほうから旧看護師養成所建設用地の前地権者負担分ということで、11ページのことをございますけれども、実際にページ数、13ページの歳出のほうも、同じように減額させていただいているところをございますけれども、いわゆる旧看護師養成所建設用地の産廃の調査の委託分と、それから実際に出てきた部分の処分ということで費用が確定したことによりまして、今回減額補正させていただくものでございます。

実際に調査した部分についての費用については、37万8,400円ということをございます。また、産業廃棄物の出た部分の処理分としましては、処理費用としまして24万2,000円ということで、合計62万400円ということで、思いのほか数字的には金額等が出てきませんでしたけれども、これら62万400円については前地権者のほうに請求をさせていただくということで今回歳入のほうに計上されているものでございます。

それからあと、実際の用地に係る売却の話をございますけれども、このたびそれらの土地をきちんと整理した上で公募という形でさせていただいたところをございます。公告期間は、令和4年8月18日から令和4年9月15日までの約1か月間を公告しております。これらについては、市報、お知らせ版、市のホームページ等でお知らせしまして行ったところをございます。この間、1件だけ電話等の問合せがございました。内容については、前の価格は幾らだったんだという話で、実際に公募価格との部分でそういった金額の部分での問合せが1件だけありましたが、実際には募集には至らなかったということをございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

高橋富美子議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、私のほうからは、14ページから15ページにかけましての市営バス運行事業費ということで、まちなか循環線の運行負担金218万2,000円についての御質問に対してお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、関連いたしまして11ページのほうの歳入になりますが、11ページの一番下段の雑入のフィーダー系統確保維持費補助金というものがございまして、こちらのほう同額となっております。こちらにつきましては、この歳入と関連してまず御説明いたしますと、幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続する路線、または交通不便地域の移動確保を目的とした路線運行の支援をする制度となっております。まちなか循環線該当路線になりますけれども、こちらの赤字額の2分の1を補助される仕組みとなっております。

こちらにつきましては、これまでは直接バス事業者のほうに交付されておりました。運行負担金をバス事業者が市に請求していただく際に、この補助金を相殺して差し引いた額を請求していただいたものですが、こちらが制度改正になりました。市のほうに直接交付して補助金を支出するという仕組みになったものですから、歳入のほうで受けて歳出のほうで支出するというふうな形での同額の予算となっております。

あと、バス乗車されていない部分の対策ということになりますけれども、決算委員会のほうでも若干触れさせていただきましたけれども、令和5年度の県立病院の開業に向けて、ルートの変更でありますとか、ダイヤの改正といったことでまた見直し等を行う予定としております。そういった部分も含めて、まずは周知して、市民の方々にそういった路線とか、あと時刻等をまず覚えていただいて、知っていただくというところ、あと、知っていただくとき常時リピートといいますか、乗っていただいている方も今現

在いらっしゃるようですので、まずはそういった部分で周知に努めて、さらに乗車していただけるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

横山 浩 農業委員会事務局長 議長、横山 浩。
高橋富美子 議長 農業委員会事務局長横山 浩さん。

横山 浩 農業委員会事務局長 嘱託登記補償金についての御質問ですが、該当者数でございますが、個人で530名、3法人となっております。また、1人当たりの金額でございますが、こちらは各年度ごとに複数件処理している方、あと複数の筆を処理している方がいらっしゃいますので、1人当たり幾らという計算というか、平均の数字は出しておりませんが、一応補償金の算定の基礎として、もう既に廃止されておりますが、司法書士報酬基準というのがございましたので、そちらを参考にさせていただいて設定させていただいております。

基本報酬、手続報酬、附属事務報酬、あと書類提出代行手数料というのがございますが、そちらを合算した2万5,300円、こちらを一応基準額として、それに筆数加算、あと、こちらの今の金額は令和元年度からの金額とさせていただいております。それ以前の金額につきましては、その年度の消費税相当額、ただいまの金額が令和元年度からの10%税込みの金額とさせていただいておりますので、それ以前の年度につきましては、その該当する年度の消費税を乗じた金額とさせていただいております。

あと、処理の時間につきましてはですが、今回、補正予算が通りましたら速やかに手続を開始し、今年度中に全部支払い手続を完了するようになりたいと思っております。

以上です。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。
高橋富美子 議長 押切明弘さん。

6 番（押切明弘議員） 説明どうもありがとう

ございました。大分分かりました。

ただ1点、最初に質問した旧看護師養成所、今度は跡地になりますけれども、今の課長答弁だと、応募が1件、それも電話でちょこっと話があった程度ということのようですけれども、もうこれを売るという話の段階では、何かこうある人が、どなたか分かりませんよ、買うんだと、買いたいんだと、だから売りますと。何かこう話がそんなに時間がかからないで進むのかなど。かつ、あのときは当時取得した金額と今回売れる金額もそう差はなく、ごみの処理分は動くかもしれないけれども、そんなふうに出た金額は取ったんだけれども、今の話を聞くと、もう一からやり直し、ゼロからスタートというか、一からのスタートというか、これは相当時間がかかるね、そうするとね。時間がかかるし、これは単価も大分下げなければならないと思うんですが、どう思いますか。

荒澤精也 財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子 議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也 財政課長 話、ちょっとそれぞれ聞き取り方が違っていたと思いますけれども、前に全員協議会の中でこの話を一番初めにさせていただきました。その段階では、まず今まで利活用計画、活用等の検討委員会の中でいろいろと検討してきたわけですが、まずは公有財産管理の基本原則に立ち返って、一旦は売却、皆様方に広く売却という話も当然ありだろうというようなことで、まずは公募における売却をさせていただきたいというような話をさせていただいてございます。

そのときに全協でもお話しさせていただきましたが、もし売却に至らなかった場合は、いまだ一度、活用等検討委員会にもう一回差戻しではないですけれども、その中でさらに検討をさせていただきたいというようなことでお話しさせていただいたというようなことでございます。当時、問合せ等は当然あったんですけれども、

今回実際に当時の買った値段が4,310万1,000円ですか。このたびの公募をかけた値段が4,270万円ということでございましたが、実際に問合せ等はあったんですけども、値段の折り合いがつかなかったのか、実際には応募がなかったというような状況でございます。

これから、それぞれ今まで活用等検討委員会の中でもいろんな形でどういった活用がベストなのかというような議論もしてきましたので、いま一度、もう一回そちらに戻した形で再度詳しくそれぞれ検討していきたいというようなことでございます。よろしく申し上げます。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 私からは1件だけお尋ねいたします。

14ページの7の企画費、決算でもお話しさせていただきましたふるさと納税についてです。ここではふるさと納税と企業版ふるさと納税を一括で質問させていただきたいと思います。現在ふるさと納税の寄附金はどのくらい集まっているのでしょうか。また、企業版ふるさと納税は何件ぐらいで幾らほどなのかについてお尋ねいたします。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

高橋富美子議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 今年度のふるさと納税寄附金の今の状況というところでございますけれども、約3億円という形になっております。あと7か月で予算10億円設定しておりますので、単純計算で7億円といえますと1か月1億円ということで、決算委員会でもちょっと予算をクリアするのは厳しいかなと感じているところではあります。

そういったことを受けまして、今回の補正予算で、まずはふるさと納税事業費につきましては広告料を200万円上げておりますけれども、

この部分で募集に係る経費の上限額があるんですけども、それにまだ達しておりませんので、そのうち200万円を活用して広告を出していきたいと考えている部分です。

あと、企業版ふるさと納税につきましては、どれぐらいかというお話ですけども、今年度につきましては、実際寄附いただいているところについては1億円という形になっておりますが、こちらにつきましては決算委員会で若干お話しさせていただきましたけれども、こちらから待っている中で1億円頂いたという状況になっておりますので、このたび新たにふるさと納税企業版のほうの事業費を設けさせていただきまして、委託料につきましてはダイレクトメール等を送付する委託料でございます。また使用料につきましては、ポータルサイトのほうの企業版で募集をかけるサイトの使用料という形で、新たに企業版のほうを積極的に募集していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ゆかりのある企業に本市とのつながりを深めていただきたいと心から思っております。一回で終わりにせず、引き続き寄附していただけるように、つながりを途絶えさせないように工夫していただきたいと思います。この点についてお考えをお願いいたします。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

高橋富美子議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 今、庄司議員のほうからいろいろと御意見をいただきましたけれども、企業版を今回改めて立ち上げる中で、やはり本市にゆかりのある企業とか、あと本市の特定の事業なんかも掲げていった形で、その事業に興味のある企業のほうから寄附を頂けるとかいった部分もぜひ積極的に努めてまいりたいと考え

ておりますので、よろしくお願いいたしたいと思
います。

以上でございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 最後となります。先日、
新庄まつりの地酒を市内の酒屋から教えていた
だいて、知人や家族に贈ったところ大変喜ばれ
ました。このようなコラボ商品を製作すること
は大切と考えております。企業と企業を結びつ
けて、よりよいものをつくり上げてほしいと思
います。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

15 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15 番（小嶋富弥議員） 29ページの10款教育費
のふるさと歴史センター事業、新庄開府400年
記念事業についてお尋ねします。

この事業は、申すまでもなく、戸沢政盛公が
新庄城を築城して2025年で400年になると。そ
のための事業だと心得ております。その内容は、
今まで新庄市の歴史や文化、まちづくりを振り
返り、郷土への愛情と誇りを高め、さらなる発
展につながるためにこの事業をするというよう
なことだと思えます。また、その中で「受けつ
ぐ想いが、未来をつくる。」というような本合
海小学校の伊藤りのんさんのキャッチフレーズ
も発表がありました。大変わくわく感を抱くよ
うなキャッチフレーズだと心得ております。

そこで、この総合アドバイザーの今村先生の、
一昨日ですか、まつり旅の国元凱旋、ファイナ
ルゴールがありました。大変、私も参加させて
いただきまして、よかったなと思っております。
それに関して、職員の皆さんが非常に献身的に
働きになったと、協力したということに対しま
しては心から敬意を表するものであります。

また、その内容は、地元新聞をはじめ大手新

聞も翌日、新庄の情報を発信していただきまし
た。聞くところによりますと、北海道や広島か
らもお見えになった方もいたということで、非
常に新庄の情報発信に寄与したものだと思っ
ております。

そこで、このふるさと歴史センター400年記
念事業の委員会負担金の内容、105万円です
か、そんなに大きい金額ではないですけれど、そ
の内容を教えていただきたいと思えます。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 議員おっしゃったよう
な形で一昨日行われました今村先生のまつり旅、
議員の皆様から多数お集まりいただきまして誠
にありがとうございます。先生からも、この新
庄をゴールにして本当によかったと大変喜んで
いただいたと。新庄であのような形で400名以
上の方から待ち受けていただいたことは、本当
に先生としてもうれしかったというふうにおっ
しゃっていただいていたところございま
す。

こちらの開府400年に関わります負担金につ
きましては、大変申し訳ございません、先生か
ら5月の段階でキックオフイベントということで、
開府400年に関わるトークショーを開いて
いただきまして、先生からも開府400年の総合
アドバイザーということで関わっていただく中
で、先生をお迎えする事業にこの負担金の中で
先に使わせていただいた部分がございまして、
本来今年度する予定でありました公式のプロモ
ーションの制作とか、プロモーションビデオの
関係の費用の部分について今回補正させていた
だくところでございますので、よろしくお願
いいたします。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） 私から1点お願いま

す。27ページの10款2項1目になると思います、沼田小学校、明倫中学校と解体が進み、その附帯する工事も順調に進んでいますけれども、1点、北辰小学校の件であります。生徒もいなくなり、そのままなんですけれども、これから冬期間を迎えるに当たって、学校周りの環境のことについてお伺いしたいんです。

ここの中では施設管理に入るのかなとは思いますが、例えば生け垣であったり、桜の落葉であったり、様々な生徒がいなくなることで処理し切れないところを、シルバー人材センターさんであったり、地元の方であったりというところをお願いしているところはあると思うんですけれども、やや校舎の中にあるあのカーテンがもうちょっと薄れてきたりとか、そういうふうなところが見えつつあります。もうじき北辰小学校にもいよいよというところにはなるとは思うんですけれども、それまでの移行の間、やはりきちんとしていただくことで、地元も含めあそこを通る方々にもそういうふうな校舎に見えないような管理をしていただきたいんですけれども、その点に関して冬期も含めてそういうふうなところを今後どうしていくのか。現在も様々管理はしていると思うんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 北辰小の校舎の部分につきましては、今後解体の方向で考えてございますけれども、それまでの間、やはり周辺の方々からも、カーテンが開いていて中が見えるというお話もありましたので、カーテンは閉めさせていただいておりますけれども、見栄えの点で若干見劣りするということもございしますが、きちんと管理を継続してまいりたいと思います。

また、冬期間の管理につきましても、植栽もございしますので、きちんと雪囲い等もしまして、安全な状態で管理させていただきたいと考えてございます。

5 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

高橋富美子議長 今田浩徳さん。

5 番（今田浩徳議員） やはりどうしても表のほうは見えるところでもありますし、できればやはりカーテンを替えていただきたいなど、そんな小さな話なんですけれども、あと裏側のグラウンドを含め、やはりもう生徒が歩かないというか、全然もう手つかずの状態になりつつあるので、やっぱりそういうところの安全管理を含め、夜というか日中も結構遊んでいる方々も見えますので、やっぱりそこら辺の管理もしっかりしていただきたいと思いますので、併せてよろしくお伺いしたいと思いますけれども、そこはしっかりやっていただけるようお願いしたいと思います。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 21ページ、6款1項1目農業委員会費、この中の嘱託登記補償金について質疑いたします。

こちらについては、新聞発表にもあったとおり、また会派代表者会においてもこの処分について報告は受けております。この中で、農業経営基盤強化促進法というのは、市長の権限に属する事務であります。農業経営基盤強化促進法に基づいて、農用地の利用権設定等促進事業の所有権移転手続について、長期にわたって不適切な事務を行っていたということが、今回5月に市民の方の文書で分かったと、そして判明したと。

そして、この不適切な事務処理の処分については、農業者が支払った所有権移転登記費用の相当額を補償金として支払う、これは先ほど押

切議員が質疑して返答いただいた件数であり、金額であるということなのですが、その中で、この報告の中でまずお伺いしたいのが、その業務の管理監督に当たってきた現職の職員4名の戒告の懲戒処分があったと。これによって、一応この責任を明らかにしたのかなとは思いますが、すけれども、しかしこの経緯を踏まえていきますと、これまで特例によるこの嘱託登記、この特例による所有権移転手続を事務局職員が行った事例が過去に5件あったと。これについて、どういったものであるのか、この説明はちょっとありません。

この5件について、通常であれば新庄市の方法は、司法書士を介して市からの委任状で嘱託登記していると。これが常態化していたんですが、本来の特例の嘱託登記が可能な場合とそうでない場合、この5件というのはどういった事由、申請者が請求をしたのか。しかし、した場合、請求者はどうやってこの請求ができるということを知ったのか。そういった、もっと具体的に伺いたいんですが、まずそのことを伺いたいということと。

そして、また報告書の中には、本市農業委員会が事業開始時に政令の見落としがあったものと推察されると記述してあるんですね。これは本市農業委員会がと説明しているんですけども、この農業経営基盤促進強化法というのは市長の権限に属する事務です。そして、この市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委託しているということにすぎません。事務の管理執行の権限者である市長が、農業委員会に委託した事務がこのように不適切に行われていたということを、市長はいつ知ったんでしょうか。

今から約13年前、これ調査をされているのかわかりませんが、市民からこれが特例の嘱託登記でできるということ、これを指摘されていたと思うんですね。にもかかわらず、その当時これをなぜ是正できなかったのか。そして、

しなかったのか、できなかったのか、それも伺っておきたいと思います。

そして、組織として農業委員会の事務を掌理する立場にあった管理職として責任は重いと処分についての理由を書いておりますが、農業委員会の職員、元職、現職、懲戒処分を行っているんですけども、市長の補助機関としての事務を執行管理するに当たって、なぜ職員の補助執行が適切に行われていなかったのでしょうか。また、農業委員会会長の指揮を受けて事務に従事する職員の事務がなぜ適切に行われていなかったのでしょうか。適切に行われていなかったということについてどのようにお考えであるのか。そして、職員の懲戒処分という形になっておりますが、市長として、そして農業委員会の会長として、これをどのように考えて、そして責任を取られていくとお考えであるのか、お伺いしたいと思います。

横山 浩農業委員会事務局長 議長、横山 浩。
高橋富美子議長 農業委員会事務局長横山 浩さん。

横山 浩農業委員会事務局長 それでは、叶内議員の御質問にお答えします。

まず、途中で5件の特例による事務処理を事務局内で行った経緯でございますが、こちらのほうは、農業者の方が制度を知っていたということで申入れがあって処理したと聞いております。また、13年前の経緯につきましても、こちらも農業者の方が制度を知っていて、事務局の職員に申し出たということを取り握っております。

あと、その経緯についてはそういうことでございますが、今まで不適切な事務だったかどうかということでございますが、やはり前例踏襲で、思い込みで事務を引き継ぎ処理されてきた結果、こういう結果になってきているものと認識しております。

私のほうからは以上でございます。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 このたびの責任ということでございますけれども、まず懲戒処分審査会をこのたび開きまして、その中で現職にある職員の中で、元といいますか、当時その農業委員会の管理職であるものについての処分ということで行ったところでございます。

なお、なぜ補助機関として執行していたのに適正に行われていなかったのか、また、その補助機関としてのその元となる責任というようなことを問われているのかとは思いますが、まずこちらの事務につきましては、委任事務といったものを対応させているところがございます。こちらにつきましては、地方自治法の180条の2として、執行機関として委員会に対し、市長の権限に属する事務の一部を委任するものとしていただいております。

なお、この委任につきましては、受任者が専ら自己の責任において処理するものであって、普通公共団体の長においては、自らこれを処理する権限を失うものというような内容となっております。このたびの事務の不適切な執行につきましては、当時の管理職においての責任ということで懲戒処分を行ったところでございました。

以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） ただいま新庄市の事務委任規則に基づいて総務課長、御返答いただいたんですが、この農業委員会への委任ということでここに書いてあります。しかし、この内容によって、ここで言っているのが、第18条に定める農用地の利用権設定等促進事業に係る事務処理に関する事。この18条を見ていったときに、その促進法では18条は何を定義していますか、その条例の中で。その確認されていますか。

そしてまた、先ほど委任を、市長権限に係るこの事業を農業委員会に受任している。だから受任者がその責任があるとおっしゃったんですけれども、これは平成16年の例えば法改正によって、市民のほうから訴訟が起きたといった場合に、その受任者である農業委員会が訴えられた、訴訟を提起された側のものとなるのか、それとも委任した市のほうが提起される相手方となるのか、どちらなのでしょう。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 訴訟事務、訴訟といった場合ですけれども、この委任といった事務の関係につきましては、委任されているときにはその受任者が受けるということになっております。

以上です。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 18条に規定している事務についての御質問でございますけれども、18条に規定の内容というよりも、包括的にその事務について委任しているという理解に立っているところであります。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） そうすると、そうするとというか、この18条に包括的にということが、確かにここに係る事務を処理することに関することと書いてあるので、当たらずも遠からずなのかもしれませんが、今回この中で、今後の防止策として法令遵守の意識を強め業務を行うとあるんですけれども、そもそも新庄市の場合の行政委員会に対する事務の委任の規則については、自治法180条の2及び自治法180の7において、もう一度制度をしっかりと見直して、行政委員会との協議をし直す。そうしますと、農業委員会がすべきことが明確になります。そして、補助機関が、職員の方がすべき仕事も明確にな

ってきます。そうしていかないと、また同じことが経年の中で起こってくる。

法の解釈ということについては、一人一人その受け取った内容によって解釈していくことが変わってくる場合が多々あるのではないかなと。今回の登記の政令のほう、この強化法の、その中で申請者が請求できる。このできるというのは、国から見たときのできるという言葉であって、市町村は必ずしなければいけない状況であったはずなんですよね。それをその法の解釈できちんとしていかないと、また同じことが起きてくる。これがここだけではなくて、農業委員会だけではなくて、いろんなところで起きているのではないかなと思うんです。今回を機にして、見直すところはしっかり見直していくべきではないのではないかと提案したいなと思います。

職員だけが一方的に、一方的にというわけではない、審査をして相当だろうと判断をされたと思うんですが、しかし、職員だけが懲罰に値するものではなかったのではないかなと。そもそもその法令を一からちゃんと見直していくことが本当に必要なのではないかと思います。

また、先ほど課長ちょっと、私の理解が間違っていたら申し訳ないんですが、例えば仮に訴訟が提起された場合、受任した行政庁である農業委員会を被告として訴訟が提起されたことになるのか、それとも委任した行政庁である新庄市を被告として訴訟が提起されることになるのかということについては、平成16年の改正にその訴訟法であったかの改正によって、それが受任したほうではなく委任したほうだというふうな回答を私は得ていたんですが、今後本当にコンプライアンスの確立ということが非常に求められていると思います。多様化、多様化と複雑になってきたからこそ、しっかりと見直しをしていただきたい、そう思います。いかがでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 農林課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦農林課長 ただいまの事務委任の件に関しましては、こちらとしてもその法律に基づいて網羅していたというふうに認識しておりますが、改めまして他の自治体等の規則も見ながら、よりいい形で見直していければなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第15議案第46号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

高橋富美子議長 日程第15議案第46号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わってお

りますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第46号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第16議案第47号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

高橋富美子議長 日程第16議案第47号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第47号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第17議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)

高橋富美子議長 日程第17議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第48号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議員派遣について

高橋富美子議長 日程第18議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報編集委員6名を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報編集委員6名を派遣することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後0時01分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、今田浩徳さんが午後から欠席となります。

日程の追加

高橋富美子議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

（佐藤卓也議会運営委員長登壇）

佐藤卓也議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日、午前11時53分から議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第55号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第6号）について、議案第56号旧明倫中学校解体工事請負契約（令和4年議案第18号）の一部変更について、議案第3号生産資材価格高騰対策を求める意見書の提出についての計3件を本日の議事日程に追加することといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件、補正予算1件、議会案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件、補正予算1件、議会案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 3 分 休憩

午後 1 時 0 5 分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、追加日程に入ります。

日程第 19 議案第 56 号旧明倫中学校解体工事請負契約（令和 4 年議案第 18 号）の一部変更について

高橋富美子議長 日程第19議案第56号旧明倫中学校解体工事請負契約（令和 4 年議案第18号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第56号旧明倫中学校解体工事請負契約（令和 4 年議案第18号）の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、令和 4 年 3 月定例会において御可決いただき作業を進めております、旧明倫中学校解体工事請負契約につきまして契約内容を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により御提案申し上げるものであります。

変更の内容につきましては、契約金額を275万3,300円増額いたしまして、2億9,975万3,300円とするものであります。

この契約金額の増額につきましては、足場経費の見直しや産業廃棄物の減少などにより一部減額する項目もございますが、施工業者の調査により新たにアスベストの含有が確認された建材等の除去費用、地下埋設物数量の増加などにより、工事費全体としては増額するものであり

ます。

なお、解体後は、同校跡地に明倫学園のテニスコートや駐車場などを整備する計画となっております。

引き続き、安全面に十分に配慮しながら、解体工事も進めてまいります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第56号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） アスベストとか地下埋設物があったということで増額になっている理由にこれらを上げておりましたが、事前に契約させる前に、こちらの見積りの中でアスベストや地下埋設物について把握しておられたのではないんですか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 アスベストにつきましては、市のほうで事前に調査してございます。令和 2 年度ですけれども、実施設計の中にアスベスト調査の項目を盛り込んでございます。こちらにつきましては、本来法的には受注した請負業者のほうで調査が義務づけられているものでございます。

実施設計の中での調査でございますが、学校

を使用している間の調査ということで、今回新たに発見されたのが、屋根の屋根材の防水材、ルーフィングシートというものでございますけれども、そちらのほうは実際足場を組んで、屋根の上に乗って解体してみないと分からなかったということでございます。この部分が非常に大きな部分を占めてございます。

それから、埋設物の部分につきましては、やはり基礎の部分ということになりますけれども、基礎形状が設計図のとおりであればよろしいんですけれども、実際に体育館棟と管理棟につきましては、設計図よりもかなり大きな基礎が入ったというふうな部分でございます。それから設計図書等に記載していないものとしまして、マンホールや配管、それから明倫中学校の基礎と以前のさらに古い建物の基礎材のコンクリートも発見されておりますので、それらが増加の要因となっております。

以上です。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) この件に関しましては委員協議会等で説明されてきたと捉えておりますが、契約金額は分かりました。その後にテニスコート、それから駐車場等必要なものができるということです。このたびは金額だけの変更ですが、工期等には影響あるんでしょうか、ないんでしょうか。1点だけお伺いいたします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 こちらの工期につきましては、変更なく来月の末までに完成する予定で、現在順調に進めているところでございます。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号旧明倫中学校解体工事請負契約(令和4年議案第18号)の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第55号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第6号)

高橋富美子議長 日程第20議案第55号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第55号令和4年度新庄市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第55号令和4年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、補正後の予算総額を195億5,930万8,000円とするものであります。

このたびの補正の内容につきましては、行政代執行による北本町アーケードの除却に必要な費用を新たに補正するものであります。

なお、財源といたしましては、財政調整基金からの繰入金で充て、対応してまいります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第55号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) この件に関しては、委員協議会等、何回も開催させてもらっていたので、解体の中身までは私ちょっと触れませんが、行政が代執行した場合、費用は国税に倣って市が徴収するという観点から、代執行した後、どうなるんだろうということで質問をいたします。

解体費用に関しては国税並みとなっておりますが、イコール市税ではないということです。市税の場合、お支払いしてくださいねと納付書を差し上げて、一定期間のうちにお支払いできないと滞納ということになります。現在、市税の場合は滞納になったときに、滞納の利息ではないですけれども、その部分がまた付加されてくると。この場合、代執行した場合に、当該協同組合に対して支払い命令、今年度も出しておりますが、来年度あたり出す運びとなると。支払い方法に関しては、これまでも何回も今検討中であるという答弁をいただいておりますが、一定期間のうちにお支払いいただけない場合、こ

の場合どうなるのか、まず教えていただきたいと思っております。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 行政代執行の費用の回収について御質問いただいたところです。

これまで御説明させていただいておりますとおり、前段で実施しました代執行につきましても、今回補正予算として計上させていただきました代執行につきましても、実際に代執行が完了しました段階で、金額の確定をさせていただいた上で相手方のほうへ請求をさせていただくというふうなことで考えております。

実際には、これまでも御説明させていただいたとおり、一括での納付は難しいということでございますので、分納の計画を立てていただきながら回収していくというふうなことになるかと思っております。実際には、分納される金額をその年度年度ごとに確定させていただいたものをその年度ごとに請求をさせていただくという形で処理をしていく方向になるのではないかなと考えているところです。

これまでも協議をさせていただいている中で、前段で実施しました代執行分に関しましては、今現在のところある程度の金額ということでやり取りはさせていただいておりますが、この金額につきましても、今年度はできるだけ早い時期にその金額を確定させまして、また来年度以降も、実施される法人の決算に合わせまして、その内容について納付いただく金額を確定させて、その年度ごとの費用を請求していくというふうなことになるかと思っております。

滞納等に関しましては、その請求した金額に対して滞りような場合があれば、その金額に対して改めて督促をするなどという形での請求をしていくことになるのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

佐藤 隆 税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子 議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆 税務課長 延滞金の割合について御説明申し上げます。

延滞金の割合につきましては、2つに分かれています。納期限の翌日から1か月を経過するまでの間につきましては、令和4年の場合ですと2.4%になります。それ以降の延滞金の場合ですと8.7%になります。

以上でございます。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子 議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 8.7%、前多分、国税の場合は15%ぐらいだったんですよ。所得税とか、そこも同じなんです。それがひどいので、多分地方税法の改正で市税もそれに倣って半分程度までなっていると。でも、元が、工事確定すれば多少上下したとしても、このたび提示されているのは7,000万円、それから昨年度実施した部分を合わせますと、乱暴な言い方をすれば8,000万円弱でございます。10%になれば、その延滞がつけばもはや返せる額ではなくなるので、今回決算委員会拝聴してはいたけれども、歳入の部分に関しては適正な納める方法を確立しなければ公平性が保てないという議論があったんです。

その辺は最後のほうでまた答弁求めますけれども、ちなみに市税に残念ながら滞納が見られた場合、新庄市が窓口の補助金でありますとか、例えばこのたびのコロナの交付金の一部も入っていたと思うんですが、市税に滞納がないことという条件がついてきます。この場合、債務者となるのが、協同組合は法人なんですけれども、恐らく滞っているものの一つに入るわけです。そうした場合、市がこれまでのように市税の場合は、滞納者には補助を出せません、あるいは交付金を交付できませんと言っていたところを

踏まえると、来年以降の話になりますけれども、ここはどういうふうに考えればいいんでしょうか。

長沢祐二 都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子 議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二 都市整備課長 今回の代執行の実施に当たりまして、現在の法人の納税状況等のことも踏まえての御質問かなというふうにも思っているんですが、今回実施されます代執行に関しましては、あくまでも危険回避というふうな部分でございますので、税金の未納、滞納等にかかわらずしなければならぬ部分ということで判断しております。なので、実施におきましては、今回予算の御可決いただくことを前提といたしまして、速やかに実施をしていきたいと考えているところです。

また、今回の費用の回収につきましても、これまで御説明させていただいていただいておりますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子 議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 3回目で最後ですけれども、今私が求めた答えは違う。例えばこのたび、繰り返しますが、予算成立したとして、市が道路の安全管理上の問題を執行すると。請求は協同組合、協同組合イコール北本町の町ではないものの、例えば歩道の屋根がなくなった部分に関して、無散水のことを考えてねといった場合には、その協同組合の方も一部入っているんです。そうしたときに、本来であれば市に納めるべきものが納まっていない、これは市税と同様と考えれば、市税が滞納者は、市が実

質補助、全てではないですよ、あと交付金、これは該当から漏れる。そういった場合はどうするんですかと私は聞いたんです。よろしく願いしたい。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 失礼しました。

今後のまちづくりの観点というか、商店街、もしくは町内会としての組織の中でいろいろな活動を行う上での補助または交付金等の要請、申請等に対して対応できるかどうかというふうなことの御質問かと思いました。

現在、まちづくり商店街としての活動としましては、今アーケードを保有しております北本町昭和会という法人がこれまでも北本町の商店街として活動を続けられてきたということで認識しております。実際にはその昭和会自体がなかなか現実的な活動にまで至っていない状況が長く続いたということもありまして、所有しているアーケードの適正な維持管理ができていないことに伴っての天井の落下事故につながったというふうなことも、結果としてそうなってしまったのかなと考えているところです。

今後、アーケードが解体されまして、歩道の除雪、また今後の商店街の在り方に向けての動き出しが何かしら出た段階では、法人としての活動になるのか、また新たな形での組織づくりがされるのか、そちらについてはまた今後の動きかとは思いますが、実際のまちづくりに関しまして町内会からの要望、要請に関しましては、これまでどおり市としても対応もしていく必要があると考えておりますし、歩道の除雪等に関しましては、当然市道の除雪体制ということで、市が管理する道路の管理の一環ということで実施もしていく必要があるとは考えておりますので、町内会の生活に支障が出ないような形での維持管理、市道としての維持管理は今後も続けていくということで考えております

ので、よろしく願いしたいと思っております。
以上でございます。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 担当の委員としても本当に申し上げにくいのですが、今まで話をずっと聞いてきてやはり私もちょっと不安な部分が多々あったので、ちょっとこの場を借りて質問させていただければと思います。

まず、この代執行、これからありきで進んでいるのですが、これをやらないと本当にこの冬を越せないのかどうかというような、撤去に関してですけれども、全撤去という形で進んでいますけれども、これを部分的なもので、全国的にやはりこのアーケード問題というのがあって、いろいろな商店街が悩んで悩んで、例えば中小商業何とかかんとかという補助金とかがこのアーケード撤去に当てはまる、2分の1とかというのとか、3分の2とかというものもちょっと見えて、金額的にも大きいのでそういうような方向に持って行って、市からも補助をつくっていくみたいな流れでないと、ちょっと今の利息とか何とか聞いても、払っていいのかというのが非常に不安に感じるんです。

ただ、そこら辺はもう割り切ってしまうというのも変ですけれども、そういうような補助金を再度探してやれる暇はないのかどうか、まず1点。その余裕はもう全くなって、この冬に向けて撤去しないともう本当に危険な状態であるのか、もう一度確認させていただきたいというのが1点と。

あと、今、現状でアーケードあるに至っては、結局維持管理費というのは必ず出てきていると思うんです。街灯とかはなくなっても使えなくなってしまうけれども、それにかかっている維持管理費が、決算書を頂いて見ていることですので、その金額を問題なければ教え

ていただきたいというものと。

あと、法人であれば、代表がいなかったということで、ちょっとそこら辺があやふやなんですけれども、申告しているのかどうかですね。法人であれば、1年に1回申告しなければならないと思うんですけれども、そこら辺、まず3点、お伺いさせていただければと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 3点ほど御質問いただきました。

まず初めに、代執行の内容、すぐに実施する必要があるかどうかということでの御質問をいただいたところです。まずこちらにつきましては、昨年12月の段階の事故発生から、その後の昭和会における現状の調査の結果報告書なども踏まえまして、所有者のほうからしても実際に所有物の安全が確保できないということで、撤去を考えているという報告もいただいておりますので、実際には専門家が判断した内容からして危険な状態であるということを確認しての報告だったんだろうと受け止めております。

市としましても、その危険な状態のものをそのまま道路利用者の方に通行させるということは、非常に危険な状態のところを使っていたくということとはできないと判断しておりますので、今後降雪による負荷がかかる前に撤去したいということで考えての補正の上程だということで御理解いただければと思います。でありますので、今回の補正予算が御可決いただいた際には、速やかに実施していきたいと考えているところです。

2つ目、3つ目の御質問をいただいたところでありますけれども、これまでの法人としてのアーケードの維持管理費用についての実際の経費について、アーケードの費用に対して幾ら、そのほかの維持管理費について幾らという分け方までは出ていませんでしたので、こちらのほ

う、まだ手元に決算書もありませんでしたので、この場ではちょっと回答できないということで御理解いただきたいと思います。

また、法人としての申告とのことでございますが、法人でありまして、法人税等の課税もされているものだろうと認識しておりますので、申告については実施してきていたものだろうと認識はしておりますけれども、私としましては個人としまして確認していなかったもので、この場でちょっと回答はできないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

佐藤 隆税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 申告の有無につきましては、税務のことでございます。守秘義務に該当するかと思っておりますので、この場での回答は差し控えさせていただきますと思います。

9 番(佐藤文一議員) 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番(佐藤文一議員) もう緊急にやらなければならないということであれば、そういう話に切り替えなければならないのかなという形ではあるんですけれども、実際今後ですけれども、この代執行した後に、例えば国でそういう補助金をつくって補助を大々的にするといった場合、その代執行した後というのは対処できるのかどうか、まず1点お伺いしたいのと。

また、今後解体した後、やはりこの改修に向けてというもので、ここは商工観光課の話になるんでしょうけれども、商店街の活性化に向けて、アーケードを取ってからの活性化になったという事例もよく聞きます。新庄の北本町なんかも特に建物とかは古いものも残っていて、取ればかなり見栄えのいいものもきれいにすればあるかと思うんですけれども、そういうような、今後歴まちも使いながら新庄はやっていくということもあるんで、そういうようなものを

ておりますので、現実的に今現在の状況のまま
でその動きが受皿として成り立つかどうかとい
うことについては、若干疑問な点が残る部分
があるのかなと認識しております。

その辺がうまく働きがあって、今回の解体も
併せて事業化などというふうなこともできる
のであれば、それにこしたことはなかったの
かなと考えているところではありますが、先
ほど申し上げましたとおり、法人からの報
告書の中でも、施設の安全性は確保でき
ていないということもありましたので、
できるだけ早い時期に解体をするとい
うことで道路管理者としては命令も
出しているところでもありますので、代
執行において実施していきたいと考
えておりますので、その辺も御理解
いただければと思います。

以上でございます。

高橋富美子議長 ほかに。（「議長、撤回を願
います」の声あり）撤回、先ほどの件
ですか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 8 分 休憩

午後 1 時 3 9 分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いた
します。

ほかに質疑ありませんか。

15 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15 番（小嶋富弥議員） これは決議も
得ない为什么呢けれども、もし業者
の入札はどのように、随意契約で
やるんですか、一般競争入札で
やるんですか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今回、補正予
算が可決されました段階での事業
の発注の方式ということでござ
います。

これまでの説明の中で説明してきた
部分も一部ございますけれども、今
回の案件に関しまし

て、設計書という資料が手持ちで
ございません。この中で工事請負に
関する一般競争入札ということに
関しましての手持ちの資料が不足
し過ぎている、十分にそれを基に
して積算ができる根拠として示
せるものがないということがござ
いますので、それに準じた形で仕
様書を作成いたしまして、複数業
者の見積りをいただきながら、
その価格の多寡によって業者を
決定するという手順を踏んでいき
たいと考えております。

その基になるものといしましては、
現在、上物で見えている部分、
また参考にできる一部の図面等
の参考資料を提示させていただ
きまして、実際の解体する物件
の数量等を示させていただいた
ものに関しての金額の多寡を
求めた上で、その見積りの価格
の低いところから選定していき
たいと考えているところですので、
御理解いただければと思ってい
ます。

以上でございます。

15 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15 番（小嶋富弥議員） やはり公
共的な事業ですので、公平公正
というのは分かっている、釈迦
に説法かもしれませんけれども、
やはりこれだけのいろんな議
会の中でも議論を重ねた案件
ですので、やはり我々プロで
ないんだから、積算なんか分
からないんです。分からない
と言っていられないんですか
ら、やっぱりその辺が納得
できるような資料と、やはり
誰でも納得するようなもの
をつけて、そしてやはり公
正な業者を選んで、市民の
皆さんもそうだなというよ
うなことに徹してもらいた
いと思うんですが、いかが
でしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 事業の
発注に関しましては、議員
おっしゃいますように公平
性を担保できるような設計
の資料、積算に係る資料を
まとめた上で、その内容を
仕様書としてまとめまし

て、そのまとめた資料を基に複数業者の方から見積りをしていただくということで、競争入札に準じたような形での資料をまとめまして、その上での発注を行いたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 確認させてください。

今回、仮に代執行を進めることができない場合、そしてその中において第三者が損害を被った、受けた場合、市としての立場というか、市はどういった立場になるでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今回補正予算を計上させていただいて、代執行に向けての御説明と併せまして、皆様のほうに御審議をお願いしているところでございます。それを前提としての代執行ができない場合というふうな御質問なんでしょうか。仮にこの予算が否決されたらということなんでしょうか。代執行ができるような形で予算化させていただきたいということで今回説明もさせていただいたところです。実際にこのまま、もしくは今の状態で仮に事故が起きてしまった場合、代執行ができないからということではなくて、仮にそれが起きてしまった場合、一義的には所有者の責任ということで責任が問われると認識しております。

ただ、新庄市としましても、道路の占用物件として許可を出している以上、その実態の把握、また指導していくという責任はありますので、その責任において所有者に対して命令を発出しているということでございます。そのような責任の中で代執行が必要ということで、皆様にも説明させていただいている状況でございますので、その内容で御理解いただければと思っております。

ります。

以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） もしそうである場合、問題になってくるのが、公益に反する危険な状態を把握していたにもかかわらず、執行が何らかの理由でしなかった、できなかったといった場合、これが国家賠償法のところから見た場合、これは行政の不作为というふうな観点になってくるかと思うんですね。

そうすると、先ほど来、質疑がある費用の回収というところがあるんですけども、では費用が今後話し合いの中で、協同組合も代理人を立てて市と協議を進めているとは思いますが、その中でも費用を回収できない場合、その協同組合が所有している財産について、差押えであったり、もしくは差押えの処分をした後の売払いであったり、そういった手続まで進むという、その考えを市はきちっと持っているのか、いないのか。その点まで伺っておきたいと思ひます。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 実際に行政代執行をしなかった場合、何らかの形でできなかった場合という仮の御質問もいただいたところですが、そうならないようなつもりで今回計上させていただいて、代執行させていただきたいということで提案させていただいているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、費用の回収につきましても、今後その回収に向けた分納の計画については協議を進めていくこととなっております。最悪、その回収が滞る、またはできない場合についての差押え等の手続についても視野の中に入っているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番(小野周一議員) 私から2点ほどお聞きします。

1点目は確認ですけれども、その財産は昭和会のものですよね。この7,000万円の中に、鉄骨関係のあれはどう見ているか。それを一点確認したいと思います。

あと一点は、ここで議決になっても、すぐ工事ができるわけではありませんよね。しかし、議員の中から事故が起きたらどうするんだという大変重要な質疑もありました。であれば、やはりそんなに危ないとすれば、今日からでもあそこを通行止めすればいいんじゃないですか。そして、行政代執行を受けて速やかに撤去するというそういう考えがあると思うんですけれども、今そういう提案があったんですから、やっぱりその辺のことも考慮したらどうですか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 現在のアーケードの所有財産としての位置づけとしての御質問、また事故が起きる前の通行止め等の対応の仕方ということで御質問いただいたところです。

初めに、財産としての位置づけとしましては当然、所有者である北本町昭和会の持ち物であると認識しておりますし、そのとおりであると思っております。代執行に関しましても、その業務の内容といたしまして、本体の解体と併せて鉄骨材料等の材料の処分等についても当然関係する部分でございます。

現在、市のほうで見積りを徴取している内容につきましては、実際の解体の作業と併せて、鉄骨材のスクラップ費用、買取り費用ということになるかと思っておりますけれども、その費用を差し引いた金額で見積りを徴取しております。なので、鉄材もしくはスクラップの材料の売買価格等もございますので、その値上がり、値下がりということもございますので、発注時期に

よってはその金額が上がったり下がったりする部分も一部出てくる可能性があるとも認識しておりますので、その辺も踏まえて、発注の段階ではその時価に合わせた形での精算ということも必要になろうかと考えているところでございます。

もう一つ、事故が起きる可能性についての御質問、また対応についての御意見等もいただいたところです。実際に代執行に向けての考え方として、市としましても様々なことを考えた部分はございます。実際に解体をする場合、もしくはその落下物を保護するような安全ネットを張るような方法、またアーケード自体そのものを通行止めにして、下に通行者を入れないという方法についても、昨年度の事故発生のときから様々なことも考えてきたところでございます。

その結果といたしまして、応急な処置として、天井材が落下しているという現実もありましたので、その落下物の防護としての防護ネットの設置を行うことによりまして、一定程度の通過に対する安全性は確保できたものとも認識しておりました。

ただ今後、構造体の劣化の状況が激しい部分があって、施設そのものの安全性が確保できないということを踏まえて、今後、降雪期を前にしての解体に向けて、早急な対応が必要であるということも考えましたので、今回ぎりぎりの追加ということにはなりましたけれども、補正予算の計上をさせていただいて代執行を実施したいということで説明をさせていただいているところでございます。

一部通行止めということもあろうかと思うんですけれども、その場合、現在今、商店街、また町内会の中でアーケードに面した部分を出入口とされている方に対しても、その部分を通れないという状況があることもございますので、全てを通行止めにするということで一般市民の生活に支障を来す部分が考えられるということもあり

ましたので、それはできるだけ避けられればと
考えて対応していきたいと考えているところで
ございますので、御理解いただければと思っ
ております。

以上でございます。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） アーケードの鉄骨等の
財産に関しては理解しました。ただ私が危惧す
るのは、この案件が議決されて、行政代執行を
するまでの間、している間、事故が起きたらど
うするんだという責任の追及があるわけですよ
ね。議会側とすれば、やはり市民の安心・安全
を考えた場合、あそこを通行止めにするばいい
んではないですか。万が一落ちた場合、議会に
言ったでしょうと言われたらどうするんですか。
やはり市民の安心・安全を考えた場合、議決さ
れた場合ですよ、これ、私が言うのは。早急に
やはり通行止めをしながら行政代執行の工事を
私はしてもらいたいと思います。

以上であります。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 代執行の最中というか、
代執行を実施した場合の作業の方法、またはそ
の代執行令を出した後の市としての対応という
ことで御意見をいただいたところでございます。

実際その代執行を実施した場合には、作業の
部分、当然通行止めも必要になってくる部分が
ございますので、その場合、仮通路等の設置も
必要になると考えております。それも踏まえま
して、一般市民の利用者の安全を第一に考えま
して、その通行止めの部分、区間についても考
えながら執行していきたいと思っておりますので、御
理解いただければと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よ
って、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、
討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号令和4年度新庄市一般会計補正予
算（第6号）は、原案のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議がありますので、電子表
決システムにより採決を行います。

議案第55号については、原案のとおり決する
ことに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は
反対のボタンを押してください。

（電子表決）

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成12票、反対3票、賛成多
数であります。よって、議案第55号は原案のと
おり可決されました。

日程第21 議会案第3号生産資材 価格高騰対策を求める意見書の提出 について

高橋富美子議長 日程第21議会案第3号生産資材
価格高騰対策を求める意見書の提出についてを
議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

(佐藤文一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤文一産業厚生常任委員長 それでは、議会議案第3号生産資材価格高騰対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年9月26日、新庄市議会議長高橋富美子殿。

提出者、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長佐藤文一。

別紙でございます。

生産資材価格高騰対策を求める意見書。

現下のウクライナ情勢や新型コロナウイルスの感染拡大によって生産資材の調達に係る障壁が顕著化し、肥料、飼料、燃料価格の高騰が続いております。特に化学肥料に関しては、令和3年の春肥価格より倍増し、今年11月以降はさらに値上がりすると報じられております。

国においては、今年8月に「肥料価格高騰対策事業」として、今年度秋肥並びに来年度春肥について、肥料コスト上昇分の7割を補填する政策を打ち出しております。

しかしながら、多くの農業者は将来の営農に対し不安を払拭できておりません。その背景には、生産コスト上昇分を農産物の販売価格に転嫁できないことや、現下の国際情勢を踏まえれば、今後、十分な生産資材を調達できなくなるのではといった懸念があります。

このままでは、農業者の努力の限界を超えて経営状況が悪化し、離農者の増加が加速することは明らかです。さらには、国民の命をつなぐ国産食料の供給に支障を来すことが懸念されます。

国においては、食料の安全保障の強化に向け、激変する国際情勢下における営農環境への影響を注視し、持続可能な営農基盤を確保するため

の施策を講ずることを、以下のとおり強く要請いたします。

記。

1、「肥料価格高騰対策事業」は、随時現状に合わせた施策の見直しを行い、価格高騰が収束するまで事業の継続を図ること。

2. 新たに輸入飼料をはじめ他の生産資材高騰に対する支援策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、農林水産大臣宛て。

以上です。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会議案第3号生産資材価格高騰対策を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第3号生産資材価格高騰対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、
議会案第3号は原案のとおり可決されました。

閉 会

高橋富美子議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 9月定例議会、真剣な討論、誠にありがとうございました。

申すまでもなく9月議会は決算議会ということで、決算書に基づき、あるいは主要施策に基づき、議員の皆様から各方面からいろいろな御意見をいただいたことをしっかり受け止め、今後、来年度に向けた予算編成等にしっかりと検討させていただきたいと思っております。

さて、今日は9月26日ということで、新庄まつりから1か月、あつという間だったなと思っております。この間、第7波のコロナということで、月初めの頃はまだまだ危機感があったのかと思いますが、このところに来ましてかなり終息傾向、物によりますと集団免疫が獲得されてきたんだろうというような話があって、一日も早く日常が取り戻されることを祈っているところであります。

また、台風14号の件がありましたが、かすった程度、ほとんど台風があったのかと。九州の方々の惨事を見ますと、本当に心からお見舞いを申し上げたいなど。毎回毎回災害だらけというようなことで本当に大変だなと。

先週、国交省の最上川中流の要望会に行ってきましたが、不思議なことに向こうの川は1,000ミリに耐えられるというようなことで、

800ミリでもあの程度の災害だと。こちらで800ミリという雨が降りますと、全部の川が氾濫しているというような状況です。その雨が年々北上してきているということもありますので、警戒心を持って今後臨んでいかなくてはならないということで、最上川中流についてもしっかりと堤防、あるいは遊水地の確保などを要望してきたところであります。

そして、9月24日、今村翔吾さんが5月30日にスタートし、そして最終のゴールを新庄市に選んでいただいて、多くの皆さんに歓迎していただいたこと、本人も心から感謝申し上げます。さらには、議員の皆様がぼろ鳶組のはっぴを着て盛り上げていただいたことにも感謝しておりました。新庄を第二のふるさとというようなことで本当に思いを強くいただいている。これも本人はもとより、新庄市の皆さん、そしてファンクラブの皆さんの思いが伝わっているんだなと思います。

頂いた車、大きな鍵なので、こんな鍵なので入らないと思うんですけども、今はきゅっとするんですけども、それも作る時に話題になりましたが、これではないでしょうかということで大きな鍵になったと。今は市庁舎の隣のほうに確保させていただき、しまっている。鍵のかかる場所が必要だなということで、そして、保険が事務所の方しか運転できない保険にしか掛かっていないということで、自賠責しかないということで、今後市として利用する場合、保険を書き換えて、それで市の職員が運転できる形にして、当分の間は市の車庫に置かせていただきたいと思います。

また、それが完了した際には、ゆめりあの山車の脇という提案がございますので、広域の事務局とも了解を取っているわけですが、冬期間、雪になりますので、人が見て管理できる場所ということですので、新庄駅ゆめりあの山車の脇辺りを想定しているところであります。

その後の活用については今後とも検討してまいりたいですが、やっぱり車に傷をつけられないような形で保存してまいりたいと思っております。

9月が終わりまして、いよいよ10月、間もなく、そして明日は国葬ということで、安倍元総理の国葬になるわけですけれども、市といたしましては、庁舎前の日の丸の半旗をもって弔意を表したいということで、他への強制は行わないということ考えているところであります。

10月になりますと大産業まつり、2年間ほどコロナでできなかったわけでありまして、久々の大産業まつり、広域のあります。

そして、アビエスではねぎサミットを行う予定であります。全国青森から京都まで16か所から参加ということで、交流会にも150人ほどの方々が参加すると。私も過去のねぎサミットに参加させていただきましたが、ネギを生産する農家の方々が、本当に情報の交換の場を求めているというようなことを肌で感じたものですから、新庄で開催したいということで手を挙げさせた経過がございます。天候に恵まれて多くの皆さんに、ネギなんですけれども、されどネギですけれども、やはりネギなんです。深谷とか様々なネギが来ますので、1本ずつで結構です。お買い上げいただければ各まちの方々もお喜びいただけるのではないかなと思っております。

また、今回は防災訓練が行われますけれども、これまでの形とは違った形で初めての挑戦、土砂災害とか、そうしたことへの配慮の総合訓練も行わなければいけないと。そうやっていると、あつという間に11月で、12月の議会が来るということで、9月が終わったばかりでそういうことを話したくないんですが、もう本当に日に日にスピード感があるなと思っております。

今村翔吾さんがスタートしたのが5月30日、

着いたのが9月24日ですが、約4か月です。4か月先を考えますと、1月のふるさと応援隊というところまで飛んでしまうというぐらい時のたつのは早いわけでありまして。それほどに生活実態、市民の生活もスピード感を持って対応していかなければならないと思っております。国の経済対策もまた発表される予定でありますので、物価の高騰、燃料費の高騰などに対応した市民生活に対応できるよう考えてまいりたいと思っております。

今後とも、市民の安全・安心のために議会の皆様の、最後になりますが、先ほど北本町商店街のアーケードの件ございました。様々な御意見いただき、心配していただいて大変ありがたく思います。市の姿勢といたしましては、住民の安全・安心に、特に積雪前にという思いがあったこともぜひ御理解賜ればなと思います。費用の回収については、今後適切に交渉しながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともぜひよろしく御指導のほうお願いします。

長期間にわたる9月議会、誠にありがとうございました。

高橋富美子議長 以上をもちまして、令和4年9月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午後2時10分 閉会

新庄市議会議長 高橋 富美子

会議録署名議員 山科 春美

〃 〃 奥山 省三